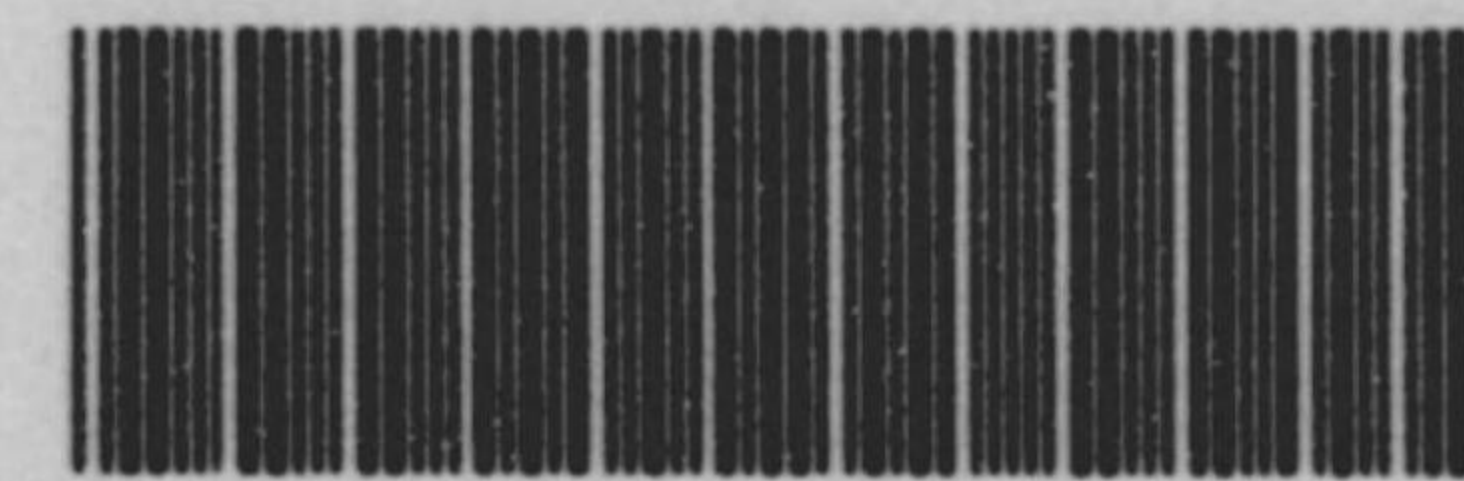


372.1

Ky9945k



\*0042483009\*

0042483-009

372.1-Ky9945k

明治以降教育制度発達史

教育史編纂会・編

竜吟社

第1-12巻

1938-1939

AHC







以<sup>明</sup>降<sup>治</sup>教育制度發達史

第九卷







第二項 地方教育行政機關

學事諸統計(第六期附表)

第八章 華族教育

第一款 概説

第二款 學習院

第三款 女子學習院

五三

六四七

七五九

七五九

七五九

八五五

第九卷 目次終



第七章 大正九年即ち世界大戦直後より  
昭和七年末に至るまで

第二十五款 學校等職員關係

第一項 學校等職員の資格

第一目 學校教員の資格

〔掃下〕

小學校教員の資格

小學校教員の資格に關することは總て小學校令及同施行規則の規定に依るのであるが、此期に於ては別に大なる變更はなかつた。(初等普通教育の款参照)

(第二) 幼稚園長及保姆の資格

幼稚園の園長及保姆の資格は、大正十五年四月勅令第二十四號幼稚園令及文部省令第十七號幼稚園令施行規則の定むる所に依るのである。即ち公立幼稚園の園長たるべき者は小學校の本科正教員又は保姆免許狀を有する者若は教員免許令に依る免狀を有する者たるを要し、保姆は女子にして保姆免許狀を有する者たるべく、保姆免許狀は地方長官に於て行ふ試験檢定若は無試験檢定に合格したる者に地方長官之を授與し全國に通じて有效とする。

(第三) 師範學校中學校高等女學校教員の資格

大正九年三月三十一日文部省令第九號を以て左の如く明治四十一年文部省令第三十二號教員檢定に關する規程中に改

第七章 大正九年世界大戦直後より昭和七年末に至るまで



正が行はれた。

明治四十一年文部省令第三十二號教員檢定ニ關スル規程中左ノ通改正ス

第二條第二項中「數學ハ算術、代數、幾何、三角法、解析幾何、微分積分ノ四部ニ」ヲ削リ第五項ヲ左ノ如ク改ム  
數學ハ算術、代數、幾何、三角法及高等數學初步ニ就キ檢定ス

附 則

本令ハ大正十年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行前算術代數幾何ノ免許狀ヲ授與セラレタル者ニ對スル數學科ノ試験檢定ハ三角法及高等數學初步、三角法若ハ解析幾何ノ免許狀ヲ授與セラレタル者ニ對スル數學科ノ試験檢定ハ高等數學初步ニ就キ本試験ヲ行フ  
前項ノ本試験ニ合格シタル者ニ對シテハ數學科ノ免許狀ヲ授與ス

大正十年三月四日文部省令第十四號を以て左の如く教員檢定に關する規程中に改正が行はれた。

教員檢定ニ關スル規程中左ノ通改正ス

第二條第一項但書ヲ削リ「國語及漢文」ヲ「國語 漢文」ニ、「物理及化學」ヲ「物理 化學」ニ改メ第二項中「物理及化學ハ物理、化學ノ二部ニ」ヲ削リ「動物及生理、植物、礦物ノ三部」ヲ「動物、植物、礦物、生理及衛生ノ四部」ニ改ム

第四條中「第四號及第五號」ヲ「第四號、第五號及第九號」ニ、「明治三十一年文部省令第七號第一條若ハ第二條ニ該當スル資格アル醫師ノ検査書」ヲ「醫師法ニ依ル醫師ノ身體検査書」ニ、「品行」ヲ「性行」ニ改ム

第五條中「第二號」ヲ「第二號及第九號」ニ改メ「一般ノ」ヲ削リ「小學校本科正教員若ハ尋常小學校本科正教員」ヲ「小學校本科正教員、尋常小學校本科正教員、小學校專科正教員若ハ小學校准教員」ニ改メ第七號ノ次ニ左ノ二號ヲ加フ

八 外國ニ於テ師範學校、中學校、高等女學校ニ準スヘキ學校ヲ卒業シタル者

九 文部大臣ニ於テ某學科目ニ關シ適當ト認定シタル學校ヲ卒業シタル者

第六條 削除

第七條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ文部大臣ノ適當ト認メタル學科目ニ關シ無試験檢定ヲ受クルコトヲ得

一 文部大臣ノ指定シタル學校ノ卒業者及選科修了者

二 第五條第一號乃至第八號ニ該當スル者ニシテ卒業者ノ教員無試験檢定ニ關シ文部大臣ノ許可ヲ受ケタル公立、私立學校ニ入り三箇年以上在學シテ卒業シタル者但シ修業年限四箇年ノ高等女學校、高等女學校實科若ハ實科高等女學校卒業者ニ在リテハ家事、裁縫、手藝ノ一科目又ハ數科目ヲ修ムル場合ノ外四箇年以上トス

三 高等學校高等科教員免許狀ヲ有スル者

四 第五條第一號乃至第八號ニ該當スル者ニシテ外國ノ大學又ハ之ニ準スヘキ學校ニ於テ修學シ學位若ハ卒業證書ヲ受領シタル者

五 相當ノ學歷ヲ有シ師範學校、官立、公立中學校、高等女學校及之ト同等以上ノ官立、公立學校ニ於テ五箇年以上檢定ヲ受ケントスル學科目ノ教授ヲ擔任シ其ノ成績優良ナル者

第八條第二項ノ次ニ左ノ二項ヲ加ヘ第三項ヲ削ル

第七章 大正九年世界大戰直後より昭和七年末に至るまで



國語科ノ豫備試験ニ於テハ漢文、漢文科ノ豫備試験ニ於テハ國語ヲ併セ課ス

豫備試験ニ合格シタル者ハ次ノ試験檢定ニ同一學科目ニ付出願スル場合ニ限り豫備試験ヲ免ス

第九條中「教員免狀ヲ有スル者」ノ下ニ「若ハ小學校本科正教員」ヲ加ヘ「小學校本科正教員若ハ尋常小學校本科正教員ノ免許狀ヲ有スル者ニ對シテハ教育大意」ヲ削ル

第十二條中「國語及漢文」ヲ「日本史東洋史」ニ、「試験檢定」ヲ「檢定」ニ、「國語、漢文」ヲ「日本史、東洋史」ニ改ム

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行前ニ於テ國語、漢文ノ一ニ關シ成績佳良ノ證明書ヲ授與セラレタル者ニ對シテハ國語科若ハ漢文科ノ免許狀ヲ授與ス

第一號書式中「記載注意」二ノ下ニ「三 一科目以上併願ノ場合ト雖願書ハ必ス一通ニ認ムヘシ」ヲ加ヘ「三」ヲ「四」ニ改ム

第二號書式中「記載注意」ヲ「記載注意一」ニ改メ同項ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ

〔記載注意二〕教員檢定ニ關スル規程第七條第五號ノ無試験檢定出願者ニ在リテハ本書式ニ準シ學業、業務、賞罰ニ關スル事項ヲ詳記スヘシ

同日又文部省令第十五號を以て左の如く明治四十二年文部省令第四號教員檢定受験資格認定に關する規則中に改正が

行はれた。

教員檢定受験資格認定學校ニ關スル規則中左ノ通改正ス

第一條中「第六條第二號」ヲ「第五條第九號」ニ改ム

第二條 認定ヲ爲スヘキ學校ハ設立後五箇年ヲ經過シ其ノ管理及維持ノ方法確實ニシテ所定ノ學科ヲ教授スルニ足ルヘキ相當ノ教員及設備ヲ具ヘ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノニ限ル

一 尋常小學校卒業者又ハ之ト同等以上ノ學力ヲ有スル者ヲ入學資格トスル學校ニ在リテハ修業年限四箇年以上

二 高等小學校卒業者又ハ之ト同等以上ノ學力ヲ有スル者ヲ入學資格トスル學校ニ在リテハ修業年限二箇年以上

第三條 認定ヲ受ケタル學校ニ於テ第一條第一號、第二號、第七號及第八號ノ事項ニ變更アリタルトキハ文部大臣ニ開申シ第三號ノ變更ハ文部大臣ノ認可ヲ受クヘシ

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行前ニ於テ認定ヲ受ケタル學校ハ其ノ認定ヲ受ケタル時ニ遡リ之ヲ本令ニ依リ認定セラレタルモノト看做ス

大正十一年五月二十日文部省令第二十號を以て左の如く教員檢定に關する規程中に改正が行はれた。

教員檢定ニ關スル規程中左ノ通改正ス

第五條第九號ノ次ニ左ノ一號ヲ加フ

十 第一號及第二號ニ準スヘキ學歷アル者

第七章 大正九年世界大戰直後より昭和七年末に至るまで



本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

大正十三年九月十三日文部省令第二十號を以て左の如く教員檢定に關する規程中に改正が行はれた。

教員檢定ニ關スル規程中左ノ通改正ス

第二條第二項中「圖畫ハ毛筆畫用器畫、鉛筆畫用器畫ノ二部」ヲ「圖畫ハ日本畫用器畫、西洋畫用器畫ノ二部」ニ改ム

第五條第一項但書中「第二號及第九號」ヲ「第二號、第四號及第九號」ニ改ム

第七條第二號ヲ左ノ如ク改ム

二 第五條第一號乃至第八號ニ該當スル者ニシテ卒業者ノ教員無試験檢定ニ關シ文部大臣ノ許可ヲ受ケタル公立、私立學校ニ入り三箇年以上在學シテ卒業シタル者但シ體操科ヲ修ムル者ニ在リテハ二箇年以上トシ修業年限四箇年ノ高等女學校、高等女學校實科若ハ實科高等女學校ノ卒業者並第五條第三號ニ該當スル者及第四號中修業年限四箇年ノ高等女學校卒業者ニ準スヘキ者ニ在リテハ家事、裁縫、體操、手藝ノ一科目又ハ數科目ヲ修ムル場合ノ外四箇年以上トス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和二年一月二十七日文部省令第一號を以て左の如く師範學校、中學校、高等女學校教員無試験檢定許可規程が定められた。

師範學校、中學校、高等女學校教員無試験檢定許可規程左ノ通定ム

師範學校、中學校、高等女學校教員無試験檢定許可規程

第一條 教員檢定ニ關スル規程第七條第二號ニ依ル許可ヲ受ケムトスルトキハ公立學校ニ在リテハ管理者ニ於テ、

私立學校ニ在リテハ設立者ニ於テ左ノ事項ヲ具シ文部大臣ニ申請スヘシ

一 名稱

二 位置

三 學則

四 無試験檢定ノ取扱ヲ受ケムトスル學科及教員免許狀ヲ受クヘキ見込ノ學科目

五 生徒定員及現在生徒數(學科別、學年別及學級別)

六 當該學科ノ卒業者數(年度別)及卒業後ノ情況

七 學校長及當該學科擔任教員ノ履歷書、擔任學科目、擔任時數及專任兼任ノ區別ヲ記シタル調書

八 校地、校舍及寄宿舎ノ圖面

九 教科書及參考書ノ目錄

十 教授用器具、機械及標本ノ目錄

十一 經費及維持ノ方法

第七章

大正九年世界大戰直後より昭和七年末に至るまで



十二 學校財産ノ總額

第二條 許可ヲ受ケヘキ學校ハ其ノ管理及維持ノ方法確實ニシテ相當ノ教員及設備ヲ具ヘ更ニ左ノ各號ニ該當シ其ノ成績優良ナルモノタルヘシ

一 前條第四號ノ學科目ノ課程ハ高等師範學校又ハ女子高等師範學校ノ當該學科目ノ課程ト同等以上ニシテ別ニ相當補助學科目ヲ具フルコト

二 教員養成上必要ナル施設ヲ有スルコト

三 當該學科ノ授業開始後相當ノ期間ヲ經過シタルコト

第三條 許可ヲ受ケタル學校ニ於テ卒業試験ヲ施行セムトスルトキハ公立學校ニ在リテハ管理者ニ於テ、私立學校ニ在リテハ設立者ニ於テ試験ノ日時及試験ノ方法ヲ具シ三十日前ニ文部大臣ニ開申スヘシ

第四條 文部大臣ハ教員檢定委員又ハ其ノ他ノ吏員ヲシテ卒業試験ニ立會ハシムルコトアルヘシ

前項ノ委員又ハ其ノ他ノ吏員ハ卒業試験問題及答案ヲ査閱ス但シ委員又ハ吏員ニ於テ試験問題、試験ノ方法不齊當ト認ムルトキハ之ヲ變更シ又ハ變更セシムルコトヲ得

第五條 文部大臣ハ必要ニ應ジ教員檢定委員又ハ其ノ他ノ吏員ヲ派遣シテ生徒ノ學力、教授訓練ノ情況等ヲ檢閲セシムルコトアルヘシ

第六條 學校長ハ卒業試験合格者ノ本籍、氏名、生年月日、各學年各學科目ノ點數席次、各學年ノ授業總時數、出席時數及缺席時數ヲ具シ試験終了後遲滞ナク文部大臣ニ開申スヘシ

第七條 卒業試験合格者中授業總時數ノ四分ノ一以上授業ヲ受ケサル者ハ教員檢定ニ關スル規程第七條ノ取扱ヲ爲

スノ限ニアラス

第八條 許可ヲ受ケタル學校ニ於テ第一條第一號乃至第三號、第五號中生徒定員及第八號ノ事項ヲ變更セムトスルトキハ文部大臣ノ認可ヲ受ケ第七號、第九號中教科書及第十一號ノ事項ヲ變更シタルトキハ遲滞ナク文部大臣ニ開申スヘシ但シ他ノ規定ニ依リ文部大臣ニ開申シ若ハ其ノ認可ヲ受ケタル事項ハ此ノ限ニアラス

第九條 許可ヲ受ケタル學校ニ於テ教員檢定ニ關スル規程第五條第一號乃至第八號ニ該當スル者ノ入學ヲ許可シタルトキハ入學ノ際左ノ書類ヲ提出セシムルコトヲ要ス

一 履歷書

二 戶籍抄本

三 教員檢定ニ關スル規程第五條第一號、第二號、第四號、第五號及第八號該當者ニ在リテハ卒業ニ關スル當該學校長ノ證明書

四 教員檢定ニ關スル規程第五條第三號該當者ニ在リテハ合格證明書

五 教員檢定ニ關スル規程第五條第六號該當者ニ在リテハ免許狀授與ニ關スル當該地方長官ノ證明書

六 教員檢定ニ關スル規程第五條第七號該當者ニ在リテハ免許狀授與ニ關スル證明書

師範學校卒業者ニ在リテハ前項ノ外地方長官ノ入學承認書又ハ服務義務終了證明書ヲ添付セシムルコトヲ要ス

第十條 許可ヲ受ケタル學校ニ於テハ左ノ書類ヲ具ヘ之ヲ保存スヘシ

一 其ノ學校ニ關係アル官廳ノ令達及往復書類

二 學則

第七章 大正九年世界大戰直後より昭和七年末に至るまで



- 三 日課表、各教員擔任學科目及時間表、教科書配當表
  - 四 職員名簿及履歷書
  - 五 生徒學籍簿
  - 六 學年試驗問題、答案及成績表
  - 七 職員出勤簿、生徒毎時出席簿
  - 八 資産原簿、出納簿及經費ノ豫算決算ニ關スル帳簿
  - 九 圖書、器具、機械、標本目錄
- 生徒學籍簿ニハ生徒ノ本籍、住所、氏名、生年月日、入學及卒業ノ年月日、入學前ノ學歴等ヲ記載スヘシ
- 第十一條 許可ヲ受ケタル學校ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ文部大臣ハ其ノ許可ヲ取消スコトアルヘシ
- 一 本令ノ規定ニ違背シタルトキ
  - 二 教授訓練不適當ナルトキ
  - 三 管理及維持ノ方法不確實ナルトキ

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

明治三十二年文部省令第二十五號ハ之ヲ廢止ス

従前ノ規程ニ依リ文部大臣ノ許可ヲ受ケタル學校ハ本令ニ依リ許可ヲ受ケタルモノト看做ス

昭和二年十二月十五日勅令第三百五十五號を以て左の如く教員免許令中に改正が行はれた。

教員免許令中左ノ通改正ス

第六條中「金五圓」ヲ「金七圓」ニ改ム

附 則

本令ハ昭和三年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

右の改正は検定手数料の増額である。

昭和四年六月二十四日文部省令第三十五號を以て左の如く教員檢定に關する規程中に改正が行はれた。

明治四十一年文部省令第三十二號教員檢定ニ關スル規程中左ノ通改正ス

第七條第五號中「官立、公立」ヲ削ル

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

右は從來第七條第五號に該當する者即ち相當の學歴を有し師範學校、官立、公立中學校、高等女學校及之と同等以上の官立、公立學校に於て五箇年以上檢定を受けんとする學科目の教授を擔任し其の成績優良なる者には無試験檢定を受ける資格を與へて居たのであるが、今回之を改め官立公立の文字を削り私立學校に於て教授したる經歷ある者にも同様の資格を與ふることとしたのである。



昭和七年八月三十日文部省令第十五號を以て左の如く教員檢定に關する規程中に改正が行はれた。

教員檢定ニ關スル規程中左ノ通改正ス

題名ヲ「師範學校中學校高等女學校教員檢定規程」ニ改ム

第一條中「受檢人」ヲ「受檢者」ニ改ム

第二條 檢定ヲ爲スヘキ學科目左ノ如シ

修身	公民科	教育
國語漢文	歷史	地理
外國語	數學	理科
家事	裁縫	手工藝
實業	圖畫	手工
音樂	作業科	體操

國語漢文ハ國語、漢文、習字ノ三部ニ、外國語ハ英語、獨語、佛語、支那語ノ四部ニ、理科ハ動物、植物、礦物、生理及衛生、物理、化學ノ六部ニ、手藝ハ刺繡、造花、編物、染色、機織ノ五部ニ、實業ハ農業、工業、商業、簿記ノ四部ニ、圖畫ハ日本畫用器畫、西洋畫用器畫ノ二部ニ、體操ハ體操、教練、劍道、柔道ノ四部ニ分チテ檢定ヲ出願スルコトヲ得此ノ場合ニ於テ一學科目ノ一部又ハ數部ノ檢定ヲ出願スルモ其ノ手數料ニ關シテハ一學科目ト看做ス

師範學校專攻科並ニ高等女學校高等科及專攻科教員ノ檢定ハ家事、裁縫ニ限り之ヲ行フ此ノ場合ニ於テ家事ハ衣

服食物住居及家事經濟、育兒看護家庭衛生及生理ノ二部ニ、裁縫ハ和服裁縫、洋服裁縫ノ二部ニ分チテ檢定ヲ出願スルコトヲ得其ノ手數料ニ關シテハ前項ノ例ニ依ル

第三條第二項中「試驗ヲ爲スヘキ學科目」ヲ「試驗ヲ行フヘキ學科目」ニ、「試驗施行ノ期日」ヲ「試驗施行ノ期日及注意」ニ改ム

第五條中但書ヲ「師範學校專攻科並ニ高等女學校高等科及專攻科教員ノ試驗檢定ヲ受クルコトヲ得ル者ハ高等師範學校、女子高等師範學校、臨時教員養成所、專門學校若ハ專門學校ト同等以上ノ學校トシテ文部大臣ノ指定シタル學校ノ卒業者又ハ當該學科目ニ關シ教員免許令ニ依リ授與セラレタル教員免許狀ヲ有スル者ニ限ル」ニ、第四號中「專門學校入學者檢定規程第八條第一號」ヲ「專門學校入學者檢定規程第十一條」ニ、第五號中「徵兵令第十三條又ハ文官任用令第六條」ヲ「兵役法施行令第百條第三號又ハ文官任用令第六條第一號」ニ改ム

第七條第二號中「第五條第一號乃至第八號」ヲ「第五條各號ノ一」ニ、「及第四號中修業年限四箇年ノ高等女學校卒業者ニ準スヘキ者」ヲ「及第四號中修業年限四箇年ノ高等女學校卒業者ニ準スヘキ者」ヲ「及第四號中修業年限四箇年ノ高等女學校卒業者ニ準スヘキ者又ハ修業年限五箇年ノ高等女學校第四學年修了者」ニ改メ第三號ノ次ニ左ノ一號ヲ加ヘ第四號ヲ第五號ニ、第五號ヲ第六號ニ繰下ク

四 實業學校教員免許狀ヲ有スル者

第七條ノ二 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ師範學校專攻科並ニ高等女學校高等科及專攻科ノ家事又ハ裁縫ニ關シ無試験檢定ヲ受クルコトヲ得

一 學位ヲ有スル者

二 大學ヲ卒業シタル者又ハ大學ニ於テ試験ニ合格シ學士ト稱スルコトヲ得ル者

第七章 大正九年世界大戰直後より昭和七年末に至るまで



- 三 外國ニ於テ大學若ハ之ニ準スヘキ學校ニ入り學位若ハ卒業證書ヲ有スル者
  - 四 文部大臣ノ指定シタル學校ノ卒業者
  - 五 相當ノ學歷ヲ有シ師範學校專攻科、高等女學校高等科又ハ專攻科、女子高等師範學校、臨時教員養成所、專門學校又ハ之ト同等以上ノ學校ニ於テ五箇年以上當該學科目ノ教授ヲ擔任シ其ノ成績優良ナル者
- 第八條 試驗檢定ヲ分チテ豫備試驗、本試驗トス但シ師範學校專攻科並ニ高等女學校高等科及專攻科教員ノ試驗檢定ニ於テハ豫備試驗ヲ行ハス
- 豫備試驗ヲ施行スル學科目ニ在リテハ豫備試驗ニ合格シタル者ニアラサレハ本試驗ヲ受クルコトヲ得ス
- 豫備試驗ニ合格シタル者ハ次ノ試驗檢定ニ於テ同一ノ學科目ニ付出願スル場合ニ限り豫備試驗ヲ免ス
- 國語漢文ノ内國語ノ豫備試驗ニ於テハ漢文ヲ、漢文ノ豫備試驗ニ於テハ國語ヲ併セ課ス
- 理科ノ内各部ノ豫備試驗ニ於テハ一般理科ヲ併セ課ス
- 第九條 中本文ヲ「試驗ハ受験者出願ノ學科目ニ就キ其ノ教員タラントスル學校ノ學科目ヲ教授スルニ足ルハキ程度ヲ標準トシテ之ヲ行ヒ國民道德要領、教育大意及教授法ノ試驗ヲ併セ行フ」ニ改ム
- 第十一條 體操ノ内教練ノ試驗檢定ヲ出願シタル者ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ニ就キテハ教練ノ試驗ヲ免ス
- 一 陸軍歩兵科士官
  - 二 陸軍歩兵科下士官任官後滿四箇年以上現役ニ服シタル者
- 體操ノ内教練、劍道、柔道ノ試驗ハ女子ニ對シテハ之ヲ行ハス
- 第十二條 中第一項ヲ左ノ如ク改ム

日本畫用器畫又ハ西洋畫用器畫ノ試驗檢定ヲ受ケタル者ニシテ日本畫、西洋畫又ハ用器畫ノ一以上ニ關シ成績佳良ナルトキハ教員檢定委員會長ハ其ノ部分ノ成績ニ關シ證明書ヲ授與スヘシ歴史ノ試驗檢定ヲ受ケタル者ニシテ日本史、東洋史又ハ西洋史ニ關スル各部分ニ就キ成績佳良ナルトキ亦同シ

第一號書式中「師範學校中學校高等女學校」ヲ「師範學校中學校高等女學校（師範學校專攻科高等女學校高等科及專攻科）」ニ改ム

第七號書式別記第一號中「明治三十三年文部省令第四號學生生徒身體檢査規程」ヲ「學生生徒兒童身體檢査規程」ニ改ム

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第七條第一號又ハ第二號ニ該當スル者ニシテ法制及經濟、日本史東洋史ニ關シ無試驗檢定ヲ受クルコトヲ得ル者ハ當該學科目ニ付昭和十一年三月末日迄仍從前ノ規定ニ依リ出願スルコトヲ得

前項ノ出願者ニ對スル檢定ハ仍從前ノ規定ニ依リ之ヲ行フ

歴史ノ試驗檢定ニ關シテハ本令ニ依ルノ外昭和八年度迄從前ノ規定ニ依ルコトヲ得

昭和七年文部省告示第百七十九號第五十七回師範學校中學校高等女學校教員試驗檢定ハ從前ノ規定ニ依リ之ヲ行フ

右は前に高等普通教育のことを説く際に述べた如く當時中學校高等女學校等の學科課程に大改正が行はれたので、之と關聯して教員檢定規程中にも廣範圍の改正が施されたのである。



同日又文部省令第十六號を以て左の如く師範學校中學校高等女學校法制及經濟理科農業工業手工教員免許狀の效力に關する件が定められた。

師範學校中學校高等女學校法制及經濟理科農業工業手工教員免許狀ノ效力ニ關シ左ノ通定ム  
法制及經濟ノ教員免許狀ハ公民科ノ教員免許狀ト同一ノ效力ヲ有ス  
本令施行前授與セラレタル理科ノ教員免許狀ハ高等女學校ニ限り其ノ效力ヲ有ス  
農業、工業、手工ノ教員免許狀ハ當分ノ内作業科ノ教員免許狀ト同一ノ效力ヲ有ス

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

右は中等學校に於ける從來の法制及經濟が公民科と改められ中學校に於て物理、化學、生物、礦物を併合した理科が設けられ、又農業、工業、手工を包含せる作業科が設けられた關係で教員免許の效力に關し特別の規定を設くる必要があつたが爲である。

(第四) 高等學校教員の資格

大正九年五月七日文部省令第十三號を以て左の如く高等學校教員規程中に改正が行はれた。

高等學校教員規程中左ノ通改正ス

第九條中「學習院高等學科」ヲ「學習院高等科及元高等學科」ニ改ム

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

右は第九條に依り學習院高等學科卒業者は高等學校教員試験を受くる資格を有するのであるが、今回學習院高等學科が學習院高等科と改められたので之に伴ひ改正を必要とするに至つたのである。

大正十年七月七日文部省令第三十三號を以て左の如く高等學校教員規程中に改正が行はれた。

高等學校教員規程中左ノ通改正ス

第十條中「及外國ニ於テ高等學校ニ準スヘキ學校ヲ卒業シ更ニ」ヲ「及本邦ニ於テ高等學校若ハ之ニ準スヘキ學校ヲ卒業シ又ハ外國ニ於テ高等學校ニ準スヘキ學校ヲ卒業シ更ニ外國ニ於テ」ニ改ム

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

右は從來第十條には「第九條第一號及第二號ニ該當スル者、高等師範學校專攻科又ハ東京高等商業學校專攻部ヲ卒業シタル者及外國ニ於テ高等學校ニ準スヘキ學校ヲ卒業シ更ニ大學若ハ之ニ準スヘキ學校ニ入り學位若ハ卒業證書ヲ有スル者ハ文部大臣ノ適當ト認メタル學科目ニ關シ無試験檢定ヲ受クルコトヲ得」とあつたのを改め、本邦に於て高等學校若は之に準すべき學校を卒業し其後外國に於て大學若は之に準すべき學校に學びたる者を加へたのである。

大正十年九月十三日文部省令第三十九號を以て左の如く高等學校教員規程中に改正が行はれた。

高等學校教員規程中左ノ通改正ス

第九條第九號中「五年以上高等學校」ヲ「五年以上大學、大學豫科、高等學校」ニ改ム



附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

右は第九條に五年以上高等學校、專門學校又は之に準すべき學校の教員たりし者には高等學校教員試験檢定を受くる資格を認めて居たのを改め、五年以上大學及大學豫科の教員たりし者にも同様の資格を認むることとしたのである。

同日又文部省告示第四百四十九號を以て左の如く高等學校教員規程に依る專門學校に準すべき指定學校に關する件が定められた。

大正八年文部省令第十號高等學校教員規程第九條第二項ニ依リ左記學校ヲ專門學校ニ準スヘキ學校ト指定ス

- |                      |          |
|----------------------|----------|
| 高等師範學校               | 海軍大學校    |
| 女子高等師範學校             | 海軍兵學校    |
| 東京女子高等師範學校附屬高等女學校專攻科 | 海軍機關學校   |
| 京都府立第一高等女學校專攻科       | 海軍經理學校   |
| 高等女學校高等科             | 水産講習所    |
| 學習院高等科及元高等學科         | 商船學校     |
| 女子學習院高等科             | 京城專修學校   |
| 神宮皇學館                | 京城工業專門學校 |
| 東亞同文書院               | 水原農林專門學校 |

- 陸軍大學校
- 陸軍砲兵學校
- 陸軍士官學校
- 陸軍經理學校

- 臺灣總督府高等商業學校
- 臺灣總督府商業專門學校
- 臺灣總督府農林專門學校
- 旅順工科學堂

大正十五年八月二十七日文部省令第二十九號を以て左の如く高等學校教員規程中に改正が行はれた。

高等學校教員規程中左ノ通改正ス

第八條第一項中第三號ノ次ニ左ノ一號ヲ加フ

四 戶籍抄本

第十條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ文部大臣ノ適當ト認メタル學科目ニ關シ無試験檢定ヲ受クルコトヲ得

- 一 前條第一項第一號、第二號及第九號ニ該當スル者
- 二 高等師範學校專攻科若ハ之ニ準スヘキ學校ヲ卒業シタル者
- 三 元東京高等商業學校專攻部ヲ卒業シタル者
- 四 本邦ニ於テ高等學校若ハ之ニ準スヘキ學校ヲ卒業シ又ハ外國ニ於テ高等學校ニ準スヘキ學校ヲ卒業シ更ニ外國ニ於テ大學若ハ之ニ準スヘキ學校ニ入り學位又ハ卒業證書ヲ有スル者

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第七章 大正九年世界大戰直後より昭和七年末に至るまで



右は高等學校教員無試験檢定を受け得る者の中に高等師範學校專攻科に準ずべき學校を卒業したる者を加へ、又從來第九條第一號、第二號及第九號に該當する者及其他の者を併せて書き流しに規定して居たのを改め、之を四號に分ちて規定することとしたのであつた。私立大東文化學院の卒業者の如きも右の改正に依り、高等師範學校專攻科に準ずべき學校の卒業者として無試験檢定の資格を認められたのである。

(第五) 専門學校教員の資格

専門學校教員の資格に關しては此期に於て別に變更はなかつた。

尙ほ之は特殊のことであるが、

大正十年十一月一日外務省令第九號を以て左の如く東亞同文書院教員資格に關する規程が定められた。

東亞同文書院教員資格ニ關スル規程左ノ通相定ム

東亞同文書院教員資格ニ關スル規程

東亞同文書院ノ教員タルコトヲ得ヘキ者左ノ如シ

- 一 學位ヲ有スル者
- 一 帝國大學若ハ官立大學卒業者又ハ帝國大學若ハ官立大學ニ於テ試験ニ合格シ學士ト稱スルコトヲ得ル者
- 一 官立學校ヲ卒業シ學士ト稱スルコトヲ得ル者
- 一 外務大臣ノ認可シタル者

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

大正十一年九月十一日外務省令第十二號を以て左の如く日露協會學校教員資格に關する規程が定められた。

日露協會學校教員資格ニ關スル規程左ノ通相定ム

日露協會學校教員資格ニ關スル規程

日露協會學校ノ教員タルコトヲ得ヘキ者左ノ如シ

- 一、學位ヲ有スル者
- 一、帝國大學若ハ官立大學卒業者又ハ帝國大學若ハ官立大學ニ於テ試験ニ合格シ學士ト稱スルコトヲ得ル者
- 一、官立學校ヲ卒業シ學士ト稱スルコトヲ得ル者
- 一、外務大臣ノ認可シタル者

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

(第六) 大學教員の資格

大學教員の資格に關しては此期に於て別に變更はなかつた。

(第七) 實業學校教員の資格

大正九年五月八日文部省告示第三百七號を以て左の如く公立私立實業學校教員資格に關する告示中に改正が行はれた。



大正八年文部省告示第九十二號中左ノ通改正ス

「元大阪工業學校卒業生」ノ次ニ「大阪高等工業學校附設工業教員養成所卒業生」ヲ「農商務省所管水産講習所本科卒業生」ノ次ニ「東京商科大學豫科、附屬商業專門部、附屬商業教員養成所卒業生」ヲ加ヘ「東京高等商業學校卒業生」ヲ「元東京高等商業學校卒業生」ニ「東京高等商業學校附設商業教員養成所卒業生」ヲ「元東京高等商業學校附設商業教員養成所卒業生」ニ改ム

大正九年十二月十八日文部省令第三十四號を以て左の如く公立私立實業學校教員資格に關する規程中に改正が行はれた。

公立私立實業學校教員資格ニ關スル規程中左ノ通改正ス

第二條 一般ノ實業學校ノ教員タルコトヲ得ル資格ヲ有スル者ノ外左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ實業補習學校ノ教員タルコトヲ得

員タルコトヲ得

一 實業補習學校教員養成所卒業生

二 小學校本科正教員又ハ小學校專科正教員ノ免許狀ヲ有スル者

第二條ノ二 實業ニ關スル特別ノ知識經驗ヲ有スル者ハ地方長官ノ認可ヲ受ケ實業補習學校ノ教員タルコトヲ得

第三條中「第二條」ヲ「第二條ノ二」ニ改ム

第四條中「第一條又ハ第二條」ヲ「第一條乃至第二條ノ二」ニ、「助教諭、訓導又ハ准訓導」ヲ「及助教諭」ニ

改ム

第四條ノ二 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ニアラサレハ公立實業補習學校ノ教諭ト稱スルコトヲ得ス

一 一般ノ實業學校ノ教員タルコトヲ得ル資格ヲ有スル者

二 修業年限二年ノ實業補習學校教員養成所ヲ卒業シタル者

三 前號以外ノ實業補習學校教員養成所ヲ卒業シタル者ニシテ三年以上助教諭ノ職ニ在リタルモノ

四 小學校本科正教員又ハ小學校專科正教員ノ免許狀ヲ有スル者ニシテ六年以上助教諭ノ職ニ在リタルモノ

實業補習學校以外ノ公立學校ノ教諭又ハ助教諭ノ職ニ在リタル者ハ前項ノ規定ニ拘ラス公立實業補習學校ノ教諭ト稱スルコトヲ得

第五條中「徒弟學校」ヲ「職業學校」ニ、「前條」ヲ「第四條」ニ改ム

附 則

本令ハ大正十年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

大正八年文部省告示第九十二號公立私立實業學校教員タルコトヲ得ル者ノ指定第二號各項ノ一ニ該當シ本令施行ノ際現ニ實業學校ノ教諭又ハ助教諭ノ職ニ在ル者ハ實業學校教員ノ資格ヲ有スルモノトス

本令施行ノ際現ニ實業補習學校ノ訓導ノ職ニ在ル者ハ實業補習學校教員ノ資格ヲ有スルモノトス

本令施行ノ際現ニ實業補習學校訓導ノ職ニ在ル者ニシテ第二條第一項ノ資格ヲ有スルモノニ付テハ第四條ノ二ノ適用ニ關シ助教諭ノ在職年數ヲ相當斟酌スルコトヲ得

大正十一年三月三十一日マテニ設置セラレタル實業補習學校教員養成所ニ準スヘキ施設ニシテ文部大臣ノ指定シタルモノハ本令ノ適用ニ關シ實業補習學校教員養成所ト看做ス



右の改正は主として實業補習學校教員の資格に關するものである。今回實業補習學校教員の名稱待遇を改め從來の訓導准訓導を教諭助教諭としたので（第二項學校等職員の職制身分待遇等參照）、之と關聯して其の任用資格に改正を加へたのである。從來實業補習學校の教員には地方長官の認可したる者を任用し得ることとなつて居たが今回は第二條に實業補習學校の一般資格を定め、又實業補習學校教員にして教諭と稱することを得る者の資格をも定めたのであつた。其の他工業學校規程の改正に依り徒弟學校の名稱が廢止せられ、職業學校なるものが認めらるることとなつたので、之に伴ひ教員資格に關する規程にも改正を施したのである。

大正十年四月一日文部省告示第二百三十八號を以て左の如く大正八年文部省告示第九十二號公立私立實業學校教員たることを得る者の指定中に改正が行はれた。

大正八年文部省告示第九十二號公立私立實業學校教員タルコトヲ得ル者ノ指定中左ノ通改正ス

第一號中「東京高等工業學校附設工業教員養成所本科卒業生」ヲ「東京高等工業學校附設工業教員養成所卒業生」

ニ改メ「東京帝國大學元農科大學附屬農業教員養成所卒業生」ノ下ノ但書ヲ削リ「元東京音樂學校本科卒業生」ノ

次ニ「學習院高等科卒業生」ヲ加ヘ「學習院高等學科卒業生」ヲ「學習院元高等學科卒業生」ニ改ム

第二號ヲ左ノ如ク改ム

小學校本科正教員又ハ小學校專科正教員ノ免許狀ヲ有スル者ハ尋常小學校卒業程度ヲ以テ入學資格トスル實業學校ノ第二學年以下ノ教授ヲ擔任スル場合ニ限り實業學校ノ教員タルコトヲ得但シ男子ノ實業學校ニ在リテハ大正十五年三月三十一日マテニ實業學校教員ノ職ニ就キタル者ニ限ル

大正十年六月二十二日文部省告示第三百九十八號を以て左の如く公立私立實業學校教員資格に關する規程附則第五項に依り實業補習學校教員資格に關し指定せられた。

公立私立實業學校教員資格ニ關スル規程附則第五項ニ依リ實業補習學校教員資格ニ關シ指定スルコト左ノ如シ

元東京府立農業教員養成所

元滋賀縣農業教員養成所

元石川縣立農業教員養成所

元山口縣農業科教員養成所

元熊本縣立熊本農業學校附設農業教員養成所

大正十年九月八日左記文部省告示第四百四十三號が發せられた。

大正九年文部省令第三十四號附則第五項ニ依リ指定スルコト左ノ如シ

村山臨時實業教員養成所

庄内臨時實業教員養成所

置賜臨時實業教員養成所

元長野縣實業補習學校教員養成所

元長野縣立農事講習所元第二部

第七章 大正九年世界大戰直後より昭和七年末に至るまで



廣島縣立西條農學校附設農業教員講習所

岩手縣實業補習學校教員養成所

群馬縣師範學校農業講習科

大正十一年一月二十四日文部省令第四號を以て左の如く實業學校教員檢定に關する規程が定められた。

實業學校教員檢定ニ關スル規程左ノ通定ム

實業學校教員檢定ニ關スル規程

- 第一條 實業學校教員檢定ハ受檢者ノ學力、性行及身體ニ就キ之ヲ行フ
- 第二條 檢定ヲ爲スヘキ學科目ハ實業ニ關スル學科目中ニ就キ之ヲ定メ文部大臣告示ス
- 第三條 試驗檢定ハ毎年少クトモ一回之ヲ行ヒ無試驗檢定ハ隨時之ヲ行フ
- 試驗檢定ノ出願期限ハ文部大臣之ヲ告示シ試驗施行ノ期日及場所ハ教員檢定委員會長之ヲ公告ス
- 第四條 檢定ヲ受ケムトスル者ハ第一號書式ノ願書ニ左ノ書類ヲ添ヘ試驗檢定ニ在リテハ其ノ住所地ノ地方廳ヲ經由シ無試驗檢定ニ在リテハ其ノ住所地ノ地方廳又ハ當該學校ヲ經由シテ文部大臣ニ出願スヘシ
- 一 第一號書式ノ履歷書
- 二 受檢資格ニ關スル學校卒業證書、教員免許狀又ハ認可指令ノ寫
- 三 第五條第一號、第二號、第四號、第五號及第九號ニ該當スル者ニ在リテハ第三號書式ノ當該學校長證明書、同條第三號ニ該當スル者ニ在リテハ第四號書式ノ試驗檢定合格證明書、同條第六號ニ該當スル者ニシテ教員免許

狀授與地方廳以外ノ地方廳ヲ經由スル場合ニ在リテハ第五號書式ノ授與地方廳證明書

四 第六號書式ノ醫師法ニ依ル醫師ノ身體檢查書

地方長官又ハ當該學校長ハ本人ノ性行ニ就キ意見ヲ具申スヘシ

第五條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ試驗檢定ヲ受クルコトヲ得

- 一 實業學校又ハ實業補習學校教員養成所ヲ卒業シタル者
  - 二 中學校、高等女學校、高等女學校實科又ハ實科高等女學校ヲ卒業シタル者
  - 三 專門學校入學者檢定規程ニ依ル試驗檢定ニ合格シタル者
  - 四 專門學校入學者檢定規程第八條第一號ニ依リ專門學校入學ニ關シ指定ヲ受ケタル者
  - 五 徵兵令第十三條又ハ文官任用令第六條ニ依リ中學校ト同等以上ト認定セラレタル學校ヲ卒業シタル者
  - 六 小學校本科正教員、尋常小學校本科正教員、小學校專科正教員又ハ小學校准教員ノ免許狀ヲ有スル者
  - 七 教員免許令ニ依リ教員免許狀ヲ有スル者又ハ本令施行前實業學校教員資格ニ關シ文部大臣ノ許可ヲ受ケタル者
  - 八 外國ニ於テ實業學校、師範學校、中學校又ハ高等女學校ニ準スヘキ學校ヲ卒業シタル者
  - 九 文部大臣ニ於テ適當ト認定シタル學校ヲ卒業シタル者
- 第六條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ無試驗檢定ヲ受クルコトヲ得但シ第三號又ハ第四號ニ該當スル者ハ實習科目ノ檢定ニ限り之ヲ受クルコトヲ得
- 一 相當ノ學歷ヲ有シ實業學校又ハ之ト同等以上ノ學校ニ於テ五年以上檢定ヲ受ケムトスル學科目ノ教授ヲ擔任シ成績優良ナル者



一 實業補習學校教員養成所ヲ卒業シ三年以上教諭ノ職ニ在リ且檢定ヲ受ケムトスル學科目ノ教授ヲ擔任シ成績優良ナル者

三 實業學校ヲ卒業シ五年以上檢定ヲ受ケムトスル學科目ニ關スル實地ノ經驗ヲ有シ技術優良ナル者  
四 五年以上實地ノ經驗ヲ有シ實業學校ニ於テ三年以上檢定ヲ受ケムトスル學科目ノ實習教授ヲ擔任シ成績優良ナル者

第七條 試験檢定ヲ分テ豫備試験及本試験トス但シ豫備試験ハ便宜之ヲ行ハサルコトアルヘシ

豫備試験ヲ施行スル學科目ニ在リテハ豫備試験ニ合格シタル者ニアラサレハ本試験ヲ受クルコトヲ得ス

豫備試験ニ合格シタル者ハ次ノ試験檢定ニ同一學科目ニ就キ出願スル場合ニ限り豫備試験ヲ免ス

第八條 不正ノ方法ニ依リ檢定ヲ受ケムトシタル者又ハ試験ニ關スル規程ニ違背シタル者ハ當該檢定ヲ受クルコトヲ得ス

檢定ニ合格シタル後前項ノ事實發覺シタルトキハ其ノ合格ヲ無効トスルコトアルヘシ

第九條 本令中實業學校ニハ實業補習學校ヲ包含セス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

(第一號乃至第六號書式) 略

右實業學校教員檢定ニ關する規程が制定せられたのと同口即ち大正十一年一月二十四日文部省令第五號を以て左の如

く公立私立實業學校教員資格ニ關する規程中に改正が行はれた。

公立私立實業學校教員資格ニ關スル規程中左ノ通改正ス

第一條中「文部大臣ノ認可シタル者」ヲ「教員免許令ニ依リ教員免許狀ヲ有スル者」ニ改ム

第三條中「第一條又ハ」ヲ削ル

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行前ニ於テ文部大臣ノ認可シタル者ノ公立私立實業學校教員資格ニ關シテハ従前ノ例ニ依ル

師範學校中學校及高等女學校の教員は既に述べた如く教員免許令に依り教員免許狀を有する者たるべきを本則とし、而して教員免許狀は教員檢定規程の定むる所に從ひ試験檢定若は無試験檢定に依て之を授與することとなつて居るのであるが、實業學校教員の資格に關しては實業學校令第十條「公立又ハ私立ノ實業學校教員ノ資格ニ關スル規則ハ文部大臣之ヲ定ム」との規定に基き從來全然教員免許令の支配の外に在つて別系統を爲し、而して文部大臣が定めた「公立私立實業學校教員ノ資格ニ關スル規程」に依ると實業學校教員たるを得る者は文部大臣に於て當然有資格と定めたる者、文部大臣の指定したる者及文部大臣の認可したる者の三種となつて居たのである。然るに今回右の如く「公立私立實業學校教員ノ資格ニ關スル規程」中に改正を加へ「文部大臣ノ認可シタル者」に代ふるに「教員免許令ニ依リ教員免許狀ヲ有スル者」を以てし、而して新に「實業學校教員檢定ニ關スル規程」を設け試験檢定若は無試験檢定に依つて實業學校教員免許狀を授與することとし、免許狀に關することに就ては教員免許令に依ることとしたのであつた。此の如くして實業學校教員の資格に關しても免許狀制度を取ることとなつたが、然しながらこれは師範學校中學校高等女學校教員



の場合の如く全然免許狀に依るものと異なり、唯從來の認可に代る部分的免許狀制度に過ぎないのである。

同日又文部省告示第十八號を以て左の如く「公立私立實業學校教員タルコトヲ得ル者ノ指定」中に改正が行はれた。

大正八年文部省告示第九十二號公立私立實業學校教員タルコトヲ得ル者ノ指定中左ノ通改正ス

第一號中「師範學校、中學校又ハ高等女學校ノ教員免許狀ヲ有スル者」ヲ「實業學校教員養成規程第八條ニ依ル學資補給生ニシテ其ノ學校卒業者」ニ改ム

大正十一年八月四日文部省告示第五百十二號を以て左の如く「實業學校教員檢定ニ關スル規程」第二條に依り試験檢定を爲すべき學科目が定められた。

實業學校教員檢定ニ關スル規程第二條ニ依り無試験檢定ヲ爲スヘキ學科目ヲ定ムルコト左ノ如シ

工業ノ部

- 一、機械
- 一、採 鑛
- 一、紡 織
- 一、木材工藝
- 一、鑄工實習
- 一、電氣取扱實習
- 一、電 氣
- 一、冶 金
- 一、色 染
- 一、金屬工藝
- 一、木型實習
- 一、大工實習
- 一、土 木
- 一、應用化學
- 一、圖 案
- 一、機械仕上實習
- 一、造船實習
- 一、塗工實習
- 一、建 築
- 一、窯 業
- 一、印刷工藝
- 一、鍛工實習
- 一、電機工作實習
- 一、測量實習

- 一、採鑛實習
- 一、鍍金實習
- 一、製版實習
- 一、彫金實習
- 一、描金實習
- 一、冶金實習
- 一、織物實習
- 一、印刷實習
- 一、鑄金實習
- 一、木地實習
- 一、分析實習
- 一、色染實習
- 一、家具實習
- 一、鍛金實習
- 一、彫塑實習
- 一、窯業實習
- 一、紡績實習
- 一、挽物實習
- 一、髹漆實習

農業ノ部

- 一、耕 種
- 一、農業經濟
- 一、蠶業實習
- 一、蠶 業
- 一、畜 産
- 一、農藝化學
- 一、農 業
- 一、獸 醫
- 一、農場實習

商業ノ部

- 一、商事要項
- 一、商業英語
- 一、タイプライチング
- 一、簿 記
- 一、支那語
- 一、商業算術
- 一、珠 算
- 一、商 品
- 一、商業實踐

商船ノ部

- 一、航海術
- 一、運用術
- 一、機關術
- 一、運用技業

機關技業

水産ノ部

第七章 大正九年世界大戰直後より昭和七年末に至るまで



- 一、漁 撈
- 一、製 造
- 一、養 殖
- 一、漁撈實習
- 一、製造實習
- 一、養殖實習

大正十一年九月十五日文部省令第二十八號を以て左の如く「實業學校教員檢定ニ關スル規程」中に改正が行はれた。  
實業學校教員檢定ニ關スル規程中左ノ通改正ス

第六條ニ左ノ一號ヲ加フ

- 五 第五條第一號乃至第八號ニ該當スル者ニシテ教員無試験檢定ニ關シ文部大臣ノ許可ヲ受ケタル學校ヲ卒業シ成績優良ナル者

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

右ハ實業學校教員としての無試験檢定を受け得る者の追加である。

同日又文部省令第二十九號を以て左の如く今回新に追加せられた「實業學校教員檢定ニ關スル規程」第六條第五號に依る許可に關する規則が定められた。

實業學校教員檢定ニ關スル規程第六條第五號ニ依ル許可ニ關スル規則ヲ定ムルコト左ノ如シ

- 第一條 實業學校教員檢定ニ關スル規程第六條第五號ニ依リ文部大臣ノ許可ヲ受ケムトスルトキハ其ノ學校設立者ニ於テ左ノ事項ヲ記載シタル書類ヲ添ヘ文部大臣ニ申請スヘシ但シ他ノ規定ニ依リ文部大臣ニ開申シ若ハ其ノ認

可ヲ受ケタル事項ハ之ヲ省略スルコトヲ得

- 一 教員免許狀ヲ受クヘキ學科目
- 二 名稱
- 三 位置
- 四 學則
- 五 生徒定員、現在生徒學年及學級別員數
- 六 卒業生ノ員數(年度別)及卒業後ノ情況
- 七 學校長、教員ノ履歷書、受持學科及專任兼任ノ區別ヲ記シタル調書
- 八 校地、校舍及寄宿舎ノ圖面
- 九 教科書及參考書目錄
- 一〇 教授用器具、機械及標本目錄
- 一一 經費及維持ノ方法
- 一二 學校財産ノ總額

第二條 許可ヲ受ケタル學校ニ於テ第一條第一號乃至第四號、第五號中生徒定員及第八號ノ事項ヲ變更セムトスルトキハ文部大臣ノ認可ヲ受ケ第七號、第九號中教科書及第十一號ノ事項ニ異動ヲ生シタルトキハ文部大臣ニ開申スヘシ但シ他ノ規定ニ依リ文部大臣ニ開申シ若ハ其ノ認可ヲ受ケタル事項ハ此ノ限ニ在ラス

第三條 許可ヲ受ケタル學校ニ於テ卒業試験ヲ施行スルトキハ其ノ設立者ニ於テ試験ノ期日ヲ定メ三十日前ニ文部



大臣ニ開申スヘシ

第四條 文部大臣ハ教員檢定委員又ハ其ノ他ノ者ヲシテ卒業試験問題及答案ヲ査閲シ試験場ニ參列セシムルコトアルヘシ

前項ノ委員又ハ其ノ他ノ者ニ於テ試験問題又ハ試験ノ方法不適當ト認ムルトキハ之ヲ變更シ又ハ變更セシムルコトヲ得

第五條 學校長ハ卒業試験合格者ノ族籍、氏名、生年月、各學科目ノ點數及各學年ニ於テ授業ヲ受ケタル日數ヲ具シ試験後遲滞ナク文部大臣ニ開申スヘシ

第六條 許可ヲ受ケタル學校ニ於テハ左ノ書類ヲ具フヘシ

- 一 其ノ學校ニ關係アル官廳ノ令達及往復書類
- 二 學則
- 三 日課表、各教員受持學科及時間表、教科書配當表
- 四 職員名簿及履歷書
- 五 生徒學籍簿
- 六 學年試験問題及成績表
- 七 職員出勤簿、生徒毎時出席簿
- 八 資産原簿、出納簿及經費ノ豫算決算ニ關スル帳簿
- 九 圖書、器具、機械、標本目錄

生徒學籍簿ニハ生徒ノ族籍、氏名、住所、生年月、入學及卒業ノ年月日、入學前ノ學歷等ヲ記載スヘシ

第七條 許可ヲ受ケタル學校ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ文部大臣ハ其ノ許可ヲ取消スコトアルヘシ

- 一 此ノ規則ニ違背シタルトキ
  - 二 教授管理不適當ナルトキ
  - 三 維持方法不確實ナルトキ
- 第八條 此ノ規則ニ依リ提出スヘキ書類ハ地方長官ヲ經由スヘシ

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

大正十二年四月二十八日文部省令第十九號を以て左の如く「實業學校教員檢定ニ關スル規程」中に改正が行はれた。

大正十一年文部省令第四號實業學校教員檢定ニ關スル規程中左ノ通改正ス

第三條第二項中「及場所」ヲ削ル

第六條ニ左ノ一號ヲ加フ

六 實業専門學校又ハ之ト同等以上ノ學校ヲ卒業シ實業學校又ハ之ト同等以上ノ學校ニ於テ三年以上檢定ヲ受ケムトスル學科目ノ教授ヲ擔任シ成績優良ナル者

第七條ノ二 豫備試験ハ願書經由ノ地方廳所在地ニ於テ之ヲ行フ

前項試験ノ施行ハ東京府ヲ除クノ外地方長官之ヲ監督ス

第七章 大正九年世界大戰直後より昭和七年末に至るまで



本試験ヲ行フヘキ場所ハ教員檢定委員長ニ於テ之ヲ公告ス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

大正十三年十二月二十九日文部省令第三十三號を以て左の如く「公立私立實業學校教員資格ニ關スル規程」中に改正が行はれた。

公立私立實業學校教員資格ニ關スル規程中左ノ通改正ス

第二條ニ左ノ一號ヲ加フ

三 文部大臣ノ指定シタル者

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

大正十四年三月二十八日左記文部省告示第七十八號が發せられた。

公立私立實業學校教員資格ニ關スル規程第二條第三號ニ依リ指定スルコト左ノ如シ

修業年限一年ノ實業補習學校教員養成所卒業者ト同等ト看做スモノ

鹿兒島高等農林學校農學別科卒業者但シ大正十四年三月以後ノ卒業者ニ限ル

大正十四年十月二十一日左記文部省告示第三百四十六號が發せられた。

實業學校教員檢定ニ關スル規程第五條第九號ニ依リ認定シタル學校左ノ如シ

道府縣	學 校 名	受檢認定	許 可
		學 科	年 月 日
東京	財團法人協同會 藏前工業專修學校	高等工業部	大正十四年 十月十九日

大正十五年二月三日左記文部省告示第三十二號が發せられた。

大正十四年文部省告示第三百四十六號中財團法人協同會藏前工業專修學校ノ項ノ次ニ左ノ如ク加フ

道府縣	學 校 名	受檢認定	許 可
		學 科	年 月 日
大阪	大阪工業專修學校	高等部	大正十五年 二月二日

大正十五年三月十六日左記文部省告示第二百二十八號が發せられた。

大正十四年文部省告示第三百四十六號中大阪工業專修學校ノ項ノ次ニ左ノ如ク加フ

道府縣	學 校 名	受檢認定	許 可	備 考
		學 科	年 月 日	
兵庫	神戸工業高等專修學校	本科	大正十五年 三月十五日	



大正十五年三月二十五日左記文部省告示第七十七號が發せられた。

大正十四年文部省告示第七十八號鹿兒島高等農林學校農學別科卒業生ノ項ノ次ニ左ノ如ク加フ  
京都高等蠶業學校蠶業實科卒業生

但シ大正十五年三月以後ノ卒業生ニ限ル

大正十五年五月十九日左記文部省告示第二百八十二號が發せられた。

大正十四年文部省告示第七十八號中京高等蠶業學校蠶業實科卒業生ノ項ノ次ニ左ノ如ク加フ  
東京高等蠶絲學校蠶業實科卒業生

但シ大正十六年三月以後ノ卒業生ニ限ル

大正十五年十月九日左記文部省告示第三百五十九號が發せられた。

大正十四年文部省告示第七十八號中京高等蠶絲學校蠶業實科卒業生ノ項ノ次ニ左ノ如ク加フ  
盛岡高等農林學校農學別科卒業生

但シ大正十六年三月以後ノ卒業生ニ限ル

昭和二年十二月九日左記文部省告示第三百二十號が發せられた。

大正十四年文部省告示第七十八號中盛岡高等農林學校農學別科卒業生ノ項ノ次ニ左ノ如ク加フ

彦根高等商業學校別科卒業生

但シ教育學及教授法ヲ履修シタル者ニ限ル

昭和四年十一月十五日文部省令第四十八號を以て左の如く「公立私立實業學校教員資格ニ關スル規程」中に改正が行はれた。

公立私立實業學校教員資格ニ關スル規程中左ノ通改正ス

第五條 職業學校及實業補習學校以外ノ實業學校ニ於テハ第一條ノ資格ヲ有セサル教員ノ數之ヲ有スル教員ノ二分ノ一ヲ超過スルコトヲ得ス

職業學校ニ於テハ第一條ノ資格ヲ有セサル教員ノ數之ヲ有スル教員ヲ超過スルコトヲ得ス

實業補習學校ニ於テ第四條第一項ニ依リ採用スル教員數ノ制限ニ關シテハ地方長官ノ定ムル所ニ依ルヘシ

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行前ニ於テ第一條ノ資格ヲ有セサル教員數ノ制限ニ關シ文部大臣ノ認可ヲ受ケタル學校ニ付テハ昭和五年三月三十一日マテ仍從前ノ例ニ依ル

右の規定は實業學校教員の資格といふよりは寧ろ實業學校に於ける教員配置上の制限に關するものである。

昭和五年三月五日文部省告示第五十一號を以て左の如く「實業補習學校教員タルコトヲ得ル者ノ指定」中に改正が行



はれた。

大正十四年文部省告示第七十八號中彦根高等商業學校別科卒業生ノ項ノ次ニ左ノ如ク加フ

高松高等商業學校専修科卒業生

但シ教育ヲ兼修シタル者ニ限ル

昭和五年三月八日文部省告示第五十八號を以て左の如く「公立私立實業學校教員タルコトヲ得ル者ノ指定」中に改正が行はれた。

大正八年文部省告示第九十二號公立私立實業學校教員タルコトヲ得ル者ノ指定第一號中元高等商業學校附屬主計學校卒業生ノ次ニ左ノ通加フ

大阪商科大學豫科修了者

大阪商科大學高等商業部卒業生

昭和五年四月二十三日文部省告示第三百三十九號を以て左の如く「實業補習學校教員タルコトヲ得ル者ノ指定」中に改正が行はれた。

大正十四年文部省告示第七十八號中盛岡高等農林學校別科卒業生ノ項ノ次ニ左ノ如ク加フ

盛岡高等農林學校農學實科卒業生

昭和六年三月二十日文部省告示第八十七號を以て左の如く「公立私立實業學校教員タルコトヲ得ル者ノ指定」中に改正が行はれた。

大正八年文部省告示第九十二號公立私立實業學校教員タルコトヲ得ル者ノ指定中左ノ通改正ス

第一號中「官立公立實業專門學校本科卒業生」ノ次ニ「東京工業大學附屬工業專門部、附屬工業教員養成所卒業生」及「大阪工業大學附屬工業專門部、附屬工業教員養成所卒業生」ヲ「東京商科大學豫科、附屬商學專門部、附屬商業教員養成所卒業生」ノ次ニ「神戸商業大學附屬商學專門部卒業生」ヲ加ヘ「東京高等工業學校本科卒業生」ヲ「元東京高等工業學校附設工業學校本科卒業生」ニ「東京高等工業學校附設工業教員養成所卒業生」ヲ「元大阪高等工業學校卒業生」ヲ「元大阪高等工業學校附設工業教員養成所卒業生」ニ改ム

昭和六年十一月十一日文部省告示第三百十九號を以て左の如く「公立私立實業學校教員タルコトヲ得ル者ノ指定」中に改正が行はれた。

大正八年文部省告示第九十二號公立私立實業學校教員タルコトヲ得ル者ノ指定中左ノ通り改正ス

第一號中「東京工業大學附屬工業專門部、附屬工業教員養成所卒業生」及「大阪工業大學附屬工業專門部、附屬工業教員養成所卒業生」ヲ「元東京工業大學附屬工業專門部卒業生並元同學附屬工業教員養成所卒業生」及「元大阪工業大學附屬工業專門部卒業生並元同學附屬工業教員養成所卒業生」ニ改ム



昭和七年十二月十三日左記文部省告示第二百三十五號が發せられた。

大正八年文部省告示第九十二號公立私立實業學校教員タルコトヲ得ル者ノ指定中左ノ通改正ス  
第一號中「神戸商業大學附屬商學專門部卒業生」ヲ「元神戶商業大學附屬商學專門部卒業生」ニ改ム

昭和七年十二月十九日文部省告示第二百三十八號を以て左の如く大正十四年文部省告示第七十八號「實業補習學校教員タルコトヲ得ル者ノ指定」中に改正が行はれた。

大正十四年文部省告示第七十八號實業補習學校教員タルコトヲ得ル者ノ指定中左ノ通改正ス

「京都高等蠶業學校蠶業實科卒業生但シ大正十五年三月以後ノ卒業生ニ限ル」ヲ「元京都高等蠶業學校蠶業實科卒業生但シ大正十五年三月以後ノ卒業生ニ限ル」ニ、「東京高等蠶絲學校養蠶實科卒業生但シ大正十六年三月以後ノ卒業生ニ限ル」ヲ「東京高等蠶絲學校養蠶實科卒業生但シ昭和二年三月以後ノ卒業生ニ限ル」ニ、「盛岡高等農林學校元農學科卒業生但シ昭和二年三月以後ノ卒業生ニ限ル」ニ改メ「元京都高等蠶業學校蠶業實科卒業生但シ大正十五年三月以後ノ卒業生ニ限ル」ノ項ノ次ニ「京都高等蠶絲學校蠶業實科卒業生」ノ一項ヲ加フ

(第八) 盲學校聾啞學校教員の資格

公立私立盲學校及聾啞學校教員の資格は、大正十二年八月勅令第三百七十五號盲學校及聾啞學校令及文部省令第三十號公立私立盲學校及聾啞學校規程の定むる所に依るのである。即ち一、東京盲學校の師範科甲種を卒業したる者二、文部大臣の指定したる者三、文部大臣の認可したる者は盲學校の教員たることを得 一、東京盲學校の師範科乙種を

卒業したる者 二、文部大臣の認可したる者は盲學校の初等部の教員たることを得、又 一、東京聾啞學校の師範科甲種を卒業したる者 二、文部大臣の指定したる者 三、文部大臣の認可したる者は聾啞學校の教員たることを得 一、東京聾啞學校の師範部乙種を卒業したる者 二、文部大臣の認可したる者は聾啞學校の初等部の教員たることを得るのである。(盲啞教育の款参照)

(第九)

如何なる種類の學校たるを問はず總て官立學校の教員は文官任用令の規定に依り銓衡の上任用せられるのである。但高等學校教員は高等學校令に基き高等學校教員免許狀を有する者の中より任用することを本則とする。以上の點に關して此期に於て別に變つたことはない。

第二目 學校等事務員の資格

(第一) 官立學校等事務員の資格

大正九年四月二十二日勅令第百十五號を以て左の如く帝國大學事務官、帝國大學司書官及帝國大學司書特別任用令中に改正が行はれた。

帝國大學事務官、帝國大學司書官及帝國大學司書特別任用令中左ノ通改正ス

第一條中「帝國大學事務官」ノ下ニ「及官立大學事務官」ヲ加ヘ「文官高等試驗委員」ヲ「高等試驗委員」ニ改ム

第二條中「文官高等試驗委員」ヲ「高等試驗委員」ニ改ム

第三條中「文官普通試驗委員」ヲ「普通試驗委員」ニ改ム

附則

第七章 大正九年世界大戰直後より昭和七年末に至るまで



本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

帝國大學事務官の外に官立大學事務官を加へたのは、單科制の官立大學たる東京商科大学が認めらるることとなつた結果である。

大正九年五月十五日勅令第百五十九號を以て左の如く文官任用令中に改正が行はれた。(抄)  
文官任用令中左ノ通改正ス

第六條中「三年以上」ヲ「二年以上」ニ、「五年以上」ヲ「四年以上」ニ改ム

第七條ニ左ノ一項ヲ加フ

學校長ハ前項ノ規定ニ依リ之ヲ任用スルコトヲ得

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第六條中の改正は、從來三年以上上文官の職に在りたる者及五年以上雇員たる者は之を判任文官に任用し得ることとなつて居たのを今回其年限を短縮したのである。

第七條に一項を追加したのは、従前より教官技術官其他特別の學術技藝を必要とする高等文官は同條の規定に依りテ官高等試験委員の銓衡を経て之を任用することとなつて居たに拘らず、學校長は事務官なるが故に右に該當せず從て銓衡任用の範圍外に置かれたのであるが、今回學校長も亦教官技術官等と等しく銓衡任用に依ることとしたのである。

同日又勅令第百六十號を以て奏任文官特別任用令が定められ、左ニ掲クル奏任文官ハ五年以上判任以上ノ官ニ在職シテ行政事務ニ従事シ判任官五級俸以上ノ俸給ヲ受ケタル者ヨリ高等試験委員ノ銓衡ヲ經テ之ヲ任用スルコトヲ得」と規定せられたが、所謂左に掲ぐる者は此處に説かんとする職員とは別に關係のないものである。唯注意すべきは其附則に於て大正二年勅令第二百三十七號文部省直轄諸學校長特別任用の件及大正三年勅令第六十九號東京高等蠶絲學校長及京都高等蠶業學校長特別任用の件が廢止せられたことである。文部省直轄諸學校長特別任用の件は前に述べた如く文官任用の規程が融通性を帯びたものとなつたが爲に最早其必要を見ざるに至り、又大正三年勅令第六十九號は元來經過的の規程で今日では最早不必要となつたが爲である。

序に府縣立師範學校長特別任用令も亦右勅令第百六十號の附則に依て廢止せられたのであつた。

大正十三年十二月二十日勅令第四百二號を以て左の如く文官任用令中に改正が行はれた。

文官任用令中左ノ通改正ス

第三條ノ二中「製鐵所次長」及「維新史料編纂事務局長」ヲ削リ「印刷局長」ヲ「内閣印刷局長」ニ改ム

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

右は專任維新史料編纂事務局長が廢止せられた結果である。

昭和二年十二月六日勅令第三百四十四號を以てする東京帝國大學附置航空研究所官制中の改正に依り、新に事務官が



置かるることとなつたに就き同日勅令第三百四十六號を以て左の如く大正九年五月勅令第六十號委任文官特別任用令中に改正が行はれ、航空研究所事務官は特別任用に依り得ることとせられた。

奏任文官特別任用令中左ノ通改正ス

「典獄補」ノ次ニ「航空研究所事務官」ヲ加フ

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

(第二) 公立學校等事務員の資格

公立學校等の事務員は官吏待遇者であつて純然たる官吏でないから、文官任用規程の適用を受けず又公立圖書館職員以外は任用資格に關しても一定の規程なく任用の都度銓衡せらるるのであるが、獨り府縣立師範學校長は公立學校職員たるに拘らず純然たる官吏たるが故に一般官吏と同じく文官任用規程の適用を受け、從て之を緩和するが爲に特別任用令も制定せられて居たのであるが、大正九年五月十五日勅令第六十號奏任文官特別任用令の附則を以て府縣立師範學校長特別任用令が廢止せられた。これは文官任用規程が漸次改正せられて融通性を帯びたものとなつたので、最早特別任用令の必要を見ざるに至つたが爲である。(官立學校等事務員の資格の場所参照)

大正十年七月勅令第三百三十六號を以て公立圖書館職員令が定められ、其第三條及第四條に於て公立圖書館職員の任用資格が定められ、其附則を以て公立圖書館職員の任用資格を定めて居た圖書館令中の規定は廢止せられた。(公立學校等職員の職制身分待遇等の場所参照)

(第三) 私立學校等事務員の資格

私立學校圖書館事務員の資格に關しては別に定められたものはない。

第二項 學校等職員の職制身分待遇等

第一目 官立學校等職員

大正九年一月十九日勅令第十五號を以て左の如く文部省直轄諸學校官制中に改正が行はれた。

文部省直轄諸學校官制中左ノ通改正ス

第一條中「桐生高等染織學校」ノ次ニ左ノ如ク加フ

横濱高等工業學校

廣島高等工業學校

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

同日又勅令第十六號を以て左の如く文部省直轄諸學校職員定員令中に改正が行はれた。

文部省直轄諸學校職員定員令中左ノ通改正ス

桐生高等染織學校ノ項ノ次ニ左ノ二項ヲ加フ

横濱高等工業學校	一人	五人	一人	一人					三人
廣島高等工業學校	一人	五人	一人	一人					三人



附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

右二勅令中の改正は横濱高等工業學校及廣島高等工業學校の創設準備が整つて大正九年四月から授業を開始することとなつたが爲である。

大正九年三月二十九日勅令第五十六號を以て左の如く文部省直轄諸學校職員定員令中に改正が行はれた。右は前章第二十一款第二項に於て述べた大正八年十二月勅令第四百八十六號文部省直轄諸學校官制中の改正に依る學校名稱の變更に伴ふものである。

文部省直轄諸學校職員定員令中左ノ通改正ス

「桐生高等染織學校」ヲ「桐生高等工業學校」ニ改ム

附 則

本令ハ大正九年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

大正九年四月一日勅令第七十一號を以て左の如く東京商科大学官制が定められた。

東京商科大学官制

第一條 東京商科大学ニ左ノ職員ヲ置ク

大學長

教授

助教授

事務官

學生監

助手

書記

第二條 大學長ハ勅任トス文部大臣ノ監督ヲ承ケ東京商科大学一般ノ事ヲ掌リ所屬職員ヲ統督ス

大學長ハ高等官ノ進退ニ關シテハ文部大臣ニ具狀シ判任官ニ關シテハ之ヲ專行ス

第三條 教授ハ專任十五人奏任又ハ勅任トス學生ヲ教授シ其ノ研究ヲ指導ス

第四條 助教授ハ專任五人奏任トス教授ヲ助ケテ授業及實驗ニ従事ス

第五條 事務官ハ專任一人奏任トス大學長ノ命ヲ承ケ庶務會計ヲ掌理ス

第六條 學生監ハ一人トス教授又ハ助教授ノ中ヨリ文部大臣之ヲ補ス

學生監ハ大學長ノ命ヲ承ケ學生ノ監督ニ關スル事ヲ掌ル

第七條 助手ハ專任一人判任トス教授又ハ助教授ノ指揮ヲ受ケ學術ニ關スル職務ニ服ス

第八條 書記ハ專任九人判任トス上官ノ命ヲ承ケ庶務會計ニ従事ス

第九條 大學長ハ必要アル場合ニ於テハ講師ヲ囑託スルコトヲ得

第十條 東京商科大学ニ教授會ヲ置キ教授ヲ以テ之ヲ組織ス

第七章 大正九年世界大戦直後より昭和七年末に至るまで



大學長ハ教授會ヲ召集シ其ノ議長ト爲ル

第十一條 教授會ハ左ノ事項ヲ審議ス

一 學科課程ニ關スル事項

二 學生ノ試験ニ關スル事項

三 文部大臣又ハ大學長ノ諮詢シタル事項

第十二條 大學長ハ必要アリト認ムルトキハ助教授又ハ講師ヲ教授會ニ列席セシムルコトヲ得

第十三條 東京商科大学ニ功勞アル者ニハ勅旨ニ依リ東京商科大学名譽教授ノ名稱ヲ與フルコトアルヘシ

第十四條 東京商科大学ニ豫科ヲ置ク

豫科ニ教授專任十人、助教授專任四人ヲ置ク

教授ハ奏任、助教授ハ判任トス生徒ノ教育ヲ掌ル

豫科ニ主事一人ヲ置キ豫科教授ノ中ヨリ文部大臣之ヲ補ス

主事ハ大學長ノ命ヲ承ケ豫科ノ事務ヲ掌理シ職員ヲ監督シ生徒ノ訓育ヲ掌ル

第十五條 東京商科大学ニ附屬商學專門部ヲ置ク

商學專門部ニ教授專任十五人助教授專任七人ヲ置ク教授ハ奏任、助教授ハ判任トス生徒ノ教育ヲ掌ル

商學專門部ニ主事一人ヲ置キ商學專門部教授ノ中ヨリ文部大臣之ヲ補ス

主事ハ大學長ノ命ヲ承ケ商學專門部ノ事務ヲ掌理シ職員ヲ監督シ生徒ノ訓育ヲ掌ル

第十六條 東京商科大学ニ附屬商業教員養成所ヲ置ク

商業教員養成所ニ主事一人ヲ置キ商學專門部教授ノ中ヨリ文部大臣之ヲ補ス

主事ハ大學長ノ監督ノ下ニ於テ商業教員養成所ノ事務ヲ掌理ス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行ノ際ニ東京高等商業學校名譽教授タル者ニハ本令施行ノ際ニ限り勅旨ニ依リ東京商科大学名譽教授ノ名稱ヲ與フルコトアルヘシ

同日又左の如く勅令第七十二號を以て文部省直轄諸學校官制中の改正、勅令第七十三號を以て文部省直轄諸學校職員定員令中の改正、勅令第七十六號を以て高等官官等俸給令中の改正、勅令第七十七號を以て明治四十三年勅令第五百十四號文部省直轄諸學校教官俸給の支給に關する件中の改正、勅令第七十九號を以て大正四年勅令第五百十二號帝國大學名譽教授及文部省直轄諸學校名譽教授の待遇に關する件中の改正が行はれた。

○勅令第七十二號

文部省直轄諸學校官制中左ノ通改正ス

第一條及第十八條中「東京高等商業學校」ヲ削ル

第四條ヲ削リ第四條ノ二ヲ第四條トス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第七章 大正九年世界大戰直後より昭和七年末に至るまで







北海道帝國大學附屬大學豫科、土木専門部、水産専門部教授

北海道帝國大學附屬大學豫科、土木専門部、水産専門部教授

東京商科大学豫科、附屬商學専門部教授

ニ改メ史料編

纂官ノ項ノ次ニ左ノ如ク加フ

官立大學教授	三、七〇〇	三、三〇〇	三、〇〇〇	二、七〇〇	二、五〇〇	二、三〇〇	二、一〇〇	一、九〇〇	一、七〇〇	一、五〇〇	一、三〇〇	一、一〇〇	九〇〇	七〇〇
官立大學助教授	二、五〇〇	二、一〇〇	一、〇〇〇	一、三〇〇	一、一〇〇	一、〇〇〇	一、一〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	八〇〇	七〇〇

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行ノ際現ニ東京高等商業學校教授ニシテ東京商科大学豫科又ハ東京商科大学附屬商學専門部ノ教授ニ任セラレタル者ノ東京高等商業學校教授トシテノ高等官三等ノ在職ハ高等官等俸給令第十條第六項ノ規定ノ適用ニ付テハ之ヲ東京商科大学豫科又ハ東京商科大学附屬商學専門部ノ教授トシテノ高等官三等ノ在職ト看做ス

○勅令第七十七號

明治四十三年勅令第五百四十四號中左ノ通改正ス

第四條中「水産専門部」ノ下ニ「東京商科大学豫科、附屬商學専門部」ヲ加フ

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

○勅令第七十九號

大正四年勅令第五百五十二號中左ノ通改正ス

「帝國大學名譽教授」ヲ「帝國大學名譽教授、官立大學名譽教授」ニ改ム

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

以上の諸勅令は高等教育機關大擴張計畫の一部として東京高等商業學校の專攻部を擴充して之を單科の商科大學とし、東京高等商業學校の本科を同大學の附屬専門部とする件が大正九年度より實現せらるることとなつたが爲に必要を見るに至つたものである。商科大學官制に就て特に注意すべきは帝國大學に於ては講座制に依り教授は何れも講座を擔任し、俸給も亦之を本俸と職務俸とに別ち職務俸は擔任講座に對して之を給することとなつて居るのであるが、商科大學官制に於ては講座制を採用せず從て教官の俸給に關しても本俸職務俸の區別を設けざることである。

元來講座制は一方に於ては各教授をして其擔任講座に對して研究指導の上に十分なる責任を感じしむる長所あると共に、他方に於ては種々の短所あるを免れない。即ち講座は先輩教授の擔任に係る場合と後輩教授の擔任に係る場合とを問はず之に一定の職務俸を付せるが故に、此點に於ては先輩も後輩も全く同一の待遇を受くる譯である。故に先輩教授に對する優遇の實を擧げんとするには漸次本俸を昇す外には途がないのであるが、我國の如く俸給の豫算は總て平均額を計上し然も其平均額が俸給令に定むる最高額よりも遙に低き實情に在ては十分に本俸を昇すが如きことは實際極めて困難である。







人」ヲ「四人」ニ改ム

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

大正九年四月二十二日勅令第百十三號を以て左の如く「明治四十年勅令第二百五十二號帝國大學、文部省直轄諸學校又ハ商船學校高等官ノ官等ニ關スル件」中に改正が行はれた。

明治四十年勅令第二百五十二號中左ノ通改正ス

「帝國大學」ノ下ニ「、官立大學」ヲ加フ

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

右は東京商科大學設立の結果である。

大正九年五月十五日勅令第百六十二號を以て左の如く大正二年勅令第百六十二號「任用分限又ハ官等ノ初級階級ノ規定ヲ適用セサル文官ニ關スル件」中に改正が行はれた。

大正二年勅令第百六十二號中左ノ通改正ス

第一條 左ニ掲クル諸官ニハ文官任用令、文官分限令並高等官官等俸給令第四條及第五條ノ規定ヲ適用セス  
内閣書記官長

法制局長官

拓殖局長官

各省次官

内務省警保局長

勅任ノ各省參事官

警視總監

貴族院書記官長

衆議院書記官長

秘書官

第二條中「教官」ヲ「學校長、教官」ニ改メ「特別ノ學術技藝ヲ要スル文官」ノ下ニ「、文官任用令第三條ノ二ニ掲クル勅任文官、勅任外交官及勅任領事官」ヲ加フ

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第二條中の改正に依り學校長も亦教官等と同じく初叙の制限即ち高等官六等以下たるべきことの適用を受けざることとなつたのである。

大正九年五月二十六日勅令第百七十號を以て左の如く北海道帝國大學官制中に改正が行はれた。



北海道帝國大學官制中左ノ通改正ス

第八條中「三十一人」ヲ「三十三人」ニ、「十一人」ヲ「十二人」ニ改ム

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第八條中の三十一人は大學豫科、土木専門部及水産専門部を通じたる教授の定員、十一人は同助教授の定員である。

大正九年六月一日勅令第百八十號を以て左の如く文部省直轄諸學校職員定員令中に改正が行はれた。

文部省直轄諸學校職員定員令中左ノ通改正ス

東京高等師範學校ノ項教授ノ欄「五十四人」ヲ「五十六人」ニ、助教授ノ欄「十三人」ヲ「十四人」ニ、廣島高等師範學校ノ項教授ノ欄「四十二人」ヲ「四十五人」ニ、助教授ノ欄「六人」ヲ「七人」ニ、盛岡高等農林學校ノ項教授ノ欄「二十人」ヲ「二十一人」ニ、助教授ノ欄「十三人」ヲ「十四人」ニ、鹿児島高等農林學校ノ項教授ノ欄「十五人」ヲ「十八人」ニ、助教授ノ欄「十一人」ヲ「十三人」ニ、東京高等蠶絲學校ノ項教授ノ欄「十三人」ヲ「十四人」ニ、書記ノ欄「四人」ヲ「五人」ニ、神戸高等商業學校ノ項教授ノ欄「三十一人」ヲ「三十四人」ニ、助教授ノ欄「三人」ヲ「四人」ニ、長崎高等商業學校ノ項教授ノ欄「二十一人」ヲ「二十三人」ニ、山口高等商業學校ノ項教授ノ欄「二十一人」ヲ「二十三人」ニ、小樽高等商業學校ノ項教授ノ欄「二十人」ヲ「二十二」ニ、書記ノ欄「五人」ヲ「六人」ニ、新潟高等學校ノ項教授ノ欄「十六人」ヲ「二十人」ニ、書記ノ欄「三人」ヲ「四人」ニ改メ同項助教授ノ欄「一人」ヲ加へ松本高等學校ノ項教授ノ欄「十六人」ヲ「二十人」ニ、書記ノ欄「三

人」ヲ「四人」ニ改メ同項助教授ノ欄「一人」ヲ加へ山口高等學校ノ項教授ノ欄「十六人」ヲ「二十人」ニ、書記ノ欄「三人」ヲ「四人」ニ改メ同項助教授ノ欄「一人」ヲ加へ松山高等學校ノ項教授ノ欄「十六人」ヲ「二十人」ニ、書記ノ欄「三人」ヲ「四人」ニ改メ同項助教授ノ欄「一人」ヲ加へ大阪高等工業學校ノ項教授ノ欄「二十人」ヲ「二十七人」ニ、助教授ノ欄「二十四人」ヲ「二十五人」ニ、名古屋高等工業學校ノ項教授ノ欄「二十二人」ヲ「二十三人」ニ、助教授ノ欄「十人」ヲ「十一人」ニ、熊本高等工業學校ノ項教授ノ欄「二十人」ヲ「二十一人」ニ、助教授ノ欄「十一人」ヲ「十二人」ニ、桐生高等工業學校ノ項教授ノ欄「十三人」ヲ「十五人」ニ、助教授ノ欄「八人」ヲ「九人」ニ、横濱高等工業學校ノ項教授ノ欄「三人」ヲ「四人」ニ、廣島高等工業學校ノ項助教授ノ欄「三人」ヲ「四人」ニ、東京外國語學校ノ項教授ノ欄「二十九人」ヲ「三十四人」ニ、助教授ノ欄「七人」ヲ「九人」ニ、書記ノ欄「五人」ヲ「六人」ニ改ム

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

大正九年六月八日勅令第百八十三號を以て左の如く東京商科大学官制中に改正が行はれた。

東京商科大学官制中左ノ通改正ス

第十五條中「十五人」ヲ「十六人」ニ、「七人」ヲ「八人」ニ改ム

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第七章 大正九年世界大戦直後より昭和七年末に至るまで



第十五條中の十五人は附屬商學專門部教授の定員、七人は同助教授の定員である。

大正九年八月十三日勅令第二百五十號を以て左の如く京都帝國大學官制中に改正が行はれた。  
京都帝國大學官制中左ノ通改正ス

- 第二條ノ二中「百十五人」ヲ「百二十人」ニ改ム
- 第三條中「五十七人」ヲ「六十一人」ニ改ム
- 第四條ノ三中「九十九人」ヲ「百十一人」ニ改ム
- 第五條中「二十六人」ヲ「二十九人」ニ改ム

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第二條の二中百十五人は教授の定員、第三條中五十七人は助教授の定員、第四條の三中九十九人は助手の定員、第五條中二十六人は書記の定員である。

同日勅令第二百五十一號を以て左の如く文部省直轄諸學校官制中に改正が行はれた。

文部省直轄諸學校官制中左ノ通改正ス

- 第一條中「秋田鑛山専門學校」ノ次ニ左ノ如ク加フ
- 神戸高等商船學校

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

神戸高等商船學校ニハ當分ノ内甲種商船學校ヲ附設ス

右は神戸高等商船學校新設の結果である。

同日又勅令第二百五十二號を以て左の如く文部省直轄諸學校職員定員令中に改正が行はれた。

文部省直轄諸學校職員定員令中左ノ通改正ス

秋田鑛山専門學校ノ項ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ

神戸高等商船學校	一人	十七人	十人			四人
----------	----	-----	----	--	--	----

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

大正九年八月十八日勅令第二百五十七號を以て左の如く高等官官等俸給令中に改正が行はれた。

高等官官等俸給令中左ノ通改正ス

第七條中國勢院總裁以下ヲ左ノ如ク改ム

樞密院議長

第七章 大正九年世界大戰直後より昭和七年末に至るまで



特命全權大使

判事

臺灣總督

關東長官

會計検査院長

行政裁判所長官

國勢院總裁

樞密院副議長

朝鮮總督府政務總監

樞密顧問官

年俸 七千五百圓

年俸 七千圓

年俸 六千五百圓

第八條中「製鐵所長官 年俸 六千圓」ヲ削リ「帝國大學總長」ノ次ニ「製鐵所長官」ヲ、「臨時議院建築局理事」ノ次ニ「稅關長」ヲ、「朝鮮總督府醫院醫官」ノ次ニ「朝鮮總督府道參與官」ヲ、「海軍教授 官タルモノ」ノ次ニ「官立大學教授」、「文部省直轄諸學校長」及「旅順工科學堂教授」ヲ加ヘ「陸軍教授 官タルモノ」ヲ「警察講習所長」ニ、「六千圓」及「五千五百圓」ヲ「七千圓」ニ、「五千圓」ヲ「六千五百圓」ニ、「四千五百圓」ヲ「六千圓」ニ、「四千圓」ヲ「五千五百圓」ニ、「三千七百圓」ヲ「四千二百圓」ニ、「三千三百圓」ヲ「四千八百圓」ニ、「三千圓」ヲ「四千五百圓」ニ改ム

第九條 勅任文官 親任式ヲ以テ敘任ニシテ五年以上其ノ官ノ最高俸ヲ受ケテ在職シ功績顯著ナル者ニハ特ニ七百圓トヲ得

以內ノ年功加俸ヲ給スルコトヲ得

前項ノ規定ノ適用ニ付テハ勅任文官 親任式ヲ以テ敘任ノ在職年數ニシテ現官ノ最高俸額以上ノ俸給ヲ受ケタル年數ハ之ヲ現官ノ最高俸ヲ受ケタル在職年數ニ通算ス

前項ノ規定ニ依リ在職年數ニ通算シ五年以上ニ及フ者ヲ勅任文官ニ任スル際ハ特ニ第一項ノ年功加俸ヲ給スルコトヲ得

第九條ノ二 高等官二等ヲ最高官等トスル勅任文官ニシテ三年以上高等官二等ニ在職シ功績顯著ナル者ハ特ニ高等官一等ニ陞敘スルコトヲ得

前項ノ規定ノ適用ニ付テハ高等官一等又ハ高等官二等ヲ最高官等トスル勅任文官ノ高等官二等以上ノ在職年數ハ之ヲ現官ノ高等官二等ノ在職年數ニ通算ス

前官高等官一等ノ勅任文官ニ在リタル者ヲ高等官一等ヲ最高官等トスル勅任文官ニ任スル場合ニ於テハ特ニ高等官一等ニ敘スルコトヲ得

第九條ノ三乃至第九條ノ六及第十二條第二項ヲ削ル

第十三條中「高等官五等乃至八等、同第四號ニ依ルモノハ高等官六等以下、同第五號ニ依ルモノハ高等官三等以下トス」ヲ「高等官五等以下トス」ニ改ム

第十四條 別表第二表第一號ニ依ル諸官左ノ如シ

內閣書記官

內閣總理大臣秘書官

第七章 大正九年世界大戰直後より昭和七年末に至るまで



第二編 本 論

內閣恩給局書記官

法制局參事官

賞勳局書記官

拓殖局書記官

國勢院書記官

國勢院事務官

國勢院統計官

臨時國勢調查局事務官

臨時國勢調查局統計官

樞密院書記官

樞密院議長秘書官

各省參事官

各省大臣秘書官

各省書記官

外務事務官

外務省事務官

外務省翻譯官

內務監察官

內務事務官

地方局事務官

警保局事務官

土木局書記官

衛生局事務官

考證官

防疫官

明治神宮造營局書記官

特殊財産管理局事務官

警察講習所教授

大藏事務官

主計局書記官

大藏省主計官

理財局書記官

臨時議院建築局事務官

專賣局參事

第七章 大正九年世界大戰直後より昭和七年末に至るまで



釀造試驗所事務官

稅關事務官

稅關副事務官

稅務監督官

稅務副監督官

理事

馬政局書記官

航空局書記官

航空局事務官

陸軍教授

千住製絨所事務官

主理

海軍教授

判事

檢事

文部事務官

文部省事務官

圖書事務官

圖書監修官

學校衛生官

帝國大學書記官

帝國大學醫學部附屬醫院藥局長

東北帝國大學附屬工學專門部教授

北海道帝國大學附屬大學豫科土木專門部水產專門部教授

官立大學教授

官立大學助教授

官立大學豫科教授

官立大學附屬專門部教授

文部省直轄諸學校教授

臨時教員養成所教授

農務局書記官

農務局事務官

商務局書記官

商務局事務官



保險事務官

工務局書記官

工務局事務官

工場監督官

山林局書記官

山林事務官

山林技師

鑛山局事務官

鑛業監督官

水產局書記官

水產局事務官

農商務省軍需事務官

特許局事務官

特許局審理官

戰時保險局事務官

戰時保險官

臨時米穀管理部事務官

鑛務官

鑛務監督官

鑛務技師

製鐵所參事

製鐵所醫官

水產講習所教授

植物検査官

遞信監察官

通信局事務官

電氣局書記官

電氣局事務官

管船局書記官

爲替貯金局事務官

遞信局事務官

通信技師

高等海員審判所審判官

高等海員審判所理事官



地方海員審判所審判官

地方海員審判所理事官

商船學校教授

鐵道局參事

朝鮮總督府參事官

朝鮮總督府秘書官

朝鮮總督府事務官

朝鮮總督府視學官

朝鮮總督府警察官講習所長

朝鮮總督府遞信事務官

朝鮮總督府遞信技師

朝鮮總督府高等土地調查委員會事務局事務官

朝鮮總督府稅關事務官

朝鮮總督府稅關監視官

朝鮮總督府判事

朝鮮總督府檢事

朝鮮總督府營林廠事務官

朝鮮總督府醫院醫官

朝鮮總督府醫院副醫官

朝鮮總督府專門學校教授

朝鮮總督府中學校長

朝鮮總督府高等普通學校長

朝鮮總督府女子高等普通學校長

朝鮮公立高等女學校長

朝鮮總督府道事務官

朝鮮總督府道慈惠醫院醫長

臺灣總督府參事官

臺灣總督府秘書官

臺灣總督府事務官

臺灣總督府警務官

臺灣總督府財務局事務官

臺灣總督府海事官

臺灣總督府防疫醫官

臺灣總督府視學官



臺灣總督府法院判官

臺灣總督府法院檢察官

臺灣總督府鐵道部事務官

臺灣總督府專賣局事務官

臺灣總督府營林局事務官

臺灣總督府高等商業學校教授

臺灣總督府醫學專門學校教授

臺灣總督府中學校長

臺灣總督府高等女學校長

臺灣總督府師範學校長

臺灣公立高等普通學校長

臺灣公立女子高等普通學校長

臺灣公立實業學校長

臺灣總督府醫院醫長

臺灣總督府通信技師

臺灣總督府廳長

關東廳參事官

關東長官秘書官

關東廳事務官

關東廳警務官

關東廳學務官

關東廳法院判官

關東廳法院檢察官

關東廳醫院醫長

關東廳通信管理局事務官

關東廳通信技師

旅順工科學堂教授

關東廳中學校長

關東廳高等女學校長

旅順師範學堂長

樺太廳各部長

樺太廳醫院醫長

樺太廳鐵道技師

樺太廳通信技師



検査官

會計検査院書記官

行政裁判所評定官

貴族院書記官

衆議院書記官

警視廳官房主事

廳府縣各部長 警視廳消防部長ヲ除ク

港務官 港務部長タルモノ

府縣事務官

各廳技師

第十五條 別表第二表第二號ニ依ル諸官左ノ如シ

外務省警視

造神宮主事

明治神宮造營局主事

國立感化院院醫

主稅局事務官

專賣局副參事

專賣局參事補

稅關鑑査官

關稅官

稅關監督局事務官

司稅官

副司稅官

陸軍通譯官

陸軍編修

陸地測量師

陸軍監獄長

海軍通譯官

海軍編修

海軍監獄長

監獄事務官

典獄

維新史料編纂官

帝國大學事務官

第七章 大正九年世界大戰直後より昭和七年末に至るまで



帝國大學學生監  
 帝國大學司書官  
 官立大學事務官  
 農商務省統計官  
 度量衡事務官  
 山林事務官補  
 製鐵所副參事  
 遞信事務官  
 爲替貯金局副事務官  
 爲替貯金局事務官補  
 遞信局副事務官  
 遞信局事務官補  
 通信副事務官  
 通信事務官補  
 商船學校教諭  
 鐵道省事務官  
 鐵道局副參事

鐵道局參事補  
 朝鮮總督府統計官  
 朝鮮總督府編修官  
 朝鮮總督府通譯官  
 朝鮮總督府警察官講習所教授  
 朝鮮總督府高等土地調查委員會事務局副事務官  
 朝鮮總督府遞信副事務官  
 朝鮮總督府遞信事務官補  
 朝鮮總督府稅關鑑定官  
 朝鮮總督府典獄  
 朝鮮總督府醫院藥劑官  
 朝鮮總督府中學校教諭  
 朝鮮總督府高等普通學校教諭  
 朝鮮總督府女子高等普通學校教諭  
 朝鮮公立高等女學校教諭  
 朝鮮公立實業專修學校教諭  
 朝鮮公立實業學校教諭

第七章 大正九年世界大戰直後より昭和七年末に至るまで



- 朝鮮總督府府尹
- 朝鮮總督府郡守
- 朝鮮總督府島司
- 朝鮮總督府道警視
- 朝鮮總督府道慈惠醫院醫官
- 臺灣總督府統計官
- 臺灣總督府編修官
- 臺灣總督府警視
- 臺灣總督府審務警視
- 臺灣總督府稅務官
- 臺灣總督府翻譯官
- 臺灣總督府防疫事務官
- 臺灣總督府鐵道部事務官補
- 臺灣總督府專賣局腦務監督官
- 臺灣總督府專賣局翻譯官
- 臺灣總督府稅關事務官
- 臺灣總督府稅關監視官

- 臺灣總督府稅關鑑定官
- 臺灣總督府農林專門學校教授
- 臺灣總督府商業專門學校教授
- 臺灣總督府師範學校教授
- 臺灣總督府中學校教諭
- 臺灣總督府高等女學校教諭
- 臺灣總督府商業學校教諭
- 臺灣總督府工業學校教諭
- 臺灣公立高等普通學校教諭
- 臺灣公立女子高等普通學校教諭
- 臺灣公立高等女學校教諭
- 臺灣公立實業學校教諭
- 臺灣總督府警察官及司獄官練習所教官
- 臺灣總督府圖書館長
- 臺灣總督府醫院醫官
- 臺灣總督府醫院藥局長
- 臺灣總督府通信事務官



- 臺灣總督府通信事務官補
- 臺灣總督府港務官
- 臺灣總督府港務醫官
- 臺灣總督府典獄
- 臺灣總督府廳事務官
- 臺灣總督府廳警視
- 關東廳理事官
- 關東廳事務官補
- 關東廳警視
- 關東廳翻譯官
- 關東廳醫院醫員
- 關東廳醫院藥局長
- 關東廳典獄
- 關東廳海務局技師
- 關東廳作業所技師
- 關東廳通信事務官

- 關東廳通信事務官補
- 關東廳中學校教諭
- 關東廳高等女學校教諭
- 樺太廳事務官
- 樺太廳鐵道事務官
- 樺太廳醫院醫官
- 樺太廳通信事務官
- 樺太廳中學校教諭
- 樺太廳高等女學校教諭
- 樺太廳支廳長
- 副檢查官

警視廳消防部長

第十六條 別表第二表第三號ニ依ル諸官左ノ如シ

- 國立感化院教諭
- 裁判所書記長
- 典獄補
- 帝國圖書館司書官

第七章 大正九年世界大戰直後より昭和七年末に至るまで



- 朝鮮總督府裁判所書記長
- 朝鮮總督府裁判所通譯官
- 朝鮮總督府醫院事務官
- 朝鮮總督府濟生院主事
- 朝鮮總督府府事務官
- 朝鮮總督府道通譯官
- 臺灣總督府法院書記長
- 臺灣總督府法院通譯
- 臺灣總督府典獄補
- 臺灣總督府醫學專門學校助教授
- 臺灣總督府警察官及司獄官練習所舍監
- 臺灣總督府醫院事務官
- 關東廳法院通譯官
- 貴族院速記士
- 衆議院速記士
- 貴族院守衛長
- 衆議院守衛長

第十七條 在外公館職員タル高等文官ノ年俸ハ別ニ定ムルモノヲ除クノ外別表第三表ニ依ル

大使館一等書記官、公使館一等書記官又ハ奏任官タル總領事ニシテ五年以上年俸四千五百圓ヲ受ケテ在職シ功績

顯著ナル者ニハ特ニ七百圓以内ノ年功加俸ヲ給スルコトヲ得

前項ニ掲クル各官ノ年俸四千五百圓ヲ受ケタル在職年數ハ相互ニ之ヲ通算ス

領事若ハ貿易事務官ニシテ三年以上高等官四等ニ在リ又ハ副領事ニシテ三年以上高等官五等ニ在リ功績顯著ナル

者ハ各一等ヲ陞叙スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ一等ヲ陞叙セラレタル領事又ハ貿易事務官ニハ年俸四千五百圓迄ヲ、副領事ニハ年俸三千八百

圓迄ヲ給スルコトヲ得

第十八條 前數條ノ規定ニ依ルモノヲ除クノ外高等文官ノ年俸ハ別表第四表又ハ第五表ニ依ル但シ別段ノ定アルキ

ノハ此ノ限ニ在ラス

第十九條 別表第二表第一號乃至第三號又ハ別表第五表ニ依ル奏任文官ニシテ五年以上各其ノ官ノ一級俸ヲ受ケテ

在職シ功績顯著ナル者ニハ特ニ七百圓以内ノ年功加俸ヲ給スルコトヲ得

前項ノ規定ノ適用ニ付テハ高等文官ノ在職年數ニシテ現官ノ一級俸額以上ノ俸給ヲ受ケタル年數ハ之ヲ現官ノ一

級俸ヲ受ケタル在職年數ニ通算ス

前項ノ規定ニ依リ在職年數ヲ通算シ五年以上ニ及フ者ヲ奏任文官ニ任スル際ハ特ニ第一項ノ年功加俸ヲ給スルコ

トヲ得

第二十條 高等官四等又ハ高等官五等ヲ最高官等トスル奏任文官外交官、領事官及貿易事務官ヲ除クニシテ三年以上各其ノ官ノ最高

第七章 大正九年世界大戰直後より昭和七年末に至るまで



官等ニ在職シ功績顯著ナル者ハ特ニ一等ヲ陞叙スルコトヲ得  
 前項ノ規定ノ適用ニ付テハ高等文官ノ高等官四等以上ノ在職年數ハ之ヲ高等官四等ヲ最高官等トスル現官ノ最高官等ノ在職年數ニ、高等官五等以上ノ在職年數ハ之ヲ高等官五等ヲ最高官等トスル現官ノ最高官等ノ在職年數ニ通算ス

第四條ノ規定ノ適用ヲ受ケサル文官他ノ文官ト爲ル場合ニ於テ前項ノ規定ノ適用ニ付テハ明治三十六年勅令第二百八十五號第三條ノ規定ニ依リ叙シ得ル官等ニ依ル

第二十一條 第九條ノ第二項及前條第二項ノ規定ニ依リ在職年數ヲ通算シテ官等ヲ陞叙スル場合ニ於テハ第五條第一項ノ規定ノ適用ヲ妨ケス

第二十二條乃至第二十九條ヲ削リ第三十條ヲ第二十二條、第三十一條ヲ第二十三條、第三十二條ヲ第二十四條、第三十三條ヲ第二十五條トス

第二十六條 官制又ハ俸給令ノ改正ニ因リ新ニ給スヘキ俸給ハ改正規定施行ノ日ヨリ之ヲ計算ス  
 第三十四條ヲ第二十七條トシ以下順次繰上ク

(第一表)

文武高等官官等表

官等	勅	任	奏	任						
					親	一	二	三	四	五

外務省		樞密院				閣						内閣	
外務大臣	外務次官	樞密院議長	樞密院副議長	樞密院顧問官	樞密院書記官長	國務院總裁	國務院部長	拓殖局長	賞勳局長	法制局長	印刷局長	印刷局技師	内閣書記官長
同上	同上	同上					同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
各局長	各局長												











文										省 法 司					
															司法大臣
帝國大學教授	帝國大學總長									文部次官					司法次官
同上	同上	各廳技師		編輯事務局長	參事官	各局長	同上			同上	同上	司法技師	參事官	各局長	同上
同上										督學官					
同上										同上					
同上										同上					
同上										同上					
同上										同上					
同上										同上					
同上										同上					
同上										同上					

省 務 商 農					省 部															
				農商務大臣											官立大學長	官立大學教授				
				農商務次官											文部省直轄長	文部省直轄學校長	東京學校長	東京學校長	東京學校長	東京學校長
特許局長	參事官	各局長	同上												史料編纂官	同上	同上	同上	同上	同上
															帝國大學助教授	同上	同上	同上	同上	同上
															同上	同上	同上	同上	同上	同上
															同上	同上	同上	同上	同上	同上
															同上	同上	同上	同上	同上	同上
															同上	同上	同上	同上	同上	同上
															同上	同上	同上	同上	同上	同上
															同上	同上	同上	同上	同上	同上
															同上	同上	同上	同上	同上	同上

第七章 大正九年世界大戰直後より昭和七年末に至るまで







朝鮮總督府													
臺灣總督													

臺灣總督府													
關東長官													

第七章 大正九年世界大戰直後より昭和七年末に至るまで











領事官補	外交官補	一級 二、七〇〇 二級 二、四〇〇	一級 二、七〇〇 二級 二、四〇〇 三級 二、一〇〇 四級 一、八〇〇 五級 一、五〇〇
------	------	----------------------	--

(第四表)

官名	級	俸
千住製絨所長 奏任タルモノ	一級	四、五〇〇
朝鮮總督府警備隊長 奏任タルモノ	二級	四、一〇〇
朝鮮總督府平壤鑛業所長 奏任タルモノ	三級	三、八〇〇
警察講習所長 奏任タルモノ	四級	三、四〇〇
文部省直轄諸學校長 奏任タルモノ 但シ東京官立學校長東京師範學校長ヲ除ク	五級	三、一〇〇
製鐵所理事 奏任タルモノ		
商船學校長 奏任タルモノ		
航路標識管理所長 奏任タルモノ		
朝鮮總督府道參事官 奏任タルモノ		
臺灣總督府高等商業學校長 奏任タルモノ		
臺灣總督府醫學專門學校長 奏任タルモノ		

(第五表)

官名	級	俸
海外駐劄財務官 奏任タルモノ	一級	四、五〇〇
稅關長 奏任タルモノ	二級	四、一〇〇
稅務監督局長 奏任タルモノ	三級	三、八〇〇
帝國圖書館長 奏任タルモノ	四級	三、四〇〇
鑛務署長 奏任タルモノ	五級	三、一〇〇
朝鮮總督府稅關長	六級	二、八〇〇
朝鮮總督府專門學校長	七級	二、五〇〇
臺灣總督府稅關長	八級	二、二〇〇
臺灣總督府商業專門學校長	九級	一、九〇〇
臺灣總督府工業學校長	十級	一、六〇〇
督學官	十一級	一、三〇〇
帝國大學教授	十二級	一、〇〇〇
史料編纂官		
港務醫官		
港務獸醫官		

第七章 大正九年世界大戰直後より昭和七年末に至るまで







其ノ年額ニ三百圓ヲ加ヘタル額

七 本俸年額三百圓以下ノモノ

其ノ年額ノ二倍ニ相當スル金額

大正九年七月三十一日現在ニ於テ休職、非職、待命中ノ者ニ付テハ其ノ在職最終ノ本俸ニ付前項ノ規定ヲ準用ス  
經理上ノ必要アル場合ニ於テハ大正十年年度限り改正級額以内ニ於テ第二項ノ規定ニ準シ適宜ノ俸給ヲ定メ之ヲ給ス  
ルコトヲ得

従前ノ規定ニ依リ一級俸又ハ最高俸ヲ受ケタル在職年數ハ之ヲ本令ニ依ル一級俸又ハ最高俸ヲ受ケタル在職年數ト  
看做ス但シ従前ノ規定ニ依ル一級俸又ハ最高俸ニ付第二項又ハ前項ノ規定ニ依リ算出シタル金額カ本令ニ依ル改正  
俸給ノ二級俸以下ナルトキハ此ノ限ニ在ラス

第二項又ハ第四項ノ規定ニ依リ従前ノ規定ニ依ル一級俸又ハ最高俸ヲ増額シタル俸給ヲ受ケタル在職年數ニ付亦前  
項ニ同シ

従前ノ規定ニ依リ年功加俸ヲ受クル者ハ其ノ本俸トシテ本令ニ依ル一級俸又ハ最高俸ヲ受ケ其ノ年功加俸トシテ従  
前ノ本俸及年功加俸ノ合計額ニ付第二項ノ規定ニ依リ算出シタル金額ヨリ本令ニ依ル一級俸又ハ最高俸ノ金額ヲ控  
除シタルモノヲ受ク但シ従前ノ本俸及年功加俸ノ合計額ニ付第二項ノ規定ニ依リ算出シタル金額カ本令ニ依ル一級  
俸又ハ最高俸以下ナルトキハ本俸トシテ其ノ金額ニ相當スル級俸又ハ俸給ヲ受ケ相當級俸又ハ相當俸給ナキトキハ  
其ノ金額ノ俸給ヲ受ク

第二項、第三項及前項ノ規定ニ依ル金額同位未滿ハ之ヲ圓位ニ滿タシム

明治二十四年勅令第六十五號ハ之ヲ廢止ス

改正俸給ニシテ従前ノ俸給ヲ減額シタルモノニ付テハ本令施行ノ際現ニ其ノ職ニ在ル者ニ限り改正俸給ニ依ラス従  
前ノ俸給ヲ受ケシム

同日勅令第二百五十八號を以て左の如く判任官俸給令中に改正が行はれた。

判任官俸給令中左ノ通改正ス

第四條中「百二十圓」ヲ「二百圓」ニ改ム

第五條中「四十圓」ヲ「七十五圓」ニ改ム

第七條中「八圓」ヲ「二十圓」ニ、「九級俸」ヲ「八級俸」ニ改ム

第八條及第十條中「十二圓以上五十圓以下」ヲ「二十五圓以上八十五圓以下」ニ改ム

第九條中「二十圓以上五十圓以下」ヲ「四十圓以上八十五圓以下」ニ改ム

第十一條中「十圓以上五十圓以下」ヲ「二十圓以上八十五圓以下」ニ改ム

第十二條中「五圓」ヲ「十圓」ニ改ム

(別表)

級	俸	月	額
一級	・俸	百	六十
二級	俸	百	三十五



十	十	九	八	七	六	五	四	三
一	級	級	級	級	級	級	級	級
級	俸	俸	俸	俸	俸	俸	俸	俸
四	四	五	五	六	七	八	百	百
十	十	十	十	十	十	十	十	十
十	五	五	五	五	五	五	五	五
四	四	四	四	四	四	四	四	四

附 則

本令ハ大正九年八月分ヨリ之ヲ適用ス

大正九年勅令第二百五十七號附則第二項乃至第六項及第八項ノ規定ハ従前ノ規定ニ依リ俸給ヲ受クル者ニ付之ヲ準用ス

従前ノ規定ニ依ル五級俸以上ノ各級ニ於テ經過シタル在職年數ハ之ヲ改正俸給ノ五級俸以上各級ニ於ケル在職年數ト看做ス

従前ノ規定ニ依ル五級俸以上ヲ受クル者第二項ノ規定ニ依リ改正俸給ニ相當セサル俸給ヲ受クルトキハ従前ノ級俸ト同等ノ改正級俸ヲ受クルモノト看做ス

前項ノ規定ハ五級俸以上ニ於テ級俸ニ相當セサル俸給ヲ受クル者ノ級俸ニ付之ヲ準用ス

第八條乃至第十一條ニ掲ケル判任文官ノ従前ノ規定ニ依ル最上級俸ヲ受ケタル在職年數ハ之ヲ改正俸級ノ最上級俸ヲ受ケタル在職年數ト看做ス

判任官俸給令附則ヲ削ル

明治二十四年勅令第八十三號判任官俸給令ノ例ニ依リ五級俸以上ノ俸給ヲ受クル地方稅支辨ニ屬セル判任文官ノ級俸ノ對等ニ付テハ前數項ノ規定ニ依ラス左表ノ區分ニ依ル但シ文武判任官等級令ノ適用ニ付テハ仍従前ノ等級ヲ保有ス

現 行 俸 給	改 正 俸 給
特 別 俸	一 級 俸
一 級 俸	二 級 俸
二 級 俸	四 級 俸
三 級 俸	五 級 俸
四 級 俸	六 級 俸
五 級 俸	六 級 俸

同日勅令第二百五十九號を以て左の如く文武判任官等級令中に改正が行はれた。

文武判任官等級令中左ノ通改正ス

第七章 大正九年世界大戰直後より昭和七年末に至るまで







官立大學附屬專門部教授	東京商科大學豫科、附屬商學專門部教授	官立大學事務官	文部省直轄諸學校長	勸任文部省直轄諸學校長	文部省直轄諸學校長	東京師範學校長、東京女子師範學校長、東京女子師範學校長ヲ除ク	文部省直轄諸學校教授	文部省直轄諸學校教授	臨時教員養成所教授	東京官立學校長	東京師範學校長	帝國圖書館司書官
至自	至自	至自	至自	至自	至自	至自	至自	至自	至自	至自	至自	至自
三八	三八	四八	二	二	三五	三五	三八	三九	三九	三六	三六	六九
等	等	等	等	等	等	等	等	等	等	等	等	等
至自	至自	至自	至自	至自	至自	至自	至自	至自	至自	至自	至自	至自
三七	四八	二	三五	三五	三七	三五	三九	三七	三七	三六	三六	五九
等	等	等	等	等	等	等	等	等	等	等	等	等
至自	至自	至自	至自	至自	至自	至自	至自	至自	至自	至自	至自	至自
十二	十二	十一	五	五	八	十二	八	十二	十二	七	七	十
級	級	級	級	級	級	級	級	級	級	級	級	級
七五〇〇圓	七五〇〇圓	七五〇〇圓	二、七〇〇圓	三、七〇〇圓	〇七五〇圓	〇七五〇圓	一、五〇〇圓	三、〇七五〇圓	〇七五〇圓	二、〇〇〇圓	二、〇〇〇圓	一、五〇〇圓
至自	至自	至自	至自	至自	至自	至自	至自	至自	至自	至自	至自	至自
十二	十一	三	五	五	十二	十二	十二	十二	十二	十一	十一	十一
級	級	級	級	級	級	級	級	級	級	級	級	級
四、五〇〇圓	三、〇〇〇圓	三、〇〇〇圓	五、〇〇〇圓	四、〇〇〇圓	四、〇〇〇圓	四、〇〇〇圓	三、〇〇〇圓	四、〇〇〇圓	四、〇〇〇圓	三、〇〇〇圓	三、〇〇〇圓	三、〇〇〇圓

前記諸勅令制定と同日即ち大正九年八月十八日勅令第二百六十一號を以て左の如く帝國大學高等官官等俸給令中に改正が行はれた。これも亦俸給増加に關するものである。

帝國大學高等官官等俸給令中左ノ通改正ス

- 第三條中「八百圓」ヲ「千二百圓」ニ、「六百圓」ヲ「九百圓」ニ、「四百圓」ヲ「六百圓」ヲ「九百圓」ニ改ム
- 第四條中「四百圓以上千二百圓以下」ヲ「六百圓以上千八百圓以下」ニ改メ同條第二項ニ左ノ但書ヲ加フ  
但シ各講座ニ對スル職務俸ハ本俸ト合シテ五千七百圓ヲ超ユルコトヲ得ス
- 第六條中「二百圓以上六百圓以下」ヲ「三百圓以上九百圓以下」ニ改ム
- 第七條ノ二中「六百圓」ヲ「九百圓」ニ改ム
- 第七條ノ三中「千五百圓」ヲ「二千二百圓」ニ改メ同條ニ左ノ但書ヲ加フ  
但シ職務俸ノ額ハ本俸ト合シテ六千圓ヲ、本俸及年功加俸ト合シテ六千七百圓ヲ超ユルコトヲ得ス

附則

本令ハ大正九年八月分ヨリ之ヲ適用ス

同日又勅令第二百六十二號を以て左の如く「教官及技術官ノ俸給ニ關スル件」が定められた。

- 第一條 教官ノ俸給ハ其ノ學科目ノ種類又ハ授業時間ノ多少ニ依リ、技術官ノ俸給ハ各廳事務ノ繁閑ニ依リ其ノ最低額以下ヲ給スルコトヲ得
- 第二條 教官ニシテ他ノ廳ノ教官ヲ兼ヌル者ノ俸給ハ之ヲ分割シテ各廳ヨリ給スルコトヲ得
- 第三條 教官ノ職務ヲ擔任スル講師又ハ囑託ニハ教官俸給豫算又ハ特ニ定メタル豫算ノ中ヨリ手當ヲ給スルコトヲ得

附則

第七章 大正九年世界大戦直後より昭和七年末に至るまで



本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス  
左ノ勅令ハ之ヲ廢止ス

明治四十三年勅令第五十四號

明治四十三年勅令第二百二十七號

大正六年勅令第六十九號

從來は明治四十三年勅令第五十四號文部省直轄諸學校教官俸給支給に關する件を以て、教官に關し今回の新令と同様の内容が定められ、而して此勅令の規定は明治四十三年勅令第二百二十七號を以て關東州の官立學校教官等に、又大正六年勅令第六十九號を以て朝鮮の官立學校教官等に關して準用せられて居たのであるが、今回右の如く教官並に技術官に關し統一的な新令が定められたので、同一事項に關する従前の諸規程は何れも廢止せられたのである。

大正九年八月二十八日勅令第三百三十九號を以て左の如く文部省直轄諸學校職員定員令中に改正が行はれた。

文部省直轄諸學校職員定員令中左ノ通改正ス

第一高等學校ノ項教授ノ欄「四十二人」ヲ「四十五人」ニ、第二高等學校ノ項教授ノ欄「三十四人」ヲ「三十六人」ニ、第三高等學校ノ項教授ノ欄「三十七人」ヲ「三十九人」ニ、第四高等學校ノ項教授ノ欄「三十四人」ヲ「三十六人」ニ、第五高等學校ノ項教授ノ欄「三十七人」ヲ「三十九人」ニ、第六高等學校ノ項教授ノ欄「三十四人」ヲ「三十六人」ニ、第七高等學校造士館ノ項教授ノ欄「三十人」ヲ「三十二人」ニ、第八高等學校ノ項教授ノ欄「三十四人」ヲ「三十六人」ニ改ム

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

同日又勅令第三百四十號を以て左の如く九州帝國大學官制中に改正が行はれた。

九州帝國大學官制中左ノ通改正ス

第二條ノ二中「五十六人」ヲ「六十五人」ニ改ム

第二條ノ三中「二十九人」ヲ「三十九人」ニ改ム

第三條中「一人」ヲ「二人」ニ改ム

第四條ノ二中「七十七人」ヲ「八十九人」ニ改ム

第五條中「十九人」ヲ「二十一人」ニ改ム

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第二條の二中五十六人は教授の定員、第二條の三中二十九人は助教授の定員、第三條中一人は事務官の定員、第四條の二中七十七人は助手の定員、第五條中十九人は書記の定員である。

大正九年九月八日勅令第三百六十七號を以て左の如く「聘用セラレタル官吏及官吏待遇者ニ關スル件」が定められた。



第一條 在職ノ官吏又ハ官吏待遇者許可ヲ受ケ外國政府ニ聘用セラレタルトキハ其ノ聘用中ニ限り臨時其ノ官職ヲ増置セラレタルモノトス

前項ノ官吏及官吏待遇者ニ對シ必要アルトキハ特ニ在職者ニ關スル規定ヲ適用スルコトヲ得

第二條 在職ノ現役軍人又ハ判事檢察若ハ之ニ準スヘキ者許可ヲ受ケ外國政府ニ聘用セラレタルトキハ聘用中及聘用ノ終リタル後副員ナキ間之ヲ定員外ト爲シ在職者ニ關スル規定ヲ適用ス

第三條 前二條ノ場合ニ於テ外國政府聘用中ハ俸給ハ之ヲ停止シ其ノ他ノ給與ハ之ヲ給セス

第四條 前三條ノ規定ハ在職ノ官吏又ハ官吏待遇者ニシテ許可ヲ受ケ獨逸國等トノ平和條約ニ依ル常設國際聯盟事務局、國際勞働事務局其ノ他ノ國際機關ノ職員ニ任命セラレタル者ニ付之ヲ準用ス

第五條 陸軍現役將校若ハ同相當官又ハ海軍現役士官ニシテ帝國大學、逕信省所管商船學校、朝鮮總督府所管醫院平壤鑛業所道慈惠醫院若ハ關東廳醫院ノ職員又ハ臺灣總督府蕃務警視ニ任命セラレタル者ハ陸軍又ハ海軍ニ於テ之ヲ定員外ト爲シ在職者ニ關スル規定ヲ適用ス

第六條 第三條及前條ノ規定ハ陸軍現役衛生部將校相當官又ハ海軍軍醫科士官ニシテ日本赤十字社本社附屬病院ノ院長又ハ副院長ニ任命セラレタル者ニ付之ヲ準用ス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

左ノ勅令ハ之ヲ廢止ス

明治三十七年勅令第九十五號

明治三十七年勅令第二百三十七號

明治三十九年勅令第二百八十一號

明治四十年勅令第九十四號

明治四十一年勅令第二百七十七號

明治四十三年勅令第二百六十二號

明治四十三年勅令第三百八十一號

大正九年勅令第六號

大正九年勅令第二百二十號

在職ノ官吏又ハ官吏待遇者ニシテ本令施行ノ際舊令ニ依リ現ニ外國政府ニ聘用中ノ者又ハ國際機關ノ職員タル者ニ付テハ本令ニ依リタル者ト看做ス

大正九年九月十五日勅令第三百九十四號を以て左の如く東北帝國大學官制中に改正が行はれた。

東北帝國大學官制中左ノ通改正ス

第二條ノ二中「五十人」ヲ「五十四人」ニ改ム

第二條ノ三中「四十二人」ヲ「四十五人」ニ改ム

第三條中「一人」ヲ「二人」ニ改ム

第四條ノ二中「八十八人」ヲ「九十七人」ニ改ム

第七章

大正九年世界大戦直後より昭和七年末に至るまで



第五條中「二十二」ヲ「二十四」ニ改ム

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第二條の二中五十人は教授の定員、第二條の三中四十二人は助教教授の定員、第三條中一人は事務官の定員、第四條の二中八十八人は助手の定員、第五條中二十二人は書記の定員である。

同日勅令第三百九十六號を以て左の如く北海道帝國大學官制中に改正が行はれた。

北海道帝國大學官制中左ノ通改正ス

第二條ノ二中「二十七人」ヲ「三十人」ニ改ム

第四條ノ二中「三十七人」ヲ「四十人」ニ改ム

第五條中「二十三人」ヲ「二十四人」ニ改ム

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第二條の二は教授の定員、第四條の二は助手の定員、第五條は書記の定員に關するものである。

同日又勅令第三百九十九號を以て左の如く朝鮮臺灣滿洲及樺太在勤文官加俸令中に改正が行はれた。

朝鮮臺灣滿洲及樺太在勤文官加俸令中左ノ通改正ス

第二條中「關東都督」ヲ「關東長官」ニ、「四十圓」ヲ「七十圓」ニ改ム

附 則

本令ハ大正九年八月分ヨリ之ヲ適用ス

大正九年九月十七日勅令第四百八號を以て左の如く東京帝國大學官制中に改正が行はれた。

東京帝國大學官制中左ノ通改正ス

第二條ノ二中「百八十一人」ヲ「百九十二人」ニ改ム

第二條ノ三中「九十四人」ヲ「百七人」ニ改ム

第四條ノ三中「二百四人」ヲ「二百二十三人」ニ改ム

第五條中「五十九人」ヲ「六十人」ニ改ム

第七條中「附屬醫院」ヲ「附屬醫院、附屬醫院分院」ニ、「醫院長、」ヲ「醫院長、分院ニ分院長、」ニ、「、藥局長ハ」ヲ「、分院長及藥局長ハ」ニ改メ「總長ノ監督ノ下ニ於テ」ノ下ニ「、分院長ハ總長及醫院長ノ監督ノ下ニ於テ」ヲ加フ

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第二條の二中百八十一人は教授の定員、第二條の三中九十四人は助教教授の定員、第四條の三中二百四人は助手の定員、第五條中五十九人は書記の定員に關するものである。第七條中の改正は從來文部省に於て醫術開業試験用に使用して居

第七章

大正九年世界大戰直後より昭和七年末に至るまで



た東京市小石川區雜司ヶ谷の永樂病院の設備を東京帝國大學に交付し、同大學の附屬醫院分院として使用せしむることとしたが爲である。

大正九年九月二十一日勅令第四百十二號を以て左の如く東京商科大学官制中に改正が行はれた。

東京商科大学官制中左ノ通改正ス

第七條中「一人」ヲ「五人」ニ改ム

第八條中「九人」ヲ「十一人」ニ改ム

第十四條中「十人」ヲ「十一人」ニ改ム

第十五條中「十六人」ヲ「三十人」ニ、「八人」ヲ「九人」ニ改ム

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第七條中一人は助手の定員、第八條中九人は書記の定員、第十四條中十人は豫科教授の定員、第十五條中十六人は附屬商學專門部教授の定員、八人は同助教授の定員である。

大正九年十一月二十七日勅令第五百五十一號を以て左の如く文部省直轄諸學校官制中に改正が行はれた。

文部省直轄諸學校官制中左ノ通改正ス

第一條中「京都高等蠶業學校」ノ次ニ「鳥取高等農業學校」ヲ、「小樽高等商業學校」ノ次ニ「名古屋高等商業學

校」ヲ、「佐賀高等學校」ノ次ニ「弘前高等學校」及「松江高等學校」ヲ、「新潟醫學專門學校」ノ次ニ「富山藥學專門學校」ヲ、「廣島高等工業學校」ノ次ニ「金澤高等工業學校」ヲ加フ

附則

本令ハ大正九年十二月一日ヨリ之ヲ施行ス

右は鳥取高等農業學校、名古屋高等商業學校、弘前高等學校、松江高等學校、富山藥學專門學校、金澤高等工業學校の創設準備が整つて、大正十年四月から授業を開始することとなつたが爲である。右の中弘前高等學校及松江高等學校は高等教育機關大擴張計畫の一部として作られたもの、他は其以前の擴張計畫に係るものである。

同日又勅令第五百五十二號を以て左の如く文部省直轄諸學校職員定員令中に改正が行はれた。

文部省直轄諸學校職員定員令中左ノ通改正ス

京都高等蠶業學校ノ項ノ次ニ「鳥取高等農業學校

一人 四人

一人

三人」ヲ、小樽高等商業學校ノ項ノ次ニ「名古屋高等商業學校

一人 五人

一人

三人」ヲ、佐賀高等學校ノ項ノ次ニ「弘前高等學校

一人 九人

一人 九人

四人 四人

ヲ、新潟醫學專門學校ノ項ノ次ニ「富山藥學專門學校

一人 三人

第七章 大正九年世界大戦直後より昭和七年末に至るまで







別表第五表中

督學官	陸軍教授 勅任タル陸軍大學校教官タルモノヲ除ク
海軍教授 勅任タル海軍大學校教官タルモノヲ除ク	督學官

ヲ

ニ

史料編纂官

ヲ

帝國大學附屬大學豫科教授	帝國大學附屬專門部教授	史料編纂官	官立大學豫科教授	官立大學附屬專門部教授	文部省直轄諸學校教授	商船學校教授
--------------	-------------	-------	----------	-------------	------------	--------

ニ改ム

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

大正十年三月三十一日勅令第四十九號を以て左の如く文部省直轄諸學校官制中に改正が行はれた。  
文部省直轄諸學校官制中左ノ通改正ス

- 第一條中「金澤高等工業學校」ノ次ニ「仙臺高等工業學校」及「明治專門學校」ヲ加フ
- 第四條中「新潟醫學專門學校」ヲ「岡山醫學專門學校及新潟醫學專門學校」ニ改ム
- 第五條中「及附屬工業補習學校」ヲ削ル
- 第十八條ノ二中「新潟醫學專門學校附屬醫院」ヲ「岡山醫學專門學校附屬醫院及新潟醫學專門學校附屬醫院」ニ改ム

附則

本令ハ大正十年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

第一條中の改正は從來東北帝國大學の附屬であつた工業專門部を獨立せしめて仙臺高等工業學校とすることとなつたのと、從來私立として存在して居た福岡縣戸畑の明治專門學校を官立に移すこととしたが爲である。

第四條中の改正は高等教育機關大擴張計畫の一部として新潟、岡山、千葉、金澤、長崎の五醫學專門學校の設備を利用して單科の醫科大學を設けることが決定せられ、大正十一年度より新潟、岡山の二醫科大學、大正十二年度より千葉、金澤、長崎の三醫科大學を設けることとなつて居たので、其準備として從來岡山醫學專門學校に於て岡山縣との約款に依り、實習病院として使用して居た岡山縣立病院を同縣より政府に寄附し、之を純然たる岡山醫學專門學校の附屬醫院とすることとなつたが爲である。即ち初より附屬醫院を有して居た新潟醫學專門學校と同じく、岡山醫學專門學校にも附屬醫院を置くことを規定としたものである。第十八條の二中の改正も亦附屬醫院の院長其他に關するものである。

第五條中の改正は從來東京高等學校の附屬であつた工業補習學校を、今回發查協調會に於て引受け經營することとなつたので、官制中より補習學校に關する規定を削除することとしたのである。

第七章

大正九年世界大戦直後より昭和七年末に至るまで







京都帝國大學官制中左ノ通改正ス

第一條中「助教」ノ次ニ「書記官」ヲ加フ

第二條ノ二中「百二十人」ヲ「百三十五人」ニ改ム

第三條中「六十一人」ヲ「八十一人」ニ改ム

第三條ノ二 書記官ハ專任一人奏任トス上官ノ命ヲ承ケ庶務會計ヲ掌理ス

事務官ハ專任二人奏任トス上官ノ命ヲ承ケ庶務會計ヲ分掌ス

第四條ノ三中「百十一人」ヲ「百三十六人」ニ改ム

第五條中「二十九人」ヲ「三十三人」ニ改ム

第五條ノ二中「六人」ヲ「七人」ニ改ム

第五條ノ三中「五人」ヲ「七人」ニ改ム

第十條中「看護婦長」ヲ「看護長」ニ、「三人」ヲ「十人」ニ改ム

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第二條の二中百二十人は教授の定員、第三條中六十一人は助教の定員、第四條の三中百十一人は助手の定員、第五條の二中六人は司書の定員、第五條の三中五人は技手の定員である。

同日又勅令第八十七號を以て左の如く東北帝國大學官制中に改正が行はれた。

東北帝國大學官制中左ノ通改正ス

第二條ノ二中「五十四人」ヲ「五十七人」ニ改ム

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第二條の二中五十四人は教授の定員である。

大正十年四月二十三日勅令第百十八號を以て左の如く北海道帝國大學官制中に改正が行はれた。

北海道帝國大學官制中左ノ通改正ス

第二條ノ二中「三十人」ヲ「三十七人」ニ改メ「學部長」ノ下ニ「又ハ醫學部附屬醫院長」ヲ加フ

第二條ノ三中「十八人」ヲ「二十八人」ニ改ム

第三條中「一人」ヲ「二人」ニ、「總長」ヲ「上官」ニ改ム

第四條ノ二中「四十人」ヲ「六十五人」ニ改ム

第五條中「二十四人」ヲ「三十二人」ニ改ム

第八條ヲ第十二條トシ「三十三人」ヲ「三十七人」ニ、「十二人」ヲ「十四人」ニ改ム

第八條 醫學部ニ附屬醫院ヲ置ク

醫院ニ醫院長ヲ置キ醫學部ニ屬スル教授ノ中ヨリ文部大臣之ヲ補ス

醫院長ハ總長ノ監督ノ下ニ於テ醫院ノ事務ヲ掌理ス

第七章 大正九年世界大戰直後より昭和七年末に至るまで



第九條 醫院ニ藥局長ヲ置ク專任一人奏任トス

藥局長ハ醫院藥局ノ事務ヲ掌理ス

第十條 醫院ニ藥劑手ヲ置ク專任四人判任トス

藥劑手ハ藥局長ノ指揮ヲ承ケ醫院藥局ニ關スル職務ニ服ス

第十一條 醫院ニ看護長ヲ置ク專任二人判任トス

看護長ハ上官ノ命ヲ承ケ醫院ニ於ケル看護ニ關スル職務ニ服ス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第二條の二中三十人は教授の定員、第二條の三中十八人は助教の定員、第三條中一人は事務官の定員、第四條の二中四十人は助手の定員、第五條中二十四人は書記の定員、從來の第八條中三十三人は附屬専門部を通じての教授の定員、十二人は同助教授の定員である。

新に第八條乃至第十一條として附屬醫院に關することを規定したのは、新設の醫學部が大正十一年度より授業を開始することとなるので、其準備として先づ附屬醫院を置くこととしたが爲である。

同日又勅令第二百二十號を以て左の如く九州帝國大學官制中に改正が行はれた。

九州帝國大學官制中左ノ通改正ス

第二條ノ二中「六十五人」ヲ「七十五人」ニ改ム

第二條ノ三中「三十九人」ヲ「四十九人」ニ改ム

第三條中「總長」ヲ「上官」ニ改ム

第四條ノ二中「八十九人」ヲ「百六人」ニ改ム

第五條中「二十一人」ヲ「二十二二人」ニ改ム

第十一條 農學部ニ附屬農場ヲ置ク

農場ニ農場長ヲ置キ農學部ニ屬スル教授又ハ助教ノ中ヨリ文部大臣之ヲ補ス

農場長ハ總長ノ監督ノ下ニ於テ其ノ事務ヲ掌理ス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第二條の二は教授の定員、第二條の三は助教の定員、第四條の二は助手の定員、第五條は書記の定員に關するものである。第十一條の新設は新に農學部が置かるることとなつたが爲である。

大正十年四月二十七日勅令第七十號を以て左の如く文部省直轄諸學校職員定員令中に改正が行はれた。

文部省直轄諸學校職員定員令中左ノ通改正ス

東京高等師範學校ノ項教授ノ欄「五十六人」ヲ「五十七人」ニ、廣島高等師範學校ノ項教授ノ欄「四十五人」ヲ「四十七人」ニ、助教ノ欄「七人」ヲ「八人」ニ、東京女子高等師範學校ノ項及奈良女子高等師範學校ノ項書記ノ欄「六人」ヲ「七人」ニ、盛岡高等農林學校ノ項助教ノ欄「十四人」ヲ「十五人」ニ、書記ノ欄「六人」ヲ「七人」



ニ、鹿兒島高等農林學校ノ項教授ノ欄「十八人」ヲ「十九人」ニ、助教授ノ欄「十三人」ヲ「十四人」ニ、書記ノ欄「六人」ヲ「七人」ニ、東京高等蠶絲學校ノ項教授ノ欄「十四人」ヲ「十六人」ニ、助教授ノ欄「十二人」ヲ「十人」ニ、書記ノ欄「五人」ヲ「六人」ニ、京都高等蠶業學校ノ項教授ノ欄「七人」ヲ「九人」ニ、助教授ノ欄「七人」ヲ「九人」ニ、書記ノ欄「四人」ヲ「五人」ニ、鳥取高等農業學校ノ項教授ノ欄「四人」ヲ「七人」ニ、助教授ノ欄「二人」ヲ「六人」ニ、書記ノ欄「三人」ヲ「四人」ニ、名古屋高等商業學校ノ項教授ノ欄「五人」ヲ「十人」ニ、助教授ノ欄「一人」ヲ「四人」ニ、書記ノ欄「三人」ヲ「四人」ニ、大阪高等工業學校ノ項教授ノ欄「二十七人」ヲ「二十八人」ニ、助教授ノ欄「二十五人」ヲ「二十六人」ニ、名古屋高等工業學校ノ項助教授ノ欄「十一人」ヲ「十二人」ニ、桐生高等工業學校ノ項教授ノ欄「十五人」ヲ「十六人」ニ、助教授ノ欄「九人」ヲ「十人」ニ、横濱高等工業學校ノ項及廣島高等工業學校ノ項教授ノ欄「八人」ヲ「十三人」ニ、助教授ノ欄「四人」ヲ「六人」ニ、書記ノ欄「四人」ヲ「五人」ニ、金澤高等工業學校ノ項教授ノ欄「五人」ヲ「九人」ニ、助教授ノ欄「一人」ヲ「四人」ニ、書記ノ欄「三人」ヲ「四人」ニ、神戸高等商船學校ノ項教授ノ欄「十七人」ヲ「二十四人」ニ、助教授ノ欄「十人」ヲ「十三人」ニ、書記ノ欄「四人」ヲ「五人」ニ改ム

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

大正十年五月二十三日勅令第二百二十三號を以て左の如く委任文官及判任文官の優遇に關する件が定められた。  
 第一條 高等官官等依給令別表第二表第一號、第三表及第五表ニ依ル委任文官ニシテ引續キ五年以上高等官三等ニ

在職シ功績顯著ナル者ハ特ニ之ヲ勅任官ノ待遇ト爲スコトヲ得但シ帝國大學教授、官立大學教授、行政裁判所評定官及高等官四等ヲ最高官等トスル委任文官ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第二條 判任文官ニシテ引續キ五年以上一級俸ヲ受ケテ在職シ事務練熟優等ナル者ハ特ニ之ヲ委任官ノ待遇ト爲スコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ委任官ノ待遇ヲ受クル者ノ待遇相當官等ハ高等官六等以下トス

第一項ノ規定ニ依リ委任官ノ待遇ヲ受クル者ハ之ヲ主事ト稱ス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

大正十年五月二十六日勅令第二百三十二號を以て左の如く東京帝國大學附置傳染病研究所官制中に改正が行はれた。  
 傳染病研究所官制中左ノ通改正ス

第四條中「一人」ヲ「三人」ニ改ム

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第四條は判任官たる看護婦長の定員に關するものである。

同日又勅令第二百三十三號を以て左の如く文部省直轄諸學校職員定員令中に改正が行はれた。

第 七 章

大正九年世界大戰直後より昭和七年末に至るまで



文部省直轄諸學校職員定員令中左ノ通改正ス

第一高等學校ノ項教授ノ欄「四十五人」ヲ「四十七人」ニ、助教授ノ欄「五人」ヲ「六人」ニ、第二高等學校ノ項助教授ノ欄「四人」ヲ「五人」ニ、第三高等學校ノ項教授ノ欄「三十九人」ヲ「四十人」ニ、助教授ノ欄「四人」ヲ「五人」ニ、第四高等學校ノ項助教授ノ欄「二人」ヲ「三人」ニ、第五高等學校ノ項教授ノ欄「三十九人」ヲ「四十人」ニ、助教授ノ欄「四人」ヲ「五人」ニ、第六高等學校ノ項、第七高等學校造士館ノ項及第八高等學校ノ項助教授ノ欄「二人」ヲ「三人」ニ改ム

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

大正十年六月二十四日勅令第二百八十六號を以て左の如く東京博物館官制が定められた。

東京博物館官制

第一條 東京博物館ハ文部大臣ノ管理ニ屬シ自然科学及其ノ應用ニ關シ社會教育上必要ナル物品ヲ蒐集陳列シテ公眾ノ觀覽ニ供スル所トス

第二條 東京博物館ニ左ノ職員ヲ置ク

館長 ● 奏任

書記 五人 判任

第三條 館長ハ文部大臣ノ命ヲ承ケ館務ヲ掌理シ所屬職員ヲ監督ス

第四條 書記ハ館長ノ指揮ヲ承ケ事務ニ從事ス

第五條 文部大臣ハ必要ニ依リ東京博物館ニ評議員ヲ置クコトヲ得

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

従前文部省直轄諸學校官制の規定に依り東京高等師範學校に東京教育博物館が附設せられて居たが、大正三年六月勅令第二百二十三號に依る同官制中の改正に依り東京博物館に關する條項が削除せらるると共に、同月勅令第二百二十二號に依る文部省官制中の改正に依り「普通學務局ニ東京博物館ヲ置ク」との規定が設けられ（第五章學校等職員關係の款第二項及教育行政機關の款第一項參照）、即ち東京教育博物館は東京博物館と改稱せられて東京高等師範學校より文部省普通學務局に移されたのであつた。然るに今回之を獨立の東京博物館とすることとしたので、右の如く之に關する官制が定められたのである。

同日又勅令第二百八十七號を以て左の如く高等官官等俸給令中に改正が行はれた。

高等官官等俸給令中左ノ通改正ス

別表第一表文部省ノ部中帝國圖書館長ノ項ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ

東京博 物館長	同	上	同	上			
------------	---	---	---	---	--	--	--



別表第五表中「帝國圖書館長」ヲ

帝國圖書館長
東京博物館長

ニ改ム

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

大正十年七月十一日勅令第三百十號を以て左の如く航空研究所官制が定められた。

航空研究所官制

- 第一條 東京帝國大學ニ航空研究所ヲ附置ス
- 第二條 航空研究所ハ航空機ノ基礎的學理ニ關スル研究ヲ掌ル
- 第三條 航空研究所ニ左ノ職員ヲ置ク

所長

所員

技師

書記

技手

第四條 所長ハ東京帝國大學教授ノ中ヨリ文部大臣之ヲ補ス

所長ハ東京帝國大學總長ノ監督ノ下ニ於テ航空研究所ノ事務ヲ掌理ス

第五條 所員ハ帝國大學ノ教授及助教授ノ中ヨリ文部大臣之ヲ補ス

所員ハ陸軍佐尉官同相當官、海軍佐尉官、陸軍技師又ハ海軍技師ヲ以テ之ニ充ツルコトヲ得

所員ハ所長ノ監督ノ下ニ於テ航空機ニ關スル研究ヲ掌ル

第六條 技師ハ專任一人奏任トス上司ノ命ヲ承ケ技術ヲ掌ル

第七條 書記ハ專任四人判任トス上司ノ指揮ヲ承ケ事務ニ従事ス

第八條 技手ハ專任二十五人判任トス上司ノ指揮ヲ承ケ技術ニ従事ス

第九條 帝國大學教授ニシテ所長又ハ所員ニ補セラレタル者ニハ講座ヲ擔任セシメサルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ講座ヲ擔任セサル教授及所員ニ補セラレ専ラ所務ニ従事スル助教授ハ所屬帝國大學ノ定員外トス

現役ノ陸軍佐尉官同相當官又ハ海軍佐尉官ニシテ所員ニ補セラレタル者ハ陸軍又ハ海軍ノ定員外トシ在職者ニ關スル規定ヲ適用ス

陸軍技師又ハ海軍技師ニシテ所員ニ補セラレタル者ハ陸軍又ハ海軍ノ定員外トス

第十條 第五條第二項ノ規定ニ依リ所員ニ補セラレタル者ノ俸給其ノ他ノ諸給與ハ航空研究所費ヨリ之ヲ支辨ス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

東京帝國大學官制中第十二條ヲ削リ第十三條ヲ第十二條トス

第七章 大正九年世界大戰直後より昭和七年末に至るまで



大正七年七月勅令第二百七十號に依る東京帝國大學官制中の改正に依り、始めて東京帝國大學に附屬航空研究所が置かれたことは前既に述べた通であるが(第五章學校等職員關係の款第二項参照)、其後益航空機に關する學理的研究を必要とするに至つたので、今回航空研究所の規模を擴張し、特別の官制を定むることとしたのである。同官制中特に注意を要するは所長及所員を置き、所長は東京帝國大學教授の中より文部大臣之を補し、所員は廣く帝國大學の教授及助教授の中より文部大臣之を補すものとし(第五條)、而して帝國大學教授にして所長又は所員に補せられたる者には講座を擔任せしめざることを得るものとした(第九條)ことである。從來帝國大學の教授は例へば學部長に補せられたといふが如き特別の場合の外必ず講座を擔任すべきものとし、講座を擔任せずして専ら研究のみに従事する教授は制度として之を認めなかつたのであるが、今回始めて講座を擔任せずして研究に専任する所謂研究教授 (Research Professor) の制を認むるに至つたのであつて、此後此例に倣つて種々の場合に研究教授が置かるることとなつた。以上の意味に於て航空研究所官制は一新時期を劃したものである。

同日又勅令第三百十二號を以て左の如く帝國大學高等官官等俸給令中に改正が行はれた。

帝國大學高等官官等俸給令中左ノ通改正ス

第三條中「航空研究所長」及「演習林長」ヲ削リ「醫院長」ノ下ニ「航空研究所長」ヲ、「傳染病研究所長」ノ下ニ「演習林長」ヲ、「農場長」ノ下ニ「分院長」ヲ加フ

第四條ノ二 教授ニシテ航空研究所員ニ補セラレ講座ヲ擔任セサル者ニハ職務俸千八百圓以内ヲ給スルコトヲ得但シ本俸ト合シテ五千七百圓ヲ超ユルコトヲ得ス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

大正十年七月二十一日勅令第三百三十四號を以て左の如く東京商科大学官制中に改正が行はれた。

東京商科大学官制中左ノ通改正ス

第三條中「十五人」ヲ「二十二人」ニ改ム

第八條中「十一人」ヲ「十三人」ニ改ム

第十四條中「十一人」ヲ「十八人」ニ改ム

第十五條中「三十人」ヲ「二十七人」ニ、「九人」ヲ「十人」ニ改ム

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第三條は教授の定員、第八條は書記の定員、第十四條は豫科教授の定員に關するものである。第十五條中三十人は商學専門部教授、九人は同助教授の定員である。

同日又勅令第三百三十五號を以て左の如く帝國圖書館官制中に改正が行はれた。

帝國圖書館官制中左ノ通改正ス

第二條中「十一人」ヲ「十三人」ニ改ム

第 七 章

大正九年世界大戰直後より昭和七年末に至るまで



附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス  
第二條は司書の定員に關するものである。

大正十年十一月九日勅令第四百三十二號を以て左の如く文部省直轄諸學校官制中に改正が行はれた。  
文部省直轄諸學校官制中左ノ通改正ス

第一條中「松江高等學校」ノ次ニ「東京高等學校」、「大阪高等學校」、「浦和高等學校」及「福岡高等學校」を加フ

附則  
本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

同日又勅令第四百三十三號を以て左の如く文部省直轄諸學校職員定員令中に改正が行はれた。  
文部省直轄諸學校職員定員令中左ノ通改正ス

松江高等學校ノ項ノ次ニ

東京高等學校	一人		六人						三人
大阪高等學校	一人	九人							四人
浦和高等學校	一人	九人							四人
福岡高等學校	一人	九人							四人

ヲ加フ

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

右は高等教育機關大擴張計畫の一部たる東京高等學校、大阪高等學校、浦和高等學校及福岡高等學校の創設準備が整つて大正十一年四月より授業を開始することとなつたが爲に勅令改正の必要を見るに至つたのである。  
東京高等學校の職員定員に教授がなく教諭及助教諭のみがあるのは、同校は唯一の官立七年制高等學校であり、開校の際には先づ尋常科生徒のみを收容する計畫であつたから、當分は教授を必要とせざるに由るのである。

大正十年十一月二十四日勅令第四百四十九號を以て左の如く東京帝國大學官制中に改正が行はれた。

東京帝國大學官制中左ノ通改正ス

第二條ノ二中「百九十二人」ヲ「二百三人」ニ改ム

第二條ノ三中「百七人」ヲ「百十九人」ニ改ム

第四條ノ三中「二百二十三人」ヲ「二百二十四人」ニ改ム

第八條第一項中「醫院」ヲ「醫院及醫院分院」ニ、「六人」ヲ「十七人」ニ改メ同條第二項中「醫院」ヲ「醫院又ハ醫院分院」ニ改ム

第九條中「附屬東京天文臺」、「東京天文臺ニ天文臺長」、「天文臺長ハ理學部ニ屬スル教授ノ中ヨリ、」及「天文臺長、」ヲ削ル

附則

第七章 大正九年世界大戰直後より昭和七年末に至るまで



本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第二條の二は教授の定員、第二條の三は助教の定員、第四條の三は助手の定員である。第八條は判任官たる看護婦長の定員であり、今回醫院分院にも判任官たる看護婦長を置き得ることとしたのである。第九條の改正は後に述べる如く従來の東京帝國大學附屬東京天文臺を改めて東京帝國大學に附置する東京天文臺とし、之に關して特別の官制を定むることとなつたので之と關聯して必要となつたものである。

同日又勅令第四百五十號を以て左の如く東京天文臺官制が定められた。

東京天文臺官制

第一條 東京帝國大學ニ東京天文臺ヲ附置ス

第二條 東京天文臺ハ天文学ニ關スル事項ヲ攻究シ天象觀測、曆書編製、時ノ測定、報時及時計ノ檢定ニ關スル事務ヲ掌ル

第三條 東京天文臺ニ左ノ職員ヲ置ク

臺長

技師 專任二人 奏任

書記 專任二人 判任

技手 專任三人 判任

第四條 臺長ハ技師又ハ東京帝國大學理學部ニ屬スル教授ノ中ヨリ文部大臣之ヲ補ス

臺長ハ東京帝國大學總長ノ監督ノ下ニ於テ天文臺ノ事務ヲ掌理ス

第五條 技師ハ臺長ノ命ヲ承ケ天文学ニ關スル事項ノ攻究及技術ヲ掌ル

第六條 書記ハ上官ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ従事ス

第七條 技手ハ上官ノ指揮ヲ承ケ技術ニ従事ス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

明治二十一年勅令第八十一號ハ之ヲ廢止ス

大正十年十二月十日勅令第四百五十六號を以て左の如く文部省直轄諸學校官制中に改正が行はれた。

文部省直轄諸學校官制中左ノ通改正ス

第一條中「鳥取高等農業學校」ノ次ニ「三重高等農林學校」ヲ、「名古屋高等商業學校」ノ次ニ「福島高等商業學校」及「大分高等商業學校」ヲ、「明治專門學校」ノ次ニ「東京高等工藝學校」及「神戸高等工業學校」ヲ、「東京外國語學校」ノ次ニ「大阪外國語學校」ヲ加フ

第十一條 第六條ニ掲クル職員ノ外高等師範學校及女子高等師範學校ニ教諭助教諭及訓導ヲ、高等師範學校ニ助手ヲ、女子高等師範學校ニ保母ヲ置ク

教諭ハ奏任トシ助教諭、訓導、助手及保母ハ判任トス

教諭及助教諭ハ附屬中學校又ハ附屬高等女學校ノ生徒ノ教育ヲ掌リ兼テ師範生徒ノ實地授業ヲ監督ス

第七章 大正九年世界大戰直後より昭和七年末に至るまで



訓導ハ附屬小學校生徒ノ授業ヲ掌リ兼テ師範生徒ノ實地授業ヲ監督ス  
助手ハ教授ノ指揮ヲ承ケ授業及實驗ノ補助ニ従事ス  
保姆ハ附屬幼稚園幼兒ノ保育ヲ掌ル

第十二條 第六條ニ掲クル職員ノ外東京高等學校ニ教諭及助教諭ヲ置ク  
教諭ハ奏任トシ助教諭ハ判任トス尋常科生徒ノ教育ヲ掌ル

第十三條 削除

第十四條 削除

第十五條 削除

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

右第一條中の改正は高等教育機關大擴張計畫の一部たる三重高等農林學校、福島高等商業學校、大分高等商業學校、東京高等工藝學校、神戸高等工業學校及大阪外國語學校の創設準備が整つて、大正十一年四月より授業を開始することとなつたが爲である。

第十三、第十四及第十五の各條の削除は、從來此等の箇條に於て規定して居た事項を第十一條中に纏めて規定することとしたが爲である。

同日又勅令第四百五十七號を以て左の如く文部省直轄諸學校職員定員令中に改正が行はれた。

文部省直轄諸學校職員定員令中左ノ通改正ス

鳥取高等農業學校ノ項ノ次ニ

三重高等農林學校	一人	五人	二人					四人
----------	----	----	----	--	--	--	--	----

ヲ、名古屋高等商業學校ノ項ノ次ニ

福島高等商業學校	一人	五人		一人				
大分高等商業學校	一人	五人		一人				

四人	四人
----	----

ヲ、明治専門學校ノ項ノ次ニ

東京高等工藝學校	一人	六人		二人			
神戸高等工業學校	一人	五人		一人			

四人	四人
----	----

ヲ、東京外國語學校ノ項ノ次ニ

大阪外國語學校	一人	九人					
---------	----	----	--	--	--	--	--

四人	ヲ加フ
----	-----

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

大正十一年三月三十一日勅令第四百十二號を以て左の如く文部省直轄諸學校官制中に改正が行はれた。

文部省直轄諸學校官制中左ノ通改正ス

第七章 大正九年世界大戰直後より昭和七年末に至るまで



第一條中「岡山醫學專門學校」及「新潟醫學專門學校」ヲ削ル

第四條中「岡山醫學專門學校及新潟醫學專門學校」ヲ「千葉醫學專門學校、金澤醫學專門學校及長崎醫學專門學校」ニ改ム

第十八條ノ二中「岡山醫學專門學校附屬醫院及新潟醫學專門學校附屬醫院」ヲ「千葉醫學專門學校附屬醫院、金澤醫學專門學校附屬醫院及長崎醫學專門學校附屬醫院」ニ改ム

附 則

本令ハ大正十一年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

右の改正に依り岡山醫學專門學校及新潟醫學專門學校が削除せられたのは次に述べる如く、新潟醫科大學及岡山醫科大學の新設に伴ひ從來の岡山及新潟の二醫學專門學校は其存立を失ふに至つたが爲である。

同日勅令第四百十三號を以て左の如く官立醫科大學官制が定められた。

官立醫科大學官制

第一條 官立醫科大學ハ左ノ如シ

新潟醫科大學

岡山醫科大學

第二條 官立醫科大學ニ左ノ職員ヲ置ク

大學長

教授

助教授

事務官

學生監

助手

書記

第三條 大學長ハ勅任トス文部大臣ノ監督ヲ承ケ官立醫科大學一般ノ事ヲ掌リ所屬職員ヲ統督ス

大學長ハ高等官ノ進退ニ關シテハ文部大臣ニ具狀シ判任官ニ關シテハ之ヲ專行ス

第四條 教授ハ奏任又ハ勅任トス學生ヲ教授シ其ノ研究ヲ指導ス

第五條 助教授ハ奏任トス教授ヲ助ケテ授業及實驗ニ従事ス

第六條 事務官ハ奏任トス大學長ノ命ヲ承ケ庶務會計ヲ掌理ス

第七條 學生監ハ教授又ハ助教授ノ中ヨリ文部大臣之ヲ補ス大學長ノ命ヲ承ケ學生ノ監督ニ關スル事ヲ掌ル

第八條 助手ハ判任トス教授又ハ助教授ノ指揮ヲ承ケ學術ニ關スル職務ニ服ス

第九條 書記ハ判任トス上官ノ命ヲ承ケ庶務會計ニ従事ス

第十條 大學長ハ必要アル場合ニ於テハ講師ヲ囑託スルコトヲ得

第十一條 官立醫科大學ニ教授會ヲ置キ教授ヲ以テ之ヲ組織ス

大學長ハ教授會ヲ召集シ其ノ議長ト爲ル

第七章 大正九年世界大戰直後より昭和七年末に至るまで



第十二條 教授會ハ左ノ事項ヲ審議ス

一 學科課程ニ關スル事項

二 學生ノ試験ニ關スル事項

三 學位ニ關スル事項

四 文部大臣又ハ大學長ノ諮詢シタル事項

第十三條 大學長ハ必要アリト認ムルトキハ助教授又ハ講師ヲ教授會ニ列席セシムルコトヲ得

第十四條 官立醫科大學ニ附屬醫院ヲ置ク

附屬醫院ニ左ノ職員ヲ置ク

醫院長

藥局長

藥劑手

看護長

第十五條 醫院長ハ教授ノ中ヨリ文部大臣之ヲ補ス大學長ノ監督ヲ承ケ醫院ノ事務ヲ掌理ス

第十六條 藥局長ハ奏任トス醫院長ノ監督ヲ承ケ醫院藥局ノ事務ヲ掌理ス

第十七條 藥劑手ハ判任トス藥局長ノ指揮ヲ承ケ醫院藥局ニ關スル職務ニ服ス

第十八條 看護長ハ判任トス上官ノ命ヲ承ケ醫院ニ於ケル看護ニ關スル職務ニ服ス

第十九條 官立醫科大學ニ附屬醫學專門部ヲ置ク

醫學專門部ニ教授及助教授ヲ置ク

教授ハ奏任、助教授ハ判任トス生徒ノ教育ヲ掌ル

醫學專門部ニ主事ヲ置ク專門部教授ノ中ヨリ文部大臣之ヲ補ス大學長ノ命ヲ承ケ專門部ノ事務ヲ掌理シ職員ヲ監

督シ生徒ノ訓育ヲ掌ル

第二十條 官立醫科大學、附屬醫院及附屬專門部ノ專任職員ノ定員ハ別表ニ依ル

第二十一條 官立醫科大學ニ功勞アリ又ハ學術上成績アル者ニハ勅旨ニ依リ名譽教授ノ名稱ヲ與フルコトアルヘシ

(別表)

官立醫科大學職員定員表

新瀉醫科大學	岡山醫科大學	官立醫科大學					附屬醫院			附屬專門部		
		大學長	教授	助教授	事務官	助手	書記	藥局長	藥劑手	看護長	教授	助教授
一人	一人	十三人	十四人	一人	三十七人	八人	一人	十人	十人	十人	十人	七人
一人	十四人	十四人	一人	三十七人	九人	一人	十人	十人	十人	十人	五人	

附則

本令ハ大正十一年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行ノ際現ニ新瀉醫學專門學校又ハ岡山醫學專門學校ノ教授又ハ助教授ノ職ニ在ル者別ニ辭令書ヲ交付セラレサルトキハ各新瀉醫科大學附屬醫學專門部又ハ岡山醫科大學附屬醫學專門部ノ教授又ハ助教授ニ同官等俸給ヲ以テ

第七章 大正九年世界大戰直後より昭和七年末に至るまで



任セラレタルモノトス

本令施行ノ際現ニ新潟醫學專門學校又ハ岡山醫學專門學校ノ書記ノ職ニ在ル者別ニ辭令書ヲ交付セラレサルトキハ各新潟醫科大學又ハ岡山醫科大學ノ書記ニ同俸給ヲ以テ任セラレタルモノトス

同日勅令第四百四十四號を以て左の如く高等官官等俸給令中に改正が行はれた。

高等官官等俸給令中左ノ通改正ス

第十四條中「官立大學助教」ノ次ニ「官立大學附屬醫院藥局長」ヲ加フ

附 則

本令ハ大正十一年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

同日勅令第四百四十五號を以て左の如く「官立醫科大學教官ニシテ附屬醫院ノ醫院長ニ補セラレタル者ノ職務俸ニ關スル件」が定められた。

官立醫科大學教官ニシテ附屬醫院ノ醫院長ニ補セラレタル者ニハ職務俸千二百圓以内ヲ給スルコトヲ得但シ職務俸ノ額ハ本俸ト合シテ六千圓ヲ、本俸及年功加俸ト合シテ六千七百圓ヲ超ユルコトヲ得ス

附 則

本令ハ大正十一年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

同日又勅令第四百四十六號を以て左の如く「官立醫科大學附屬專門部教官ニシテ官立醫科大學附屬醫院ノ醫員ヲ命セラレタル者ニ手當給與ノ件」が定められた。

官立醫科大學附屬專門部教官ニシテ官立醫科大學附屬醫院ノ醫員ヲ命セラレタル者ニハ當該官立醫科大學病院費ヨリ手當ヲ給スルコトヲ得

附 則

本令ハ大正十一年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

以上四勅令の制定は高等教育機關大擴張計畫の一部たる新潟、岡山、千葉、金澤、長崎の五醫學專門學校の設備を利用して五箇の醫科大學を設置するの件の中新潟醫科大學及岡山醫科大學の創設準備が整つて、大正十一年四月より其授業を開始することとなつたが爲である。尙ほ現在新潟醫學專門學校及岡山醫學專門學校に在學中の生徒の爲に其卒業に至るまで兩大學に附屬醫學專門部が設置せらるることとなつた。(大學教育の款參照)

大正十一年四月八日勅令第百八十八號を以て左の如く朝鮮臺灣滿洲及樺太在勤文官加俸令中に改正が行はれた。

「朝鮮臺灣滿洲及樺太在勤文官加俸令」ヲ「朝鮮臺灣滿洲樺太及南洋群島在勤文官加俸令」ニ改ム

第一條中「及樺太」ヲ「樺太及南洋群島」ニ改ム

第二條ニ左ノ一項ヲ加フ

南洋廳長官ノ加俸ハ本俸ノ十分ノ九トシ其ノ他ノ南洋廳高等官ノ加俸ハ本俸ノ十分ノ十二以内、南洋廳判任官ハ十分ノ十五以内トシ其ノ額ハ本廳長官之ヲ定ム但シ七級俸以下ノ判任官ノ加俸ハ月額百圓迄ヲ給スルコトヲ得

第七章

大正九年世界大戰直後より昭和七年末に至るまで



附則

本令ハ大正十一年四月分ヨリ之ヲ適用ス

右は世界戦争の結果南洋群島が我國の委任統治に歸したが爲である。

大正十一年四月十七日勅令第二百四號を以て左の如く文部省直轄諸學校職員定員令中に改正が行はれた。  
文部省直轄諸學校職員定員令中左ノ通改正ス

弘前高等學校ノ項及松江高等學校ノ項助教ノ欄ニ「二人」ヲ、大阪外國語學校ノ項助教ノ欄ニ「三人」ヲ加へ  
水戸高等學校ノ項、山形高等學校ノ項及佐賀高等學校ノ項中教授ノ欄「二十三人」ヲ「三十人」ニ、助教ノ欄  
「一人」ヲ「五人」ニ、書記ノ欄「四人」ヲ「六人」ニ、弘前高等學校ノ項及松江高等學校ノ項中教授ノ欄「十六  
人」ヲ「二十四人」ニ、書記ノ欄「四人」ヲ「五人」ニ、東京高等學校ノ項教諭ノ欄「六人」ヲ「十人」ニ、大阪  
高等學校ノ項、浦和高等學校ノ項及福岡高等學校ノ項教授ノ欄「九人」ヲ「十六人」ニ、千葉醫學專門學校ノ項、  
金澤醫學專門學校ノ項及長崎醫學專門學校ノ項書記ノ欄「五人」ヲ「七人」ニ、富山醫學專門學校ノ項教授ノ欄  
「十人」ヲ「十二人」ニ、大阪外國語學校ノ項教授ノ欄「九人」ヲ「十三人」ニ改メ岡山醫學專門學校ノ項及新潟  
醫學專門學校ノ項ヲ削ル

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

大正十一年四月二十七日勅令第二百三十一號を以て左の如く東京天文臺官制中に改正が行はれた。

東京天文臺官制中左ノ通改正ス

第三條中「技師 專任二人」ヲ「技師 專任四人」ニ、「三人」ヲ「六人」ニ改ム

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

同日又勅令第二百三十二號を以て左の如く明治三十八年勅令第九十五號史料編纂に關する職員の中に改正が行はれ  
た。

明治三十八年勅令第九十五號中左ノ通改正ス

第一條中「五人」ヲ「六人」ニ、「九人」ヲ「十人」ニ改ム

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

右の五人は史料編纂官の定員、九人は史料編纂官補の定員である。

大正十一年五月一日勅令第二百四十二號を以て左の如く文部省直轄諸學校職員定員令中に改正が行はれた。

文部省直轄諸學校職員定員令中左ノ通改正ス

東京高等師範學校ノ項教諭ノ欄「十一人」ヲ「十四人」ニ、廣島高等師範學校ノ項教授ノ欄「四十七人」ヲ「四十

第七章

大正九年世界大戰直後より昭和七年末に至るまで



九人」ニ、助教授ノ欄「八人」ヲ「九人」ニ、書記ノ欄「七人」ヲ「八人」ニ、鹿児島高等農林學校ノ項教授ノ欄「十九人」ヲ「二十人」ニ、京都高等蠶業學校ノ項教授ノ欄「九人」ヲ「十一人」ニ、助教授ノ欄「九人」ヲ「十人」ニ、鳥取高等農業學校ノ項教授ノ欄「七人」ヲ「十三人」ニ、助教授ノ欄「六人」ヲ「八人」ニ、書記ノ欄「四人」ヲ「五人」ニ、三重高等農林學校ノ項教授ノ欄「五人」ヲ「九人」ニ、助教授ノ欄「二人」ヲ「七人」ニ、名古屋高等商業學校ノ項教授ノ欄「十人」ヲ「十六人」ニ、助教授ノ欄「四人」ヲ「五人」ニ、書記ノ欄「四人」ヲ「五人」ニ、福島高等商業學校ノ項及大分高等商業學校ノ項教授ノ欄「五人」ヲ「十人」ニ、助教授ノ欄「一人」ヲ「四人」ニ、東京高等工業學校ノ項助教授ノ欄「三十五人」ヲ「三十三人」ニ、大阪高等工業學校ノ項教授ノ欄「二十八人」ヲ「二十九人」ニ、助教授ノ欄「二十六人」ヲ「二十七人」ニ、米澤高等工業學校ノ項教授ノ欄「十八人」ヲ「二十人」ニ、助教授ノ欄「十一人」ヲ「十二人」ニ、桐生高等工業學校ノ項教授ノ欄「十六人」ヲ「十七人」ニ、助教授ノ欄「十人」ヲ「十一人」ニ、書記ノ欄「五人」ヲ「六人」ニ、横濱高等工業學校ノ項及廣島高等工業學校ノ項教授ノ欄「十三人」ヲ「二十人」ニ、助教授ノ欄「六人」ヲ「十人」ニ、書記ノ欄「五人」ヲ「六人」ニ、金澤高等工業學校ノ項教授ノ欄「九人」ヲ「十六人」ニ、助教授ノ欄「四人」ヲ「七人」ニ、書記ノ欄「四人」ヲ「五人」ニ、仙臺高等工業學校ノ項教授ノ欄「十六人」ヲ「十七人」ニ、東京高等工藝學校ノ項教授ノ欄「六人」ヲ「十三人」ニ、助教授ノ欄「二人」ヲ「七人」ニ、神戸高等工業學校ノ項教授ノ欄「五人」ヲ「九人」ニ、助教授ノ欄「一人」ヲ「四人」ニ、神戸高等商船學校ノ項教授ノ欄「二十四人」ヲ「三十三人」ニ、助教授ノ欄「十三人」ヲ「十六人」ニ改ム

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

大正十一年五月十六日勅令第二百五十七號を以て左の如く北海道帝國大學官制中に改正が行はれた。

北海道帝國大學官制中左ノ通改正ス

- 第一條中「書記」ノ次ニ「司書」ヲ加フ
- 第二條ノ二中「三十七人」ヲ「四十七人」ニ改ム
- 第二條ノ三中「二十八人」ヲ「三十八人」ニ改ム
- 第四條中「一人教授又ハ助教授ヨリ文部大臣之ヲ補ス」ヲ「專任一人奏任トス」ニ改ム
- 第四條ノ二中「六十五人」ヲ「八十五人」ニ改ム
- 第五條中「三十二人」ヲ「三十六人」ニ改ム
- 第五條ノ二 司書ハ專任二人判任トス上官ノ命ヲ承ケ附屬圖書館ニ於ケル圖書記録ノ整理、保存及閲覧ニ關スル事務ニ従事ス

第十一條中「二人」ヲ「三人」ニ改ム

第十二條中「三十七人」ヲ「四十九人」ニ、「十四人」ヲ「十八人」ニ改ム

第十三條 北海道帝國大學ニ附屬圖書館ヲ置ク

圖書館ニ圖書館長ヲ置ク教授又ハ助教授ノ中ヨリ文部大臣之ヲ補ス

圖書館長ハ總長ノ監督ノ下ニ於テ圖書館ノ事務ヲ掌理ス

第七章 大正九年世界大戰直後より昭和七年末に至るまで



附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第二條の二は教授の定員、第二條の三は助教授の定員、第四條の改正は専任學生監を置きたること、第四條の二は助手の定員、第五條は書記の定員、第十一條は判任官たる看護長の定員に關するものであり、第十二條中三十七人は豫科及専門部を通じたる教授の定員、十四人は同助教授の定員である。

大正十一年五月三十日勅令第二百九十號を以て左の如く九州帝國大學官制中に改正が行はれた。

九州帝國大學官制中左ノ通改正ス

第一條中「書記」ノ次ニ「司書」ヲ加フ

第二條ノ二中「七十五人」ヲ「八十七人」ニ改ム

第二條ノ三中「四十九人」ヲ「六十一人」ニ改ム

第四條ノ二中「百六人」ヲ「百三十人」ニ改ム

第五條中「二十二」ヲ「二十四」ニ改ム

第五條ノ二 司書ハ専任二人判任トス上官ノ命ヲ承ケ附屬圖書館ニ於ケル圖書記録ノ整理、保存及閱覽ニ關スル事務ニ従事ス

第九條中「六人」ヲ「十一人」ニ改ム

第十條中「三人」ヲ「十四人」ニ改ム

第十一條 農學部ニ附屬農場及附屬演習林ヲ置ク

農場ニ農場長、演習林ニ演習林長ヲ置ク農學部ニ屬スル教授又ハ助教授ノ中ヨリ文部大臣之ヲ補ス

農場長及演習林長ハ總長ノ監督ノ下ニ於テ各其ノ事務ヲ掌理ス

第十二條 九州帝國大學ニ附屬圖書館ヲ置ク

圖書館ニ圖書館長ヲ置ク教授又ハ助教授ノ中ヨリ文部大臣之ヲ補ス

圖書館長ハ總長ノ監督ノ下ニ於テ圖書館ノ事務ヲ掌理ス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第二條の二は教授の定員、第二條の三は助教授の定員、第四條の二は助手の定員、第五條は書記の定員、第九條は藥劑手の定員、第十條は判任官たる看護長の定員に關するものである。

同日又勅令第二百九十二號を以て左の如く東京商科大学官制中に改正が行はれた。

東京商科大学官制中左ノ通改正ス

第十四條中「十八人」ヲ「二十三人」ニ、「四人」ヲ「五人」ニ改ム

第十五條中「二十七人」ヲ「二十三人」ニ改ム

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第七章 大正九年世界大戰直後より昭和七年末に至るまで



第十四條中十八人は豫科教授の定員、四人は同助教授の定員、第十五條は商學專門部教授の定員である。

大正十一年六月一日勅令第二百九十九號を以て左の如く京都帝國大學官制中に改正が行はれた。  
京都帝國大學官制中左ノ通改正ス

- 第二條ノ二中「百三十五人」ヲ「百四十八人」ニ改ム
- 第三條中「八十一人」ヲ「九十六人」ニ改ム
- 第四條ノ三中「百三十六人」ヲ「百六十四人」ニ改ム
- 第五條中「三十三人」ヲ「四十三人」ニ改ム
- 第五條ノ三中「七人」ヲ「八人」ニ改ム

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第二條の二は教授の定員、第三條は助教授の定員、第四條の三は助手の定員、第五條は書記の定員、第五條の三は技手の定員に關するものである。

大正十一年八月九日勅令第三百六十號を以て左の如く航空研究所官制中に改正が行はれた。

- 航空研究所官制中左ノ通改正ス
- 第六條中「一人」ヲ「二人」ニ改ム

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第六條は技師の定員に關するものである。

同日勅令第三百六十一號を以て左の如く金屬材料研究所官制が定められた。

金屬材料研究所官制

- 第一條 東北帝國大學ニ金屬材料研究所ヲ附置ス
- 第二條 金屬材料研究所ハ鐵鋼其ノ他ノ金屬及合金ニ關スル學理及應用ノ研究ヲ掌ル
- 第三條 金屬材料研究所ニ左ノ三部ヲ置ク

冶金部

製鋼部

鑄物部

第四條 金屬材料研究所ニ左ノ職員ヲ置ク

所長

所員

助手

書記

第七章

大正九年世界大戰直後より昭和七年末に至るまで



第五條 所長ハ東北帝國大學教授ノ中ヨリ文部大臣之ヲ補ス

所長ハ東北帝國大學總長ノ監督ノ下ニ於テ金屬材料研究所ノ事務ヲ掌理ス

第六條 所員ハ帝國大學ノ教授及助教ノ中ヨリ文部大臣之ヲ補ス

所員ハ所長ノ監督ノ下ニ於テ研究ヲ掌ル

第七條 助手ハ專任九人判任トス上司ノ指揮ヲ承ケ研究ニ従事ス

第八條 書記ハ專任一人判任トス上司ノ指揮ヲ承ケ事務ニ従事ス

第九條 帝國大學教授ニシテ所長又ハ所員ニ補セラレタル者ニハ講座ヲ擔任セシメサルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ講座ヲ擔任セサル教授及所員ニ補セラレ専ラ所務ニ従事スル助教ハ所屬帝國大學ノ定員外トス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

右は大正八年東北帝國大學の附屬として設けられた鐵鋼研究所の規模を擴張し其研究の範圍を弘め、金屬材料研究所として之を東北帝國大學に附置することとしたのである。而して曩の航空研究所の例に倣ひ所員に補せられたる爲講座を擔任せざる所謂研究教授を置き得ることとした。

同日勅令第三百六十二號を以て左の如く東北帝國大學官制中に改正が行はれた。  
東北帝國大學官制中左ノ通改正ス

第二條ノ二中「五十七人」ヲ「六十人」ニ改ム

第四條ノ二中「百二人」ヲ「九十三人」ニ改ム

第十條ノ二ヲ削ル

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第二條の二は教授の定員、第四條の二は助手の定員に關するものである。第十條の二は鐵鋼研究所に關する規定であるが、これは金屬材料研究所官制の制定の結果不用となつたが爲である。

同日又勅令第三百六十三號を以て左の如く帝國大學高等官官等俸給令中に改正が行はれた。

帝國大學高等官官等俸給令中左ノ通改正ス

第三條中「航空研究所長」ノ次ニ「金屬材料研究所長」ヲ加ヘ「鐵鋼研究所長」ヲ削ル

第四條ノ二中「航空研究所員ニ補セラレ講座ヲ擔任セサル者」ヲ「航空研究所員又ハ金屬材料研究所員ニ補セラレ

タル者」ニ改ム

第六條ノ二 助教授ニシテ航空研究所員又ハ金屬材料研究所員ニ補セラレ専ラ所務ニ従事スル者ニハ年額九百圓以  
内ノ職務俸ヲ給スルコトヲ得

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第七章 大正九年世界大戰直後より昭和七年末に至るまで



大正十一年八月十七日勅令第三百七十七號を以て左の如く東京帝國大學官制中に改正が行はれた。  
東京帝國大學官制中左ノ通改正ス

第二條ノ二中「二百三人」ヲ「二百十六人」ニ改ム

第二條ノ三中「百十九人」ヲ「百三十一人」ニ改ム

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第二條の二は教授の定員、第二條の三は助教授の定員に關するものである。

大正十一年八月二十五日勅令第三百九十一號を以て左の如く文部省直轄諸學校官制中に改正が行はれた。

文部省直轄諸學校官制中左ノ通改正ス

第一條中「福岡高等學校」ノ次ニ「静岡高等學校」及「高知高等學校」ヲ加フ

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

右は高等教育機關大擴張計畫の一部たる静岡高等學校及高知高等學校の創立準備が整つて、大正十二年四月より授業を開始することとなつたが爲である。

同日又勅令第三百九十二號を以て左の如く文部省直轄諸學校職員定員令中に改正が行はれた。

文部省直轄諸學校職員定員令中左ノ通改正ス

福岡高等學校ノ項ノ次ニ

静岡高等學校	一人	九人							四人
高知高等學校	一人	九人							四人

ヲ加フ

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

大正十一年八月二十九日勅令第三百九十六號を以て大正八年勅令第十三號「帝國大學及其ノ學制ニ關スル件」中に改正が行はれ、東北帝國大學に法文學部が設置せられた。(大學教育の款參照)

同日又勅令第三百九十七號を以て左の如く東北帝國大學官制中に改正が行はれた。

東北帝國大學官制中左ノ通改正ス

第二條ノ二中「六十人」ヲ「六十八人」ニ改ム

第二條ノ三中「四十五人」ヲ「四十七人」ニ改ム

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第七章 大正九年世界大戰直後より昭和七年末に至るまで



第二條の二は教授の定員、第二條の三は助教授の定員に關するものである。

大正十一年十月二十一日勅令第四百四十一號を以て左の如く文部省直轄諸學校官制中に改正が行はれた。

文部省直轄諸學校官制中左ノ通改正ス

第一條中「三重高等農林學校」ノ次ニ「宇都宮高等農林學校」ヲ、「大分高等商業學校」ノ次ニ「彦根高等商業學校」及「和歌山高等商業學校」ヲ、「神戸高等工業學校」ノ次ニ「濱松高等工業學校」及「徳島高等工業學校」ヲ加フ

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

右は高等教育機關大擴張計畫の一部たる宇都宮高等農林學校、彦根高等商業學校、和歌山高等商業學校、濱松高等工業學校及徳島高等工業學校の創立準備が整つて、大正十二年四月より授業を開始することとなつたが爲である。

同日又勅令第四百四十二號を以て左の如く文部省直轄諸學校職員定員令中に改正が行はれた。

文部省直轄諸學校職員定員令中左ノ通改正ス

三重高等農林學校ノ項ノ次ニ

宇都宮高等農林學校

一人

五人

二人

四人

ヲ、大分高等商業學校ノ項ノ次ニ

彦根高等商業學校	一人	五人								一人	一人								四人	四人
和歌山高等商業學校	一人	五人								一人									四人	

ヲ、神戸高等工業

學校ノ項ノ次ニ

濱松高等工業學校	一人	五人								一人	一人								四人	四人
徳島高等工業學校	一人	五人								一人									四人	

ヲ加フ

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

大正十一年十一月四日勅令第四百八十一號を以て左の如く東京帝國大學官制中に改正が行はれた。

東京帝國大學官制中左ノ通改正ス

第四條ノ三中「二百二十四人」ヲ「二百五十四人」ニ改ム

第五條中「六十人」ヲ「六十六人」ニ改ム

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第四條の三は助手の定員、第五條は書記の定員に關するものである。

同日勅令第四百八十二號を以て左の如く航空研究所官制中に改正が行はれた。

第七章 大正九年世界大戦直後より昭和七年末に至るまで



航空研究所官制中左ノ通改正ス

第七條中「四人」ヲ「五人」ニ改ム

第八條中「二十五人」ヲ「三十三人」ニ改ム

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第七條は書記の定員、第八條は技手の定員に關するものである。

同日勅令第四百八十三號を以て左の如く東北帝國大學官制中に改正が行はれた。

東北帝國大學官制中左ノ通改正ス

第一條中「學生監」ノ次ニ「司書官」ヲ加フ

第二條ノ三中「四十七人」ヲ「五十五人」ニ改ム

第四條ノ二ヲ第四條ノ三トシ同條中「九十三人」ヲ「九十八人」ニ改ム

第四條ノ二 司書官ハ專任一人奏任トス上官ノ命ヲ承ケ附屬圖書館ニ於ケル圖書、記録及閱覽ニ關スル事務ヲ掌理ス

第五條中「二十二二人」ヲ「二十六人」ニ改ム

第五條ノ二中「二人」ヲ「四人」ニ改ム

第九條中「五人」ヲ「十人」ニ改ム

第十條中「看護婦長」ヲ「看護長」ニ、「三人」ヲ「十二人」ニ改ム

第十一條中「教授又ハ助教」ヲ「教授、助教又ハ司書官」ニ改ム

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第二條の三は助教の定員、今回第四條の三となつた第四條の二は助手の定員に關するものである。第五條は書記の定員、第五條の二は司書の定員に關するものである。

同日又勅令第四百八十四號を以て左の如く金屬材料研究所官制中に改正が行はれた。

金屬材料研究所官制中左ノ通改正ス

第七條中「九人」ヲ「十三人」ニ改ム

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第七條は助手の定員に關するものである。

大正十二年三月三十一日勅令第九十三號を以て左の如く官立醫科大學官制中に改正が行はれた。

官立醫科大學官制中左ノ通改正ス

第一條ニ「千葉醫科大學」、「金澤醫科大學」及「長崎醫科大學」ヲ加フ

第七章 大正九年世界大戰直後より昭和七年末に至るまで



第十九條 新潟醫科大學及岡山醫科大學ニ附屬醫學專門部ヲ置キ千葉醫科大學、金澤醫科大學及長崎醫科大學ニ附屬醫學專門部及附屬藥學專門部ヲ置ク

專門部ニ教授及助教ヲ置ク

教授ハ奏任、助教教授ハ判任トス生徒ノ教育ヲ掌ル

專門部ニ主事ヲ置ク專門部教授ノ中ヨリ文部大臣之ヲ補ス大學長ノ命ヲ承ケ專門部ノ事務ヲ掌理シ職員ヲ監督シ生徒ノ訓育ヲ掌ル

(別表)

官立醫科大學職員定員表

大學	大學長	教授	助教	事務官	助手	書記	附屬醫院			附屬專門部	
							藥局長	藥劑手	看護長	教授	助教
新潟醫科大學	一人	二十人	二十一人	一人	五十七人	十人	一人	十人	十人	五人	三人
岡山醫科大學	一人	二十人	二十一人	一人	五十七人	十一人	一人	十人	十人	五人	三人
千葉醫科大學	一人	十四人	十四人	一人	三十七人	九人	一人	十人	十人	十三人	五人
金澤醫科大學	一人	十四人	十四人	一人	三十七人	九人	一人	十人	十人	十三人	五人
長崎醫科大學	一人	十四人	十四人	一人	三十七人	九人	一人	十人	十人	十三人	五人

附則

本令ハ大正十二年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行ノ際現ニ千葉醫學專門學校、金澤醫學專門學校又ハ長崎醫學專門學校ノ教授ノ職ニ在ル者別ニ辭令ヲ發セラレサルトキハ各千葉醫科大學、金澤醫科大學又ハ長崎醫科大學ノ附屬醫學專門部ノ教授ニ同官等俸給ヲ以テ任セラレタルモノトス

本令施行ノ際現ニ千葉醫學專門學校、金澤醫學專門學校又ハ長崎醫學專門學校ノ助教又ハ書記ノ職ニ在ル者別ニ辭令ヲ發セラレサルトキハ各千葉醫科大學、金澤醫科大學又ハ長崎醫科大學ノ附屬醫學專門部助教又ハ書記ニ同俸給ヲ以テ任セラレタルモノトス

右は高等教育機關大擴張計畫の一部として新潟、岡山、千葉、金澤、長崎の五醫學專門學校の設備を利用して單科の醫科大學を設置する件の中、新潟、岡山の分は既に大正十一年度より實行せられたが、今回其残りの千葉、金澤、長崎三醫科大學の創設準備が整つて、大正十二年四月より其授業を開始することとなつたので官制の改正を必要としたのである。新潟、岡山の兩醫學專門學校には醫學科があるのみで藥學科はなかつたから、大學設置の際單に現在醫學科の在る學生の爲に經過的に附屬醫學專門部を設けたのであるが、千葉、金澤、長崎の三校には何れも醫學科の外藥學科があるので、現在生徒の爲に經過的に附屬醫學專門部を設けるの外尙ほ附屬藥學專門部をも設けたのである。即ち藥學專門部は現在生徒の爲に卒業まで經過的に之を設くる意味ではなく、從來の藥學科に代へ恒久的に專門學校程度の藥學教育機關たらしめんとし之を設けたのである。(大學教育の款参照)

同日又左の如く勅令第九十四號を以て文部省直轄諸學校官制中の改正、勅令第九十五號を以て文部省直轄諸學校職員



定員令中の改正、勅令第九十六號を以て高等官官等俸給令中の改正、勅令第九十七號を以て大正三年勅令第四十六號文部省直轄醫學專門學校附屬醫院職員に手當給與の件廢止の件が定められた。

○勅令第九十四號

文部省直轄諸學校官制中左ノ通改正ス

第一條中「千葉醫學專門學校」、「金澤醫學專門學校」及「長崎醫學專門學校」ヲ削ル  
第四條及第十八條ノ二ヲ削リ第五條ヲ第四條トシ第五條ノ二ヲ第五條トス

附 則

本令ハ大正十二年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

○勅令第九十五號

文部省直轄諸學校職員定員令中左ノ通改正ス

千葉醫學專門學校ノ項、金澤醫學專門學校ノ項及長崎醫學專門學校ノ項ヲ削ル

附 則

本令ハ大正十二年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

○勅令第九十六號

高等官官等俸給令中左ノ通改正ス

第十條第五項ノ次ニ左ノ如ク加フ

官立醫科大學附屬藥學專門部教授ニシテ五年以上高等官三等ニ在リ功績アル者ハ通シテ一人ヲ限り高等官二等ニ

陞敘スルコトヲ得

附 則

本令ハ大正十二年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行ノ際現ニ千葉醫學專門學校、金澤醫學專門學校又ハ長崎醫學專門學校ノ教授ニシテ官立醫科大學附屬藥學專門部教授ニ任セラレタル者ノ千葉醫學專門學校、金澤醫學專門學校又ハ長崎醫學專門學校ノ教授トシテノ高等官三等ノ在職ハ高等官官等俸給令第十條第六項ノ規定ノ適用ニ付テハ之ヲ官立醫科大學附屬藥學專門部教授トシテノ高等官三等ノ在職ト看做ス

本令施行ノ際現ニ千葉醫學專門學校教授ニシテ高等官二等ニ在ル者ヲ官立醫科大學藥學專門部教授ニ任スル場合ニ於テハ之ヲ高等官二等ニ敘スルコトヲ得

○勅令第九十七號

大正三年勅令第四十六號ハ之ヲ廢止ス

附 則

本令ハ大正十二年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

以上の四勅令の發布は今回三醫科大學の設置に伴ひ、從來の官立醫學專門學校は全然其存在を失ふに至つた結果である。

大正十二年四月十日勅令第六十一號を以て左の如く文部省直轄諸學校職員定員令中に改正が行はれた。



文部省直轄諸學校職員定員令中左ノ通改正ス

弘前高等學校及松江高等學校ノ各項中「二十四人」ヲ「三十人」ニ、「二人」ヲ「五人」ニ、「五人」ヲ「六人」ニ改ム

東京高等學校ノ項中「十人」ヲ「十一人」ニ、「二人」ヲ「五人」ニ改ム

大阪高等學校、浦和高等學校及福岡高等學校ノ各項中助教ノ欄ニ「二人」ヲ加ヘ「十六人」ヲ「二十四人」ニ、「四人」ヲ「五人」ニ改ム

静岡高等學校及高知高等學校ノ各項中「九人」ヲ「十六人」ニ改ム

大阪外國語學校ノ項中「十三人」ヲ「十九人」ニ、「三人」ヲ「五人」ニ、「四人」ヲ「五人」ニ改ム

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

大正十二年五月九日勅令第二百二十五號を以て左の如く金属材料研究所官制中に改正が行はれた。

金属材料研究所官制中左ノ通改正ス

第七條中「十三人」ヲ「十八人」ニ改ム

第八條中「一人」ヲ「二人」ニ改ム

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第七條は助手の定員、第八條は書記の定員に關するものである。

同日勅令第二百二十七號を以て左の如く九州帝國大學官制中に改正が行はれた。

九州帝國大學官制中左ノ通改正ス

第二條ノ二中「八十七人」ヲ「九十二人」ニ改ム

第二條ノ三中「六十一人」ヲ「六十八人」ニ改ム

第四條 學生監ハ教授又ハ助教ノ中ヨリ文部大臣之ヲ補ス總長ノ命ヲ承ケ學生ノ監督ニ關スル事ヲ掌ル

第四條ノ二中「百三十人」ヲ「百四十八人」ニ改ム

第五條中「二十四人」ヲ「三十人」ニ改ム

第十條中「十四人」ヲ「十五人」ニ改ム

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第二條の二は教授の定員、第二條の三は助教の定員、第四條の二は助手の定員、第五條は書記の定員、第十條は判任官たる看護長の定員に關するものである。第四條學生監は從來專任の官であつたのを補職に改めたのである。又從來學生の取締に關する事を掌るとあつたのを改めて學生の監督に關する事を掌ることとしたのである。

同日勅令第二百二十八號を以て左の如く東京商科大學官制中に改正が行はれた。

第七章 大正九年世界大戰直後より昭和七年末に至るまで



東京商科大學官制中左ノ通改正ス  
第十五條中「十人」ヲ「五人」ニ改ム

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第十五條中十人は附屬商學專門部助教授の定員である。

同日勅令第二百二十九號を以て左の如く文部省直轄諸學校職員定員令中に改正が行はれた。

文部省直轄諸學校職員定員令中左ノ通改正ス

京都高等蠶業學校ノ項教授ノ欄「十一人」ヲ「十二人」ニ、助教授ノ欄「十人」ヲ「十一人」ニ、鳥取高等農業學校ノ項教授ノ欄「十三人」ヲ「十六人」ニ、助教授ノ欄「八人」ヲ「十人」ニ、書記ノ欄「五人」ヲ「六人」ニ、三重高等農林學校ノ項教授ノ欄「九人」ヲ「十五人」ニ、助教授ノ欄「七人」ヲ「十人」ニ、書記ノ欄「四人」ヲ「五人」ニ、宇都宮高等農林學校ノ項教授ノ欄「五人」ヲ「七人」ニ、助教授ノ欄「二人」ヲ「六人」ニ、名古屋高等商業學校ノ項教授ノ欄「十六人」ヲ「二十人」ニ、助教授ノ欄「五人」ヲ「八人」ニ、書記ノ欄「五人」ヲ「六人」ニ、福島高等商業學校ノ項及大分高等商業學校ノ項教授ノ欄「十人」ヲ「十六人」ニ、助教授ノ欄「四人」ヲ「六人」ニ、書記ノ欄「四人」ヲ「五人」ニ、彦根高等商業學校ノ項及和歌山高等商業學校ノ項教授ノ欄「五人」ヲ「十人」ニ、助教授ノ欄「一人」ヲ「四人」ニ、米澤高等工業學校ノ項教授ノ欄「二十人」ヲ「二十二」ニ、助教授ノ欄「十二人」ヲ「十三人」ニ、金澤高等工業學校ノ項教授ノ欄「十六人」ヲ「二十人」ニ、助教授ノ欄

「七人」ヲ「十人」ニ、書記ノ欄「五人」ヲ「六人」ニ、東京高等工藝學校ノ項教授ノ欄「十三人」ヲ「十六人」ニ、助教授ノ欄「七人」ヲ「九人」ニ、書記ノ欄「四人」ヲ「五人」ニ、神戸高等工業學校ノ項教授ノ欄「九人」ヲ「十六人」ニ、助教授ノ欄「四人」ヲ「七人」ニ、書記ノ欄「四人」ヲ「五人」ニ、濱松高等工業學校ノ項及徳島高等工業學校ノ項教授ノ欄「五人」ヲ「九人」ニ、助教授ノ欄「一人」ヲ「五人」ニ改ム

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

同日又勅令第二百三十一號を以て左の如く帝國大學高等官等俸給令中に改正が行はれた。

帝國大學高等官等俸給令中左ノ通改正ス

第三條中「教授助教授ニシテ」ヲ「教授助教授ニシテ學生監」ニ改ム

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

右第三條中の改正は教授助教授にして學生監に補せられたる者にも職務俸を給することとしたのである。

大正十二年五月十六日勅令第二百四十二號を以て左の如く東北帝國大學官制中に改正が行はれた。

東北帝國大學官制中左ノ通改正ス

第二條ノ二中「六十八人」ヲ「八十三人」ニ改ム

第 七 章

大正九年世界大戰直後より昭和七年末に至るまで



- 第二條ノ三中「五十五人」ヲ「六十三人」ニ改ム
- 第四條 學生監ハ教授又ハ助教ノ中ヨリ文部大臣之ヲ補ス總長ノ命ヲ承ケ學生ノ監督ニ關スル事ヲ掌ル
- 第四條ノ三中「九十八人」ヲ「百十四人」ニ改ム
- 第五條中「二十六人」ヲ「二十九人」ニ改ム
- 第五條ノ二中「四人」ヲ「五人」ニ改ム

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第二條の二は教授の定員、第二條の三は助教の定員、第四條の三は助手の定員、第五條は書記の定員、第五條の二は司書の定員に關するものである。第四條學生監は從來專任の官であつたのを今回は補職と改めたのである。又從來學生の取締に關する事を掌るとあつたのを改めて學生の監督に關する事を掌ることとしたのである。

同日勅令第二百四十四號を以て左の如く北海道帝國大學官制中に改正が行はれた。

北海道帝國大學官制中左ノ通改正ス

- 第二條ノ二中「四十七人」ヲ「五十三人」ニ改ム
- 第二條ノ三中「三十八人」ヲ「四十四人」ニ改ム
- 第四條 學生監ハ教授又ハ助教ノ中ヨリ文部大臣之ヲ補ス總長ノ命ヲ承ケ學生ノ監督ニ關スル事ヲ掌ル
- 第四條ノ二中「八十五人」ヲ「百五人」ニ改ム

第五條中「三十六人」ヲ「三十七人」ニ改ム

第十條中「四人」ヲ「八人」ニ改ム

第十一條中「三人」ヲ「八人」ニ改ム

第十二條 北海道帝國大學ニ豫科ヲ置キ教授專任三十八人助教專任九人ヲ置ク

教授ハ奏任トシ助教ハ判任トス生徒ノ教育ヲ掌ル

豫科ニ主事及生徒監ヲ置キ豫科教授ノ中ヨリ文部大臣之ヲ補ス

主事ハ總長ノ命ヲ承ケ豫科ノ事務ヲ掌理シ職員ヲ監督ス

生徒監ハ主事ノ指揮ヲ承ケ生徒ノ訓育ヲ掌ル

第十三條ヲ第十四條トス

第十三條 北海道帝國大學ニ附屬土木專門部及附屬水産專門部ヲ置キ教授專任十六人助教專任十一人ヲ置ク

教授ハ奏任トシ助教ハ判任トス生徒ノ教育ヲ掌ル

各專門部ニ主事及生徒監ヲ置キ專門部教授ノ中ヨリ文部大臣之ヲ補ス

主事ハ總長ノ命ヲ承ケ各專門部ノ事務ヲ掌理シ職員ヲ監督ス

生徒監ハ主事ノ指揮ヲ承ケ生徒ノ訓育ヲ掌ル

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行ノ際現ニ北海道帝國大學附屬大學豫科ノ教授又ハ助教ノ職ニ在ル者別ニ附令ヲ發セラレサルトキハ各北



北海道帝國大學豫科ノ教授又ハ助教ニ同官等俸給ヲ以テ任セラレタルモノトス

第二條の二は教授の定員、第二條の三は助教の定員、第四條の二は助手の定員、第五條は書記の定員、第十條は藥劑手の定員、第十一條は判任官たる看護長の定員に關するものである。第四條學生監は從來專任の官であつたのを今回補職に改めたのである。又從來學生の取締に關することを掌ることとしたるを、今回改めて學生の監督を掌ることとしたのである。

北海道帝國大學には從來大學豫科があり又専門部があつて、此等の教官は通じて其定員を定めて居たのであるが、漸次大學學部の擴張に伴ひ大學豫科の規模も次第に大きくなつたので、今回は豫科の職員と専門部の職員とを明に區分し定員を各別に規定することとしたのである。又大學豫科は之を豫科に改めたのであつた。

同日又勅令第二百四十六號を以て左の如く高等官官等俸給令中に改正が行はれた。

高等官官等俸給令中左ノ通改正ス

第十條第四項中「北海道帝國大學附屬大學豫科、土木専門部、水産専門部」ヲ「北海道帝國大學豫科、附屬土木専門部、附屬水産専門部」ニ改ム

別表第一表文部省ノ部中「帝國大學附屬大學豫科教授」ヲ「帝國大學豫科教授」ニ改ム

別表第五表中「帝國大學附屬大學豫科教授」ヲ「帝國大學豫科教授」ニ改ム

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行ノ際現ニ北海道帝國大學附屬大學豫科教授ニシテ北海道帝國大學豫科教授ニ任セラレタル者ノ北海道帝國大學附屬大學豫科教授トシテノ高等官三等ノ在職ハ高等官官等俸給令第十條第四項ノ規定ニ付テハ之ヲ北海道帝國大學豫科教授トシテノ高等官三等ノ在職ト看做ス

本令施行ノ際現ニ北海道帝國大學附屬大學豫科教授ニシテ高等官二等ニ在ル者ヲ北海道帝國大學豫科教授ニ任スル場合ニ於テハ之ヲ高等官二等ニ叙スルコトヲ得

右は北海道帝國大學官制中の改正に伴ふものである。

大正十二年五月二十四日勅令第二百六十八號を以て左の如く京都帝國大學官制中に改正が行はれた。

京都帝國大學官制中左ノ通改正ス

第三條中「九十六人」ヲ「百人」ニ改ム

第四條 學生監ハ教授又ハ助教ノ中ヨリ文部大臣之ヲ補ス總長ノ命ヲ承ケ學生ノ監督ニ關スル事ヲ掌ル

第四條ノ三中「百六十四人」ヲ「百六十六人」ニ改ム

第五條ノ二中「七人」ヲ「八人」ニ改ム

第九條中「五人」ヲ「六人」ニ改ム

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第三條は助教の定員、第四條の三は助手の定員、第五條の二は司書の定員、第九條は藥劑手の定員に關するもので



ある。第四條學生監は従來專任の官であつたのを改めて補職としたのである。又従來學生の取締を掌ることとなつてゐたのを學生の監督を掌ることと改めたのである。

大正十二年六月十一日勅令第三百一號を以て左の如く文部省直轄諸學校職員定員令中に改正が行はれた。  
文部省直轄諸學校職員定員令中左ノ通改正ス  
東京高等師範學校ノ項教諭ノ欄「十四人」ヲ「十六人」ニ、廣島高等師範學校ノ項教授ノ欄「四十九人」ヲ「五十人」ニ、東京盲學校ノ項教諭ノ欄「三人」ヲ「五人」ニ、東京聾啞學校ノ項教諭ノ欄「三人」ヲ「五人」ニ改ム  
附 則  
本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

同日勅令第三百二號を以て左の如く東京博物館官制中に改正が行はれた。

東京博物館官制中左ノ通改正ス  
第二條中「館長 奏任」ノ次ニ「學藝官 二人 奏任」ヲ加ヘ「五人」ヲ「三人」ニ改ム  
第四條 學藝官ハ館長ノ命ヲ承ケ社會教育上必要ナル物品ノ蒐集、陳列及其ノ研究ヲ掌ル  
第五條 學藝官補ハ學藝官ノ事務ヲ助ケ  
第六條 書記ハ館長ノ指揮ヲ承ケ庶務會計ニ従事ス  
第七條 文部大臣ハ必要ニ依リ東京博物館ニ評議員ヲ置クコトヲ得

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第二條に於て學藝官及學藝官補が新に置かるることとなつた。一方に於て書記の定員は五人より三人に減せられた。

同日又勅令第三百三號を以て左の如く高等官官等俸給令中に改正が行はれた。

高等官官等俸給令中左ノ通改正ス

第十五條中「維新史料編纂官」ノ次ニ「東京博物館學藝官」ヲ加フ

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

大正十二年六月十四日勅令第三百六號を以て左の如く東京天文臺官制中に改正が行はれた。

東京天文臺官制中左ノ通改正ス

第三條中「四人」ヲ「五人」ニ、「六人」ヲ「八人」ニ改ム

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第三條中四人は技師の定員、六人は技手の定員である。



同日勅令第三百七號を以て左の如く傳染病研究所官制中に改正が行はれた。

傳染病研究所官制中左ノ通改正ス

第四條中「書記 專任 五人 判任」ヲ「藥劑手 專任 三人書記 專任 五人 判任」ニ、「看護婦長」ヲ「看護長」ニ改ム

第七條ノ二 藥劑手ハ上官ノ指揮ヲ承ケ調劑ニ従事ス

第九條中「看護婦長」ヲ「看護長」ニ改ム

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

同日又勅令第三百八號を以て左の如く航空研究所官制中に改正が行はれた。

航空研究所官制中左ノ通改正ス

第六條中「二人」ヲ「三人」ニ改ム

第七條中「五人」ヲ「七人」ニ改ム

第八條中「三十三人」ヲ「四十人」ニ改ム

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第六條は技師の定員、第七條は書記の定員、第八條は技手の定員に關するものである。

大正十二年八月二十八日勅令第三百七十一號を以て左の如く東京帝國大學官制中に改正が行はれた。

東京帝國大學官制中左ノ通改正ス

第二條ノ二中「二百十六人」ヲ「二百二十一人」ニ改ム

第二條ノ三中「百三十一人」ヲ「百四十人」ニ改ム

第四條 學生監ハ教授又ハ助教ノ中ヨリ文部大臣之ヲ補ス總長ノ命ヲ承ケ學生ノ監督ニ關スル事ヲ掌ル

第四條ノ三中「二百五十四人」ヲ「二百六十六人」ニ改ム

第五條中「六十六人」ヲ「七十一人」ニ改ム

第五條ノ二中「十人」ヲ「十一人」ニ改ム

第七條ノ二 醫院及醫院分院ニ藥劑手ヲ置ク專任十三人判任トス

藥劑手ハ上官ノ命ヲ承ケテ醫院又ハ醫院分院ニ於ケル調劑ニ關スル職務ニ服ス

第八條中「看護婦長」ヲ「看護長」ニ改ム

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第二條の二は教授の定員、第二條の三は助教の定員、第四條の三は助手の定員、第五條は書記の定員、第五條の二は司書の定員に關するものである。第四條學生監は從來專任の官であつたのを補職に改めたのである。又從來學生の取締に關することを掌るとあつたのを改めて學生の監督を掌ることとしたのである。



同日又勅令第三百七十三號を以て左の如く高等官官等俸給令中に改正が行はれた。

高等官官等俸給令中左ノ通改正ス

第十五條中「帝國大學學生監」ヲ削ル

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

右は前述の如く帝國大學の學生監は何れも教授又は助教授中よりの補職に改められ、専任の學生監は存在せざることとなつたので之を高等官官等俸給令の規定中より削除したのである。

大正十二年八月三十日左の如く勅令第三百九十一號を以て高等官官等俸給令中の改正が行はれ、勅令第三百九十二號を以て官立大學教官の職務俸に關する件が定められた。

○勅令第三百九十一號

高等官官等俸給令中左ノ通改正ス

第八條中「官立大學教授」ヲ削ル

第十四條中「官立大學教授」及「官立大學助教」ヲ削ル

別表第一表中官立大學教授ノ項ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ

官立大學助教	同上	同上	同上	同上
--------	----	----	----	----

別表第五表中「史料編纂官」ヲ「史料編纂官」ニ、「帝國大學助教」ヲ「帝國大學助教」ニ改ム

附 則

本令ハ大正十二年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行ノ際現ニ官立大學ノ教授又ハ助教授ニシテ教授ニ在リテハ左表第一表、助教授ニ在リテハ左表第二表上欄ノ級俸ヲ受クルモノ別ニ辭令ヲ發セラレサルトキハ各其ノ相當下欄ノ級俸及職務俸ヲ受クルモノトス

官立大學ノ教授又ハ助教授ノ年功加俸ニ關シ第九條第二項第三項又ハ第十九條第二項第三項ノ規定ヲ適用スル場合ニ於テハ從前ノ規定ニ依リ官立大學ノ教授又ハ助教授トシテ改正俸給一級俸ノ額以上ノ俸給ヲ受ケタル在職年數ハ之ヲ通算セス但シ勅任一級俸ヲ受ケタル在職年數ハ此限ニ在ラス

(第一表)

現 行 俸 給	改 正		職 務 俸 給
	本	正	
勅 任 一 級 俸	一 級 俸	一 級 俸	七〇〇 <sub>四</sub>
勅 任 二 級 俸	二 級 俸	二 級 俸	七〇〇
勅 任 三 級 俸	三 級 俸	三 級 俸	七〇〇
奏 任 二 級 俸	四 級 俸	四 級 俸	七〇〇
奏 任 三 級 俸	五 級 俸	五 級 俸	七〇〇



奏任	奏任	奏任	奏任	奏任	奏任	奏任	奏任	奏任	奏任
十一級	十級	九級	八級	七級	六級	五級	四級	三級	二級
俸	俸	俸	俸	俸	俸	俸	俸	俸	俸
十	十	十	十	九	八	七	六	六	六
二	二	一	級	級	級	級	級	級	級
俸	俸	俸	俸	俸	俸	俸	俸	俸	俸
二〇〇	四〇〇	四〇〇	四〇〇	六〇〇	七〇〇	七〇〇	七〇〇	七〇〇	七〇〇

(第二表)

現 行 俸 給	一級	二級	三級	四級	五級	六級	本 改 正 俸	職 務 俸	給
	俸	俸	俸	俸	俸	俸			
	一、四〇〇	一、三〇〇	一、二〇〇	一、〇〇〇	九〇〇	七〇〇			

七級	八級	九級	十級	十一級	十二級
俸	俸	俸	俸	俸	俸
六〇〇	四〇〇	四〇〇	三〇〇	二〇〇	一〇〇

○勅令第三百九十二號

官立大學ノ教授及助教授ニハ本俸ノ外學科ノ種類職務ノ繁閑ニ從ヒ俸給トシテ職務俸ヲ給スルコトヲ得  
 教授ノ職務俸ハ年額二千二百圓以下、助教授ノ職務俸ハ年額千四百圓以下トス但シ職務俸ノ額ハ本俸ト合シテ六千  
 圓ヲ、本俸及年功加俸ト合シテ六千七百圓ヲ超ユルコトヲ得ス

附 則

本令ハ大正十二年十月一日ヨリ之ヲ施行ス  
 大正十一年勅令第四百四十五號ハ之ヲ廢止ス

前既に述べた如く官立大學には講座制を採用せず、從て教官の俸給も之を本俸と職務俸とに區別せず本俸一本とした  
 のであつたが、之を實施の途に徴し、俸給は職務の繁閑を參酌して之を本俸と職務俸とに別つを便宜とするに至つたの  
 で、今回其制度に改めたのである。然も此處に所謂職務俸は彼の講座に對する職務俸の如く一定不動のものとなり、  
 人々の事情に依て自由に之を定め得るものである。本俸の外に職務俸を給せらるることとなつた結果本俸は從來よりも



引下げらるることとなつたのである。

大正十二年十一月二十八日勅令第四百八十八號を以て左の如く京都帝國大學官制中に改正が行はれた。

京都帝國大學官制中左ノ通改正ス

第二條ノ二中「百四十八人」ヲ「百五十三人」ニ改ム

第三條中「百人」ヲ「百五人」ニ改ム

第四條ノ三中「百六十六人」ヲ「百七十六人」ニ改ム

第五條中「四十三人」ヲ「四十五人」ニ改ム

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第二條の二は教授の定員、第三條は助教授の定員、第四條の三は助手の定員、第五條は書記の定員に關するものである。

同日又勅令第四百八十九號を以て大正八年勅令第十三號「帝國大學及其ノ學部ニ關スル件」中に改正が行はれ、京都帝國大學に農學部が設置せられた。(大學教育の款參照)

大正十二年十二月十一日勅令第五百一號を以て左の如く文部省直轄諸學校官制中に改正が行はれた。

文部省直轄諸學校官制中左ノ通改正ス

第一條中「宇都宮高等農林學校」ノ次ニ「岐阜高等農林學校」ヲ、「和歌山高等商業學校」ノ次ニ「横濱高等商業學校」及「高松高等商業學校」ヲ、「高知高等學校」ノ次ニ「姫路高等學校」及「廣島高等學校」ヲ、「徳島高等工業學校」ノ次ニ「長岡高等工業學校」及「福井高等工業學校」ヲ加フ

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

右は高等教育機關大擴張計畫の一部たる岐阜高等農林學校、横濱高等商業學校、高松高等商業學校、姫路高等學校、廣島高等學校、長岡高等工業學校及福井高等工業學校の創立準備が整つて、大正十三年四月より授業を開始することとなつたが爲である。

同日又勅令第五百二號を以て左の如く文部省直轄諸學校職員定員令中に改正が行はれた。

文部省直轄諸學校職員定員令中左ノ通改正ス

宇都宮高等農林學校ノ項ノ次ニ

岐阜高等農林學校	一	人	五	人	二	人					四	人	ヲ、
----------	---	---	---	---	---	---	--	--	--	--	---	---	----

和歌山高等商業學校ノ項ノ次ニ

横濱高等商業學校	一	人	五	人	一	人					四	人	ヲ、
高松高等商業學校	一	人	五	人	一	人					四	人	

第七 章 大正九年世界大戰直後より昭和七年末に至るまで



